

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2016年6月20日

【事業年度】 第21期(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

【会社名】 ヤフー株式会社

【英訳名】 Yahoo Japan Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 宮坂 学

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂九丁目7番1号

【電話番号】 03(6440)6000

【事務連絡者氏名】 財務本部長 坂上 亮介

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂九丁目7番1号

【電話番号】 03(6440)6000

【事務連絡者氏名】 財務本部長 坂上 亮介

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	国際会計基準		
	第19期	第20期	第21期
決算年月	2014年3月	2015年3月	2016年3月
売上高 (百万円)	408,514	428,487	652,327
営業利益 (百万円)	196,437	197,212	224,997
当期利益 (百万円)	129,667	133,933	172,492
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	128,605	133,051	171,617
親会社の所有者に帰属する当期包括利益 (百万円)	134,062	134,981	172,834
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	619,682	726,002	844,165
資産合計 (百万円)	849,987	1,007,602	1,342,799
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	108.83	127.54	148.29
基本的1株当たり当期利益 (円)	22.43	23.37	30.15
希薄化後1株当たり当期利益 (円)	22.43	23.37	30.14
親会社所有者帰属持分比率 (%)	72.9	72.1	62.9
親会社所有者帰属持分当期利益率 (%)	22.2	19.8	21.9
株価収益率 (倍)	22.56	21.22	15.89
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	132,793	126,239	105,409
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	7,274	67,864	110,537
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	53,129	37,166	49,357
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	482,336	503,937	449,164
従業員数 [ほか、平均臨時雇用人員] (名)	6,291	7,034	9,177 [2,707]

(注) 1 第20期より国際会計基準(以下、IFRSという。)に基づいて連結財務諸表を作成しております。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 株価収益率については、期末時価に当該株式の権利の価格に相当する金額を加算した金額に基づいて算出しております。

4 当社は、2013年10月1日付で普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。

第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり親会社所有者帰属持分、基本的1株当たり当期利益および希薄化後1株当たり当期利益を算定しております。

回次	日本基準			
	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	2012年 3 月	2013年 3 月	2014年 3 月	2015年 3 月
売上高 (百万円)	302,088	342,989	386,284	395,932
経常利益 (百万円)	167,300	188,645	197,634	197,000
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	100,559	115,035	125,116	123,559
当期包括利益 (百万円)	101,318	118,711	127,999	128,047
純資産額 (百万円)	468,300	551,264	626,560	732,831
総資産額 (百万円)	562,022	743,311	842,749	990,541
1株当たり純資産額 (円)	8,020.35	94.51	108.53	126.36
1株当たり当期純利益金額 (円)	1,733.81	19.84	21.82	21.70
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	1,733.50	19.84	21.82	21.70
自己資本比率 (%)	82.8	73.1	73.3	72.6
自己資本利益率 (%)	23.7	22.8	21.5	18.5
株価収益率 (倍)	15.45	21.82	23.19	22.85
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	99,736	139,396	132,829	126,239
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	12,309	51,404	7,310	73,111
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	18,846	40,184	53,129	31,979
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	255,268	409,886	482,628	503,937
従業員数 (名)	5,124	5,780	6,291	7,034

- (注) 1 第20期の日本基準に基づく連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 株価収益率については、期末時価に当該株式の権利の価格に相当する金額を加算した金額に基づいて算出しております。
- 4 当社は、2013年10月1日付で普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

## (2) 提出会社の状況

回次		第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月		2012年3月	2013年3月	2014年3月	2015年3月	2016年3月
売上高	(百万円)	293,104	324,479	349,932	353,579	376,050
経常利益	(百万円)	163,768	183,647	185,923	185,671	166,523
当期純利益	(百万円)	98,795	112,982	119,729	118,900	114,956
資本金	(百万円)	7,959	8,037	8,271	8,281	8,358
発行済株式総数	(千株)	58,184	57,510	5,694,900	5,694,945	5,695,291
純資産額	(百万円)	464,443	539,935	608,565	703,460	771,448
総資産額	(百万円)	560,619	650,194	731,626	822,990	927,541
1株当たり純資産額	(円)	7,994.20	93.80	106.76	123.46	135.40
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	347.00 ( )	401.00 ( )	4.43 ( )	8.86 ( )	8.86 ( )
1株当たり当期純利益金額	(円)	1,703.40	19.49	20.88	20.89	20.19
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	1,703.09	19.49	20.88	20.88	20.19
自己資本比率	(%)	82.7	83.0	83.1	85.4	83.1
自己資本利益率	(%)	23.3	22.5	20.9	18.1	15.6
株価収益率	(倍)	15.72	22.22	24.23	23.74	23.72
配当性向	(%)	20.4	20.6	21.2	42.4	43.9
従業員数	(名)	3,836	3,842	4,607	5,439	5,547

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 株価収益率については、期末時価に当該株式の権利の価格に相当する金額を加算した金額に基づいて算出しております。

3 当社は、2013年10月1日付で普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2 【沿革】

年月	事項
1996年 1月	インターネット上の情報検索サービスの提供を行うことを目的として、東京都中央区日本橋浜町三丁目42番3号にヤフー(株)を設立
1996年 4月	日本語での情報検索サービス(サービス名: Yahoo! JAPAN)を開始
1996年 5月	本社を、東京都中央区日本橋箱崎町24番1号に移転
1997年11月	店頭登録銘柄として株式を公開
1998年 7月	「My Yahoo!」、「Yahoo!ゲーム」などの登録サービスを開始
1999年 8月	本社を、東京都港区北青山三丁目6番7号に移転
1999年 9月	「Yahoo!オークション」(現「ヤフオク!」)、「Yahoo!ショッピング」を開始
2000年 9月	携帯端末へのインターネットサービス拡充のため、ピー・アイ・エム(株)を吸収合併し、同社の100%子会社であった(株)電脳隊(現 ワイズ・スポーツ(株))が当社の子会社となる(現 連結子会社)
2001年 5月	「Yahoo!オークション」(現「ヤフオク!」)において、サービスの安全性確保を目的に、本人確認と補償制度提供を骨子とした有料化を開始
2001年 9月	ブロードバンド関連の総合サービス「Yahoo! BB」の商用サービスを開始
2002年 4月	「Yahoo!オークション」(現「ヤフオク!」)において、出品システム利用料の課金を開始 「Yahoo! BB」のビジネスモデルにおいて、モデム販売から、加入者獲得インセンティブ等のモデルに変更
2002年 8月	オンライン上における決済に関するノウハウ等を当社の事業の強化・充実に結びつけるため、(株)ネットラストの株式60.0%を取得し子会社とする(現 連結子会社)
2003年 1月	国内初の個人間クレジットカード支払いサービス「Yahoo!ペイメント」(現「Yahoo!かんたん決済」)を開始
2003年 4月	本社を、東京都港区六本木六丁目10番1号に移転
2003年 7月	有料会員制サービス「Yahoo!プレミアム」を開始
2003年10月	東京証券取引所市場第一部へ上場
2003年11月	保険関連サービスへの展開を図るため、ワイズ・インシュアランス(株)を東京都港区に設立(現 連結子会社)
2004年 7月	東京都主税局とともに全国で初めての「インターネット公売」を実施
2004年 8月	情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証を取得
2004年11月	ホスティング事業(レンタルサーバ事業)とドメイン事業を強化するため、ファーストサーバ(株)の株式57.7%を取得し子会社とする(現 連結子会社)
2005年 1月	地域情報サービスの一層の充実を図るため、(株)アルプス社の事業を承継(2008年4月に吸収合併)
2006年 3月	ソフトバンク(株)(現 ソフトバンクグループ(株))と携帯電話事業に関する業務提携について合意
2006年10月	「Yahoo!ケータイ」を開始
2007年 4月	インターネットの健全で豊かな発展への寄与を目指してYahoo! JAPAN研究所を設立
2007年 8月	(株)ブレイナーの株式41.7%を取得し子会社とする(2008年4月に吸収合併)
2007年 9月	オーバチュア(株)の株式100%を取得し子会社とする(2009年10月に吸収合併)
2008年 1月	Yahoo! JAPANトップページを大幅リニューアル

年月	事項
2009年2月	ソフトバンクIDC(株)の株式100%を取得し子会社とする(現 (株)IDCフロンティア、現 連結子会社)
2009年4月	ソフトバンクIDCソリューションズ(株)を子会社化し、同3月に吸収合併 本社を、東京都港区赤坂九丁目7番1号に移転 (株)GyaO(現 (株)GYAO)の株式を取得し子会社とする(現 連結子会社)
2010年7月	Yahoo! JAPANの検索サービスにおけるグーグルの検索エンジンと検索連動型広告配信システムの採用、ならびにYahoo! JAPANからグーグルへのデータ提供を決定
2010年10月	ソーシャルゲームプラットフォーム「Yahoo!モバゲー」を開始
2011年9月	個人向けストレージサービス「Yahoo!ボックス」を開始
2011年11月	電子書籍サービス「Yahoo!ブックストア」を開始
2012年4月	アスクル(株)(現 連結子会社)とコマース関連事業領域において業務・資本提携を締結
2012年8月	YJキャピタル(株)を設立(現 連結子会社) (株)クロコス(株)の株式100%を取得し子会社とする(2014年11月に吸収合併)
2012年9月	(株)コミュニティファクトリーの株式100%を取得し子会社とする(2015年1月に吸収合併)
2012年10月	パリュウコマース(株)を子会社とする(現 連結子会社) 一般消費者向け(BtoC)インターネット通販サービス「LOHACO(ロハコ)」を開始
2012年12月	(株)カービューを子会社とする(現 連結子会社)
2013年1月	(株)サイバーエージェントFX(現 ワイジェイFX(株))の株式100%を取得し子会社とする(現 連結子会社)
2013年3月	「Yahoo!オークション」の名称を「ヤフオク!」へ変更
2013年4月	電子クーポン・チケット販売プラットフォーム「PassMarket」を開始
2013年6月	「Yahoo!自動車」と(株)カービューが運営する「carview.co.jp」を「carview!」に統合
2013年7月	「Yahoo!ポイント」を「Tポイント」へ統合
2013年10月	eコマース事業における新戦略を開始
2013年11月	「ツール・ド・東北 2013 in 宮城・三陸」を開催 マルチビッグデータ活用を核としたマーケティングソリューション事業の新戦略を開始
2014年4月	ブックオフコーポレーション(株)とオークション関連事業領域において業務・資本提携を締結 (株)ジャパンネット銀行の銀行主要株主認可を取得
2014年7月	「Yahoo!カーナビ」アプリの提供を開始
2014年8月	ワイモバイル(株)(現 ソフトバンク(株))とスマートフォンにおける各種サービスの提供を開始
2014年10月	「GYAO!」ブランド刷新 シナジーマーケティング(株)の株式を取得し、子会社とする(現 連結子会社)
2015年1月	YJキャピタル(株)が設立するYJ2号投資事業組合(受入出資金200億円)に出資し、子会社とする ワイジェイカード(株)の株式65.0%を取得し、子会社とする(現 連結子会社)
2015年4月	「Yahoo! JAPANカード」の提供を開始
2015年5月	スマートフォン版Yahoo! JAPANトップページと「Yahoo! JAPAN」アプリを全面的に刷新
2015年7月	ソニー不動産(株)と日本国内の中古住宅流通市場とリフォーム・リノベーション市場の活性化に向けて業務・資本提携を締結
2015年11月	11月11日を「いい買物の日」に制定し、(株)ファミリーマート、ソフトバンク(株)、(株)TSUTAYA による、リアル・ネット同時展開の“お買物の祭典”を11月3日～16日に開催
2016年2月	(株)一休の株式を公開買付けにより取得し子会社とする(現 連結子会社) 映像配信サービス「GYAO!」の月額見放題プラン「プレミアムGYAO!」を提供開始

### 3 【事業の内容】

当社は、1996年1月に、当社の親会社であるソフトバンクグループ(株)とYahoo! Inc.(以下、ヤフー・インクという。)が合併で、ヤフー・インクが行っているインターネット上の情報検索サービスの提供を日本で行うことを目的として設立されました。

当社の親会社であるソフトバンクグループ(株)は、持株会社として傘下に多数の関係会社を擁し、国内通信事業、スプリント事業、ヤフー事業、流通事業、その他の事業など、様々な分野・地域で事業活動を行っております。当社グループは、「ヤフー事業」に属しております。

(1) 当社の関係会社および継続的で緊密な事業上の関係がある関連当事者の主な事業内容と報告セグメントとの関係

区分	名称	主な事業内容	報告セグメント
親会社	ソフトバンクグループ(株)	持株会社	
その他の関係会社	ヤフー・インク	インターネットを利用した広告の販売	全セグメント
主な連結子会社	ワイズ・スポーツ(株)	スポーツ情報の取材および記事・コンテンツ制作	マーケティングソリューション事業
	(株)ネットラスト	オンラインでの決済事業	
	ワイズ・インシュアランス(株)	生命保険代理業および損害保険代理業	
	ファーストサーバ(株)	レンタルサーバーサービス、ドメイン名登録サービス、クラウドサービス	
	(株)IDCフロンティア	データセンター事業	
	(株)GYAO	インターネットを利用した映像、電子書籍などのデジタルコンテンツ配信、およびエンターテインメントに関わる情報提供サービス業、インターネットを利用した広告企画、制作および販売	マーケティングソリューション事業
	YJキャピタル(株)	ベンチャーキャピタル事業	
	YJ1号投資事業組合	有価証券ならびに出資持分の取得および保有	
	バリューコマース(株)	アフィリエイトマーケティングサービス事業、ストアマッチサービス事業	コンシューマ事業
	(株)カービュー	ウェブサイトの運営と関連サービスおよび広告事業	コンシューマ事業
	ワイジェイFX(株)	FX(外国為替証拠金取引)事業	
	シナジーマーケティング(株)	クラウドサービス事業、エージェント事業	マーケティングソリューション事業
	YJ2号投資事業組合	有価証券ならびに出資持分の取得および保有	
	ワイジェイカード(株)	クレジット、カードローン、信用保証業務	
アスクル(株)	文房具等およびサービスにおける通信販売事業	コンシューマ事業	

区分	名称	主な事業内容	報告セグメント
主な連結子会社	(株)エコ配	宅配便事業	コンシューマ事業
	(株)一休	ホテル・レストラン予約サイト等のインターネットサイト運営事業	コンシューマ事業
	その他44社		
主な持分法適用 関連会社	(株)ジャパンネット銀行	銀行業	
	ブックオフコーポレーション(株)	リユース事業	コンシューマ事業
	その他28社		

(2) セグメントおよび事業内容

報告セグメント	主な事業の内容
マーケティングソリューション事業	・ 検索連動型広告やディスプレイ広告などの広告関連サービス
コンシューマ事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「ヤフオク!」や「Yahoo!ショッピング」、アスクル(株)などのコマース関連サービス</li> <li>・ 「Yahoo!プレミアム」や「Yahoo! BB」などの会員向けサービス</li> <li>・ 「Yahoo!不動産」などの情報掲載サービス</li> <li>・ ゲーム関連サービス</li> </ul>

なお、上記の区分は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表注記 6 . セグメント情報」に掲げるセグメント情報の区分と同一であります。

(3) 事業の系統図



(会社表記は順不同)

(注) その他は、報告セグメントに属していない連結子会社、持分法適用関連会社です。

#### 4 【関係会社の状況】

##### (1) 親会社

名称	住所	資本金 または出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 または被所有割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
ソフトバンクグループ(株)	東京都港区	238,772	持株会社		43.0 (6.6)	役員の兼任 4名

- (注) 1 議決権の被所有割合は50%以下ですが、支配力基準により親会社としております。  
2 有価証券報告書の提出会社であります。  
3 「議決権の所有または被所有割合」欄の(内書)は間接被所有割合であります。

##### (2) 連結子会社

名称	住所	資本金 または出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 または被所有割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
ワイズ・スポーツ(株)	東京都港区	100	マーケティングソ リユーション事業	100.0		スポーツ情報サービスの 運営委託・スポーツ分野 の連携
(株)ネットラスト	東京都港区	243		75.0		役員の兼任 1名
ワイズ・インシュアランス(株)	東京都港区	30		60.0		保険情報の掲載
ファーストサーバ(株)	大阪市中央区	363		100.0		ホスティングサービスの 提供
(株)IDCフロンティア	東京都新宿区	100		100.0		役員の兼任 1名
(株)GYAO (注) 2	東京都港区	888	マーケティングソ リユーション事業	66.7		役員の兼任 1名
YJキャピタル(株)	東京都港区	200		100.0		
YJ 1号投資事業組合 (注) 2	東京都港区	3,000				
バリューコマース(株) (注) 2、3	東京都港区	1,728	コンシューマ事業	50.5		役員の兼任 1名
(株)カービュー	東京都港区	100	コンシューマ事業	100.0		役員の兼任 1名
ワイジェイFX(株)	東京都港区	490		100.0		役員の兼任 1名
シナジーマーケティング(株)	大阪市北区	100	マーケティングソ リユーション事業	100.0		役員の兼任 1名
YJ 2号投資事業組合 (注) 2	東京都港区	20,000				
ワイジェイカード(株)	福岡市博多区	100		65.0		役員の兼任 1名
アスクル(株) (注) 2、3、5、6	東京都江東区	21,189	コンシューマ事業	44.4		eコマース事業における 提携
(株)エコ配 (注) 2	東京都港区	2,563	コンシューマ事業	68.5 (68.5)		商品の配送委託等
(株)一休 (注) 2	東京都港区	958	コンシューマ事業	100.0		役員の兼任 2名
その他44社						

- (注) 1 「主要な事業の内容」欄には、報告セグメントの名称を記載しております。  
2 特定子会社であります。  
3 有価証券報告書の提出会社であります。  
4 「議決権の所有または被所有割合」欄の(内書)は間接所有割合であります。  
5 議決権の所有割合は50%以下ですが、実質的に支配しているため子会社としております。  
6 売上高(連結会社相互間の内部売上高除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えておりますが、当該連結子会社は、有価証券報告書の提出会社であるため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

(3) 持分法適用の関連会社

名称	住所	資本金 または出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 または被所有割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
㈱ジャパンネット銀行	東京都新宿区	37,250		41.2		役員の兼任 1名
ブックオフコーポレーション㈱ (注) 2、3	相模原市南区	3,652	コンシューマ事業	15.1		オークション、リユース 事業における連携
その他28社						

- (注) 1 「主要な事業の内容」欄には、報告セグメントの名称を記載しております。  
2 議決権の所有割合は20%未満ですが、実質的な影響力を持っているため関連会社としております。  
3 有価証券報告書の提出会社であります。

(4) その他の関係会社

名称	住所	資本金 または出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有 または被所有割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
ヤフー・インク	米国 カリフォルニア州	千US\$ 961	インターネットを 利用した広告の販 売等		35.6 (0.1)	ヤフー・ジャパン ライセ ンス契約締結先 広告掲載等

- (注) 「議決権の所有または被所有割合」欄の(内書)は間接被所有割合であります。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における状況

2016年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
マーケティングソリューション事業	3,529 (161)
コンシューマ事業	3,850 (2,312)
その他 (注) 1	1,798 (234)
合計	9,177 (2,707)

- (注) 1 その他は、報告セグメントに属していない従業員であります。  
2 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。  
3 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の平均雇用人員であります。  
4 臨時従業員には派遣社員、アルバイトを含めております。

### (2) 提出会社の状況

2016年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
5,547	35.5	6.0	7,141,828

セグメントの名称	従業員数(名)
マーケティングソリューション事業	2,943
コンシューマ事業	1,554
その他 (注) 1	1,050
合計	5,547

- (注) 1 その他は、報告セグメントに属していない従業員であります。  
2 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。  
3 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。

### (3) 労働組合の状況

当社グループと当社の労働組合との関係について特記すべき事項はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当連結会計年度は、主にディスプレイ広告の売上が増加したことに加えて、2015年8月下旬にアスクル(株)が持分法適用関連会社から連結子会社となったことや、前年度にワイジェイカード(株)等を連結子会社化したことが寄与し、前連結会計年度と比較して52.2%の増収となりました。

将来の事業基盤を強化するための先行投資を継続していますが、アスクル(株)の企業結合に伴う再測定益が計上されたことにより、営業利益、税引前利益および親会社の所有者に帰属する当期利益の全てにおいて増益となりました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高6,523億円(前連結会計年度比52.2%増)、営業利益2,249億円(前連結会計年度比14.1%増)、税引前利益2,265億円(前連結会計年度比8.8%増)、親会社の所有者に帰属する当期利益1,716億円(前連結会計年度比29.0%増)となり、当社グループは、サービス開始以来19期連続で増収増益を達成しました。

#### <マーケティングソリューション事業>

「Yahoo!ディスプレイアドネットワーク(YDN)」の売上が拡大を続けたことに加え、「Yahoo!プレミアムDSP」の売上や、ビデオ広告を含むリッチ広告の売上が増加したことなどにより、ディスプレイ広告の売上が前連結会計年度比で増加しました。検索連動型広告は、スマートフォン経由の売上が前連結会計年度比で伸びたものの、全デバイスの売上では前連結会計年度比で減少しました。

以上の結果、当連結会計年度のマーケティングソリューション事業の売上高は2,773億円(前連結会計年度比6.5%増)、営業利益は1,445億円(前連結会計年度比0.6%増)となり、全売上高に占める割合は42.5%となりました。

- ・「Yahoo!ディスプレイアドネットワーク(YDN)」では、継続的な機能向上や表示回数の増加に加え、スマートフォン版Yahoo! JAPANトップページのリニューアルもあり、売上が前連結会計年度比で大きく増加しました。
- ・「Yahoo!プレミアムDSP」の売上は、PC、スマートフォンともに前連結会計年度比で増加しました。
- ・検索連動型広告は、スマートフォン経由の売上が前連結会計年度比で伸びた一方で、PC経由の売上が減少したことなどにより、全体の売上は前連結会計年度比で減少しました。
- ・広告売上高のうち、スマートフォン広告の比率が、前連結会計年度比で拡大しました。

#### <コンシューマ事業>

「Yahoo!ショッピング」や「ヤフオク!」の売上が増加したことに加え、アスクル(株)が持分法適用関連会社から連結子会社( 1 )となったことなどにより、コンシューマ事業の収益は前連結会計年度比で大きく増加しました。また、eコマース国内流通総額( 2 )は、前連結会計年度比26.5%増の1兆5,059億円となりました。うち、アスクル(株)単体におけるBtoB事業インターネット経由売上高(取扱高、20日締め)は、1,168億円となりました。

以上の結果、当連結会計年度のコンシューマ事業の売上高は3,263億円(前連結会計年度比2.5倍)、営業利益は1,195億円(前連結会計年度比73.7%増)となり、全売上高に占める割合は50.0%となりました。

- ・オークション関連取扱高が順調に増加を続けるとともに、「ヤフオク!」の売上が前連結会計年度比で増加しました。
- ・「Yahoo!ショッピング」においては、購入者数が増加するとともに再購入率も向上し、「Yahoo!ショッピング」と「LOHACO」(アスクル(株)におけるLOHACO事業の売上高(取扱高、20日締め))の合計の取扱高は、前連結会計年度比42.1%増と大きく拡大しました。2016年3月末の「Yahoo!ショッピング」のストア数( 3 )は39万IDとなったほか、商品数は2億点になりました。

- ・「ヤフオク!」「Yahoo!ショッピング」取扱高のうち、スマートフォン経由の取扱高が、前年同期比で拡大しました。
- ・2016年3月末の月額有料会員ID数(4)は、1,673万IDとなりました。

- (1) 企業結合に伴う再測定益を含んでいます。
- (2) ショッピング関連取扱高、オークション関連取扱高、7ヶ月相当のアスクル(株)単体におけるBtoB事業インターネット経由売上高(取扱高、20日締め)、2ヶ月相当の(株)一休の取扱高を含みません。
- (3) ストア数は法人、個人を含むアカウント発行ベース。審査完了後、開店準備中の店舗を含みます。
- (4) 月額有料会員ID数は、Yahoo!プレミアム会員、Yahoo! BB利用者、Yahoo! JAPANおよび提携企業(\*)が提供するデジタルコンテンツ・サービス等の月額有料会員の合計値です。1IDで複数のサービスを利用した場合は、重複カウントされます。  
(\*)「Yahoo!ウォレット」を通じた決済分のみ。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ54,772百万円減少し、449,164百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

営業活動においては、主に、法人税等の納付および非資金項目であるアスクル(株)の企業結合に伴う再測定益の調整があったものの、当期利益の計上により105,409百万円の収入となりました。

投資活動においては、主に、アスクル(株)の連結子会社化による収入があったものの、子会社株式および有形固定資産の取得により110,537百万円の支出となりました。

財務活動においては、主に、配当金の支払いにより49,357百万円の支出となりました。

## (3) 並行開示情報

IFRSにより作成した連結財務諸表における主要な項目と日本基準により作成した場合の連結財務諸表におけるこれらに関する項目との差異に関する事項につきましては、当社グループは日本基準に基づく連結財務諸表を作成しておらず、全ての差異の金額を一貫性のある精度で継続的に把握し算定することが困難であるため、以下のとおり定性的な情報を記載しております。

### (a) 連結の範囲

アスクル(株)については、議決権の44.4%を所有しているため、日本基準において持分法適用関連会社ですが、IFRSにおいては、議決権の分散状況および過去の株主総会の投票パターン等を勘案した結果、当社がアスクル(株)を実質的に支配していると判断し、同社を子会社化しております。

### (b) 売上高の純額表示

日本基準において、検索連動型広告などの売上に応じて支払うTraffic Acquisition Costおよび決済手数料の一部について純額で表示しておりますが、IFRSにおいては総額で表示しております。

### (c) のれんの償却

日本基準において、その効果の及ぶ期間を見積もり、その期間で償却することとしておりますが、IFRSにおいては移行日以降の償却を停止しております。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績および受注実績

当社グループはインターネット上での各種サービスの提供を主たる事業としており、また受注生産形態をとらない事業も多いため、セグメント毎に生産の規模および受注の規模を金額あるいは数量で示すことはしておりません。

### (2) 販売実績

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
マーケティングソリューション事業	277,329	+6.5
コンシューマ事業	326,356	+153.7
その他(注)1	60,226	+24.9
調整額(注)2	11,584	
合計	652,327	+52.2

(注) 1 その他は、報告セグメントに属していない事業活動のうち、主に決済金融関連サービスおよびクラウド関連サービスの収益を含んでおります。

2 調整額は、報告セグメントに属していない売上およびセグメント間取引です。

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 3 【対処すべき課題】

当社グループは、社会と調和し持続可能な成長を実現するために、利用者のニーズを満たすコンテンツやサービスを提供することで、当社グループの競争優位性を維持するとともに、新たな市場や顧客を開拓し、収益を増大させる必要があると考えております。インターネット業界は現在、スマートフォンやタブレット端末の利用拡大が進み、新たな利用者のニーズ、競争要因、競合企業が次々と生まれてくる状況にあります。こうした環境において、当社グループはこれまで築き上げてきた基盤や競争優位性をベースに、新たな施策を次々と打ち出していくことが不可欠であると考えます。

また、インターネットは生活やビジネスに欠かせないインフラであり、当社グループの担う公共的な責任も増しているため、突発的な事件や自然災害などに対する施設面・業務面でのリスクマネジメントの徹底に努めております。加えて当社グループでは、個人情報の保護を筆頭にセキュリティの強化を最優先に図っておりますが、今後も当社グループが提供するサービスを安全にかつ安心してご利用いただけるよう対策を講じてまいります。

こうした課題の解決には、組織力・人材開発を強化していく必要があるため、当社グループは日本一の人財開発企業を目指し、社員の才能と情熱を解き放つための様々な取り組みを進めております。加えて企業の社会的責任を果たすための取り組みや、企業経営のリスクに対応するための内部統制システムの構築および運用についても、さらに強化してまいります。

当社グループは、役員、社員全員がワンチームとなり、さらなる成長を目指すとともに、情報技術で人々や社会の課題を解決する「課題解決エンジン」として、社会のさらなる発展に貢献してまいります。

## 4 【事業等のリスク】

当社グループ（以下、ヤフー）の業績は、今後起こり得る様々な要因により大きな影響を受ける可能性があります。

以下には、本書提出時点での事業展開上のリスクとなる可能性がある主な事項を記載してあります。またヤフーがコントロールできない外部要因や、事業上のリスクとして具体化する可能性は必ずしも高くはないとみられる事項を含め、投資家の投資判断上重要と考えられる事項については積極的に開示しています。ヤフーは、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、その発生の予防および発生時の対応に努力する方針です。また、経営状況および将来の事業についての判断は、以下の記載事項を慎重に検討したうえで行われる必要があると考えています。なお、以下の記載は当社（以下、ヤフー（株））への投資に関連するリスクすべてを網羅するものではありません。

### 市場動向・競合環境に係わるリスク

#### 経済・市場・ユーザー動向に係わるリスク

##### （イ）ヤフーの事業の発展はインターネット関連市場の拡大と同調する側面があります

日本におけるインターネットの普及は1995年頃から本格化し、ブロードバンドの進展やスマートデバイスの進歩によりユーザー数および利用時間は継続的に増加しています。ヤフーの事業は直接間接にインターネットに関連しているため、インターネット上の情報通信または商業利用が今後も広く普及し、ユーザー数および利用時間が増加するとともにユーザーにとって快適な利用環境が実現・維持されることが、事業の発展にとっての基本的な条件となります。

しかし、将来的にユーザー数や利用時間の伸びの鈍化の可能性、インターネット利用を制約する規制やユーザーへの新たな負担が増える可能性、ユーザー数の増加や利用水準の高度化に対応した新しいプロトコルや技術標準の開発・適用等が適切に行われない可能性等、インターネット関連市場の継続的な拡大には、不透明な面があります。

##### （ロ）インターネットが広告媒体としての地位を維持・拡大できるかどうかは不確実です

インターネットの広告ビジネスは、日本国内においてはヤフーの事業開始とともに本格化しました。（株）電通の発表によると、2014年における年間のインターネット広告費は広告市場全体の17.1%を占めています。

ヤフーでは、媒体としての価値を高めるため、各サービスの内容を充実させるとともに、主に広告事業においては、広告主や広告会社等各種関係者のインターネット広告に関する理解・評価を高められるよう、定期的にセミナーを開催する等の方法により啓発活動を実施し、広告主層の拡大・安定化に努めています。また、主にプロモーション広告については、ユーザーの求めている情報と掲載される広告内容とのマッチング精度の向上に努め、ユーザーおよび広告主双方にとってメリットのある媒体となるよう努めています。

しかしながら、今後市場が期待以上に成長しない可能性や、成長のスピードが遅くなる可能性があり、期待した広告収入を得ることができず、ヤフーの業績に影響を与える可能性があります。

##### （ハ）インターネットの広告媒体は短期的に、景気動向、ユーザーの動向の影響を受ける可能性があります

広告ビジネスは一般的に景気動向、ユーザーの動向の影響を非常に受けやすいこと、広告主との契約による広告掲載期間は通常比較的短期間であること、また、インターネットの利用は潜在的に短期変動することから、特に景気が悪化した場合、各企業は広告に係わる支出を優先的に削減する傾向があります。求人や不動産などのインターネットでの情報掲載ビジネスも、景気動向の影響を強く受けます。

その一方で、費用は人件費、賃借料等の固定的なものが多く、売上変動に応じた費用の調整が困難であるため、ヤフーの利益は潜在的に変動性が高いといえます。

##### （ニ）インターネットの広告ビジネスは、大手広告主や広告会社の媒体別広告予算配分の影響を受ける可能性があります

大手広告主による広告の出稿の多くは広告会社を経由して行われ、インターネットやテレビ、新聞などの各媒体にどのように広告予算を配分するかは、広告主の意向や広告会社の裁量に依るところが大きくなっています。ヤフーとしては広告媒体としての魅力を向上させるとともに、広告効果向上のための各種施策を実施していますが、これらの予算配分の動向が、ヤフーの広告売上に影響を及ぼす可能性があります。

(ホ) ヤフーがモバイル広告の領域において、パソコンと同等の地位を獲得できるかは確実ではありません

近年、スマートデバイス等への広告配信が増加しています。ヤフーとしてもスマホファーストを掲げ、スマートデバイス向けサービスをパソコン向けサービスよりも優先して、これに対応していますが、スマートデバイスでの利用がさらに拡大した場合、ユーザー数や利用時間においてパソコンと同等の地位を獲得できず、全体としてヤフーのシェアが低下する可能性があります。その場合、広告主からの出稿の伸びが鈍化し、ヤフーの業績に影響を与える可能性があります。

(ヘ) ヤフーの収益は、有料会員サービスのユーザー数の変化の影響を受ける可能性があります

ユーザーは、ブロードバンドの進展により急速に増加し、それに伴い有料会員サービスの市場も拡大しました。しかしながら、将来的には、ユーザーの増加が頭打ちになることが予想されます。ヤフーではそのような状況に備えるべく、日頃より各種サービスの顧客満足度を向上させ、利用度を高めるような様々な施策を実施していますが、様々な特典を享受できる「Yahoo!プレミアム」をはじめとする有料会員数の伸びが鈍化するおそれがあり、ヤフーの収益に影響を与える可能性があります。

(ト) インターネットの様々な有料サービスが継続的に利用されない、または、ヤフーが提供する有料サービスが利用されない可能性があります

ヤフーでは、映像やゲームなど、ユーザーのニーズに合った様々な有料コンテンツを配信しています。今後もユーザーの増加とともに、インターネットによる有料コンテンツの利用が増加していくものと思われませんが、インターネット上での有料コンテンツ配信がユーザーの生活に浸透しない可能性があります。

#### 競合環境に係わるリスク

(イ) ヤフーの各サービスには競合が存在するため、今後もインターネット業界において優位性を発揮し続けられるかどうかは不確実です

ヤフーのサービスはポータルサイトとしての位置づけを主軸に、検索をはじめ、ニュースなどの各種情報提供、メールなどのツールの提供、ショッピングなどのEC(eコマース)、決済関連など、インターネットを通じ多数のサービスを提供しており、それぞれのサービスにおいての競合は多数存在しています。

このような環境のもと、ヤフーが当業界において優位性を発揮し、一定の地位を確保・維持できるか否かについては不確実な面があります。また、価格競争や、顧客獲得に係わる費用の増大に伴う利益の減少の可能性があるほか、広告会社や情報提供者に対して支出する販売手数料や情報提供料等の増加を余儀なくされる可能性があり、これらがヤフーの業績に影響を与える可能性があります。

また、当業界においては、設立間もない企業による新興サービスがユーザーの支持を集め急速に広まる可能性があります。ヤフーでは、ユーザーの意見や動向を捉え、ユーザーの支持を集めることができるサービスを提供していく所存ですが、新興企業のサービスがヤフーのサービスに対する競合となる可能性や、競争優位性を発揮するための新規サービスの開発に費用がかかり、ヤフーの業績に影響を与える可能性があります。

#### 社会インフラや他社製品・サービスに係わるリスク

(イ) ヤフーのサービスは、電力やインターネット回線等の社会インフラ、サーバー等の設備機器、ユーザーの情報端末やソフトウェアなどの他社の製品やサービスに依存しています

ヤフーがサービスを提供するために必要な電力やインターネット回線等の社会インフラおよび、接続プロバイダ、サーバー等の設備機器、ユーザーのインターネット情報端末やソフトウェアなどは他社の製品やサービスであり、これらが良好に供給され稼働する事が、ヤフーがサービスを適切に提供するための前提条件となっています。

特に、サーバー等の設備機器の稼働をはじめとして、ヤフーのサービスの適切な提供は、電力の安定的な供給に大きく依存しています。停電や使用制限等で供給が不安定になる場合に備え、データセンターの二重化や自家発電設備の整備を進めるとともに、停電や使用制限等の発生時には、速やかにかつ適切に全社対応を行うよう努めています。しかしながら、何らかの理由により事故発生後の業務継続、復旧がうまくいかず、ヤフーのサービスが影響を受ける可能性があります。また、電気料金の変動がヤフーの収益に影響を及ぼす可能性があります。

ブラウザーや、インターネットへ接続できるパソコンやスマートデバイス、テレビ、ゲーム機、カーナビなどの情報端末は、多種の製品が存在しています。しかしながら、一部の情報端末やソフトウェアにはヤフーのサービスが未対応な場合があります。また、情報端末やソフトウェアの使用方法や設定内容など

によっては、ヤフーが発信する情報を適切に受けることができない場合があります。また、それらの機器やソフトウェア、サービスの仕様変更や料金変動、供給不足などにより、ヤフーが発信する情報を適切に受けることができなくなる可能性や、ユーザーの利用頻度が減少したり、ヤフーのサービス内容や収益に影響を及ぼす可能性があります。

#### 技術動向に係わるリスク

- (イ) ヤフーが提供するサービスは、ヤフーが保有・利用するインターネット関連技術に依存し、新技術の登場や技術革新によって大きな影響を受ける可能性があります

インターネット関連業界は参入者も多く競争の激しい市場であるとともに、新技術の登場や技術革新のスピードが早く、提供するサービスのライフサイクルが短いといった特徴を有しています。

インターネット関連業界での競争力を維持するために、ヤフーはサービス内容の充実や新技術への対応を進めていますが、提供するサービスが陳腐化したり新技術への対応が遅れたりした場合、競合他社に対する競争力が低下する可能性があります。

#### 法的規制・制度動向に係わるリスク

##### 法的規制に係わるリスク

- (イ) 法令の制定や改正により、ヤフーおよび当業界に影響が及ぶ可能性があります

日本国内においてはインターネット上の情報の閲覧や投稿、商取引に起因した事件等の発生に対して報道がなされ、それに伴いインターネットを用いた情報や物品の流通等に何らかの法的規制をかけようとする動きが見られます。ヤフーは、安心安全で利便性の高いインターネット環境を実現するために、各種法令を遵守するとともに、関係各所と協力しさまざまな施策や啓発活動等を実施しています。

しかしながら、法令の制定や改正により、ヤフーのサービス内容等への影響や、法令を遵守するための費用が増加する可能性があり、また、インターネット業界の発展に影響を受ける可能性があります。

- (ロ) ヤフーはプロバイダ責任制限法を遵守する義務があり、今後の法改正の動向によっては事業が制約される可能性があります

「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法)は民法上の不法行為責任の範囲を明確にしたものに過ぎず、インターネット上で情報の流通を仲介する事業者の責任を加重するものではありません。しかしながら、今後、情報の仲介者に対してより積極的に責任を追及すべきだという社会的な動きが生じた場合は、法改正および新たな法律の制定、または業界団体などによる自主規制等が行われることにより、ヤフーの事業が制約される可能性があります。

- (ハ) ヤフーは電気通信事業法を遵守する義務があり、今後の法改正の動向によっては事業が制約される可能性があります

ヤフーが運営するインターネットを利用した情報通信サービスの中には、電気通信事業法および関連する省令等を遵守する義務を負うものがあり、これらの法令が改正された場合にはヤフーの事業が制約される可能性があります。

- (ニ) 青少年インターネット環境整備法の成立により、インターネット業界の発展に影響が生じる可能性があります

ヤフーでは、設立当初よりインターネットの健全な発展に貢献するよう各種対策等を行ってきており、未成年者を有害情報から保護する目的で、「Yahoo!きっず」の運営や「Yahoo!あんしんねっと」の提供等の対策を行ってきました。2009年4月より「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(青少年インターネット環境整備法)が施行されましたが、この法律の内容とヤフーのビジネス内容から、事業への影響は軽微です。しかしながら、この法律は表現の自由への制約やフィルタリングの発展の阻害などへの課題が多く、日本国内のインターネット業界の発展に影響を与える可能性があります。結果的にヤフーの業績に影響を及ぼす可能性があります。

- (ホ) EC(eコマース)に対して法的規制が行われた場合、ヤフーの収益に影響を与える可能性があります

現在「ヤフオク!」においては、違法な物の出品や詐欺等が報告されることがあります。既にヤフーは、ブランド品出品者に対し、特定商取引法上の事業者該当すると判断した場合、事業者としての表示義務を遵守するよう誘導し、遵守されない場合には、IDの削除措置を取っています。また他のインターネットオークション事業者と共同で「インターネットオークション自主ガイドライン」を策定し実施しているほか、「インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会」の幹事会社として対策を積極的に行っています。またユーザー向けの啓発ページとして「知的財産権保護ガイド」を設置し、著作権、肖像権、商標権について解説することで、出品者だけでなく落札者への啓発活動も行っています。

また、出店者が増加している「Yahoo!ショッピング」においても、「ヤフオク!」同様にガイドラインや

利用規約に違反した出店者が増加したり、購入者からの取引上の被害報告が増加する可能性があります。

「ヤフオク!」での不正防止のノウハウやオペレーションを活用して、被害防止に努めています。

しかしながら、これらの施策が功を奏さず、今後も違法出品や詐欺等が報告されるようであれば、インターネット上の取引そのものを規制するような法律が制定される可能性があり、その内容によっては、ヤフーの業績に影響を与える可能性があります。

- (ハ) ソーシャルメディア型サービスに対して法的規制が行われた場合、ヤフーの各サービスに対して影響を与える可能性があります

ソーシャルメディア型サービスは、ユーザーからの投稿によって、コンテンツの掲載やコミュニケーションが行われるため、他人の知的財産権、名誉、プライバシーその他の権利等の侵害が生じる可能性があります。ヤフーでは、これらの権利等の侵害に係わる投稿を禁止しており、著作権保護等の観点からパトロールによる違法コンテンツのチェックや、ユーザーからの違法コンテンツの報告、権利者からの削除依頼などを速やかに受け付け、対応を行っています。

しかしながら、これらの施策が功を奏さず、今後違法投稿が多数報告され、社会問題等になるようであれば、インターネット上のユーザー投稿サービスを規制するような法律が制定される可能性があり、その内容によっては、ヤフーの各サービスに影響を与える可能性があります。

- (ト) 金融系サービスに係わる新たな法律の制定、または改正が行われた場合、ヤフーの各サービスに対して影響を与える可能性があります

ヤフー(株)では、金融系サービス「Yahoo!カード」において、クレジットカード「Yahoo! JAPANカード Suica」の自社発行を行っていました。また連結子会社ワイジェイカード(株)において、クレジットカードおよびローンカードの発行を行っています。

両者は、キャッシングなどの融資機能を提供することから、「貸金業法」、ならびに「利息制限法」の適用を受けています。このため貸金業法に基づき、ヤフー(株)は関東財務局、ワイジェイカード(株)は福岡財務支局に貸金業登録を行っています。貸金業法の上限金利を利息制限法の上限金利まで引き下げる法改正により、利息制限法に定められた利息の上限金利を超過する部分に対して、不当利得として返還を請求される場合があり、特にワイジェイカード(株)においては、保守的に見積もった引当金を積み立てているものの、返還請求が収益に影響を与える可能性があります。

これらの規制については、将来強化される可能性があり、その場合にはコンプライアンス体制やシステム対応の強化、再整備等により費用が増加し、ヤフーの収益に影響を与える可能性があります。

- (チ) ヤフーは旅行業法を遵守する義務があり、今後の法改正の動向によっては事業が制約される可能性があります

ヤフーが運営する「Yahoo!トラベル」の中には、旅行業法および関連する省令等を遵守する義務を負うものがあり、これらの法令が改正された場合にはヤフーの事業が制約される可能性があります。

- (リ) ヤフーのビジネスは、法的規制に限らず、政府や省庁、地方自治体等からの指導や要請等の影響を受ける可能性があります

前述の法的規制の適用に限らず、政府や省庁、地方自治体等が行う指導や要請等に基づき、業界各社がインターネット上での情報流通やビジネスを自主規制することにより、ヤフーのサービスや業績に影響を及ぼす可能性があります。

- (ヌ) Yahoo!ディスプレイアドネットワーク(YDN)等の広告において、行動履歴情報の収集や分析に制約が生じた場合、サービス内容に影響を与える可能性があります

Yahoo!ディスプレイアドネットワーク(YDN)等は、ユーザーの行動履歴情報を分析したり、広告したい商品やサービスに興味・関心をもつグループに対して広告を配信すること等により、広告主・ユーザー・インターネットメディア全てにとって効果的な広告となることを目指す広告商品です。

ヤフーにおける行動履歴情報の収集や分析においては、ユーザーのプライバシー保護を重視しています。Yahoo!ディスプレイアドネットワーク(YDN)等においては、ユーザー(厳密にはそのユーザーが使用するブラウザ)がYahoo! JAPANのどのようなサービスを閲覧したか、どのようなキーワードで検索したか、表示された広告とクリックの有無などの行動履歴情報を分析し、興味・関心の近いユーザー(ブラウザ)をグループ化するためだけに使用しており、特定のユーザーの興味・関心を分析しているわけではありません。

このようにヤフーではユーザーのプライバシーを保護するための現在考えうる十分な施策を講じていますが、行動履歴情報の収集や分析に対してユーザーからの反発などが起こる可能性や、法的な規制が行わ

れる可能性は皆無ではなく、その際にはヤフーのブランドイメージが低下したり、Yahoo!ディスプレイドネットワーク（YDN）等の広告が販売できなくなる事により、ヤフーの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 訴訟等によるリスク

- (イ) ヤフーは検索サービスに表示される情報等について、情報の表示を望まない関係者等から損害賠償を請求される可能性があります

ヤフーは、検索サービスに表示される情報について、「検索結果とプライバシーに関する有識者会議」において「表現の自由」や「知る権利」とプライバシーをいかにバランスよく実現するかを検討しました。その結果ヤフーは検索結果の非表示措置の申告を受けた場合の対応について、2015年3月に自主基準を公表しました。この自主基準に基づき、検索サービスに表示される情報に対して申告を受けた場合には適切に対処することで、サービスの改善を図り、リスクの軽減に努めています。しかしながら、これらの施策が功を奏さず、ヤフーが関係者より損害賠償等を求められる可能性があり、その場合にはヤフーに相応の費用が発生したりブランドイメージが損なわれる等により、ヤフーの業績に影響を与える可能性があります。

- (ロ) ヤフーはオークション詐欺の被害者から、損害賠償を請求される可能性があります

ヤフーでは、より健全なオークションサイトを目指し、安全性の向上を目的とした対応として、2001年5月から有償での本人確認制度の導入、2004年7月から郵便物の送付による出品者の住所確認の導入、2005年11月から不正利用検知モデルを導入しました。また、違法出品の排除を行うパトロールチームの設置や、警察関係機関・著作権関係団体との提携を通じて、常に犯罪に係わる情報の提供やサービスの改善を図り、リスクの軽減に努めています。

「ヤフオク!」では、代金を送金したのに商品が届かなかったとして集団訴訟を起こされましたが、最高裁が上告を棄却したため、「ユーザー間のトラブル事例を紹介するなど注意喚起していた」としたヤフーの勝訴判決が2009年10月に確定しました。

しかしながら、今後も違法行為が発生し、ヤフーの責任の有無にかかわらず、ヤフーに対して訴訟を起こされる可能性があります。さらに、違法行為防止のためのシステム開発や管理体制を整えるための費用が増大し収益に影響がでる可能性もあります。

また、ユーザーが違法行為等により損害を被った場合には、一定金額までの補償金を、ヤフーが被害を受けたユーザーに支払う補償制度を実施しています。これにより、費用が増加する可能性があります。

- (ハ) インターネット上の広告内容やリンク先ホームページ等について、関係者や行政機関等からヤフーに対してクレームや勧告、損害賠償を請求される可能性があります

ヤフーは、広告内容および広告パナーのリンク先ホームページに関して、独自の掲載基準である「広告審査基準」を設定し、日本国内の法令に抵触しないよう自主的な規制を行っています。また、広告主との間の約款によって、広告内容に関する責任の所在が広告主にあることを確認しています。また、ユーザーが自由に情報発信できる掲示板やブログ、オークション等のサービスについては、違法または有害な情報の発信の禁止と全責任がユーザーに帰属する旨を約款に明記するとともに、削除の権利をヤフーで持ち、約款に違反した情報を発見した場合には削除をしています。

以上のように、ヤフーは自主的な規制によって違法または有害な情報の流通禁止やプライバシー保護について配慮しています。また、ヤフーのサービスのユーザーに対して、インターネットの閲覧やインターネット上への情報発信はユーザーの責任において行うべきものであり、ホームページ等の閲覧や利用に伴う損害に関してヤフーは責任を負わない旨を掲示しています。しかし、これらの対応が十分であるとの保証はなく、ヤフーが掲載する広告、リンク先の登録ホームページの内容、掲示板への投稿内容、オークションへの出品に関して、サービスのユーザーもしくはその他の関係者、行政機関等から、クレームや勧告を受けたり、損害賠償を請求される可能性があります。その場合、ユーザーからの信頼が低下してユーザー数や利用時間が減少したり、サービスの停止を余儀なくされたりする可能性があります。

- (ニ) ヤフーが他社から調達しているコンテンツの内容について、利害関係者からヤフーに対して損害賠償を請求される可能性があります

ヤフーは、ニュース、気象情報、株価等の情報サービスや、映像、ゲーム等のコンテンツを他社から調達し、ユーザーに提供しています。2016年2月に「Yahoo! JAPAN メディアステートメント」を制定し、コンテンツ提供元とも「Yahoo! JAPAN メディアステートメント」が示す基本方針を共有することにより信頼

性と品質の維持を図っています。コンテンツの内容についてはコンテンツ提供元が責任を負う契約とする  
とともに、利害関係者から指摘があった場合はコンテンツ提供元と速やかに検討の上対処しています。し  
かしながら、これらの施策を実施しているにもかかわらず、本来専らコンテンツ提供元の責任に帰すべき  
事項について、ヤフーが利害関係者から損害賠償等を求められる可能性があり、その場合にはヤフーに相  
応の費用が発生したり、ブランドイメージが損なわれること等により、ヤフーの業績に影響を与える可  
能性があります。

- (ホ) ヤフーが制作に関与しているコンテンツの内容について、利害関係者からヤフーに対して損害賠償を請求  
される可能性があります

ヤフーは、ニュース等の情報サービスの一部において、ヤフー自らが制作に関与したコンテンツをユー  
ザーに提供しています。コンテンツの内容については、人権に配慮するとともに、社会規範や品位を守  
り、良質で信頼できる情報の提供を目指し、不正確な情報や、過剰に扇動的な表現、誤解を招く情報を届  
けることのないよう努めています。利害関係者から指摘があった場合は速やかに対処しています。しかし  
ながら、これらの施策を実施しているにもかかわらず、ヤフーが利害関係者から損害賠償等を求められる  
可能性があり、その場合にはヤフーに相応の費用が発生したり、ブランドイメージが損なわれること等  
により、ヤフーの業績に影響を与える可能性があります。

- (ヘ) 第三者の責任に帰すべき領域に関して、ヤフーが損害賠償請求等を求められる可能性があります

ユーザーとの関係においては、「ヤフーと提携する第三者の提供するサービス領域」および「ヤフーの  
提供するサービス領域」についてユーザーが錯誤・混同することのないよう、利用規約や約款等をヤフー  
サイト上に掲載することにより、ユーザーの理解と同意を求める等の施策をとっています。しかしなが  
ら、これらの施策が功を奏さず、本来第三者の責任に帰すべき領域についてヤフーがユーザーより損害賠  
償等を求められる可能性があり、その場合にはヤフーに相応の費用が発生したりブランドイメージが損な  
われる等により、ヤフーの業績に影響を与える可能性があります。

「ヤフオク!」においては、出品される商品・サービスの選択、掲載の可否、入札の当否、売買契約の成  
立および履行等についてはすべてユーザーの責任で行われ、ヤフーが責任を負わない旨を掲示していま  
す。また同様に「Yahoo!ショッピング」においても、各ストアの活動内容、各ストアの取扱商品・サービ  
スおよび各ストアページ上の記載内容、各ユーザーの各ストア取扱商品・サービスの購入の可否ならびに  
配送に関する損害、損失、障害についてはヤフーが責任を負わない旨を掲示しています。これらのサービ  
スの内容に関して、サービスのユーザーおよび関係者からのクレームや損害賠償等の訴訟を起こされる可  
能性があり、その結果として、金銭的負担の発生やヤフーのブランドイメージが損なわれる等の理由によ  
り、ヤフーの事業に影響を及ぼす可能性があります。さらに、国際裁判管轄に関する条約により、国外の  
ユーザーとの関係で、国外での法的紛争に発展する可能性があります。

- (ト) 他社の保有する特許権・著作権等の知的財産権を侵害したとして、他社からクレームを受けたり損害賠償  
を請求される可能性があります

ヤフーでは知的財産を重要な経営資源と考えており、専門の部署を設置し特許の調査や出願、社内への  
啓発活動などを行っています。

特許権は範囲が不明確であることから特許紛争の回避のために行うヤフー自身の特許管理の費用が膨大  
となり、ヤフーの収益に影響を及ぼす可能性があります。また、インターネット技術に関する特許権の地  
域的な適用範囲については不明確であり、国内の特許のみならず、海外の特許が問題となる可能性は否定  
できません。

また、ヤフーが提供するサービスが他社の著作権等の知的財産権を侵害したり、ヤフー内において業務  
で使用するソフトウェア等が他社の権利を侵害したりすることについて、社内規則や社内教育などにより  
防止に努めています。しかしながら、結果的にこうした問題が起きてしまう可能性があります。その場  
合、損害賠償等の訴訟を起こされたり、多額のロイヤルティの支払いを余儀なくされたり、サービスの一  
部を提供できなくなる可能性があります。

- (チ) プロモーション広告において、不正クリック等による過剰請求に対し、損害賠償を請求される可能性があ  
ります

検索連動型広告や「Yahoo!ディスプレイアドネットワーク (YDN)」などのプロモーション広告では、ク  
リック数で広告料金や報酬が決定されることを悪用し、不正にクリック数を増やし、広告主に過剰な広告  
料金等を負担させるという問題が起こる可能性があります。米国では、その被害に遭った広告主が、集団

でこのような広告商品を提供している企業に対して訴訟を提起するという事態が発生しています。ヤフーでは、不正クリックをシステムの、または一部手作業にて調査・判別し、不正が疑われるクリックは広告料金を報酬の対象外とするなどの対策を行っていますが、今後、ヤフーに対し、同様の訴訟を起こされる可能性や、これらの詐欺行為によりヤフーのブランドイメージが損なわれ、業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### その他法制度に係わるリスク

(イ) ヤフーではシステム開発やコンテンツ制作等を業務委託や外注している場合があり、労働者派遣法、下請法に抵触するような事態が発生した場合、ヤフーに対する信用が失墜する可能性があります

ヤフーでは労働者派遣法、下請法について従業員の入社時および入社後も定期的に研修を実施し、これらの法令を遵守し業務・取引を行うよう教育活動を行っています。しかしながら、これらの取り組みにもかかわらずこれらの法令に抵触する事態が発生した場合、ヤフーに対する信用が失墜し業績に影響を与える可能性があります。

(ロ) 会計基準および税制の変更が行われた場合、ヤフーの損益に影響がでる可能性があります

近年、会計基準に関する国際的なルール整備の流れがある中で、ヤフーは基準の変更などに対して適切かつ速やかな対応を行ってきました。しかしながら、将来において会計基準や税制の大きな変更があった場合には、ヤフーの損益に影響がでる可能性があります。

#### 災害・有事に係わるリスク

##### 災害等によるリスク

(イ) 災害等により、ヤフーの業務が中断ないしは継続不能となる可能性があります

ヤフーの事業は、地震、火災等の自然災害や大規模事故、それらに伴う建造物の破損、停電、回線故障等の二次被害の影響を受けやすく、またヤフーのネットワークのインフラおよび人的資源は、大部分が東京に集中しています。ヤフーでは、事故の発生やアクセスの集中にも耐えうるようにシステムの冗長化やデータセンターの二重化、分散化などの環境整備を進めるとともに、こうした事故等の発生時には、速やかにかつ適切に全社的対応を行うよう努めています。しかしながら、事前に想定していなかった原因・内容の事故である場合や、広告主の事情による広告出稿の取り止め・出稿量減少が発生した場合、ユーザーがヤフーの有料サービスを利用できなくなった場合等、何らかの理由により事故発生後の業務継続、復旧がうまく行かず、ヤフーの事業、業績、ブランドイメージ等に影響がでる可能性があります。

##### 有事に係わるリスク

(イ) 有事の際には、ヤフーの業務が中断ないしは継続不能となる可能性があります

通常の国際政治状況・経済環境の枠組みを大きく変えるような国際紛争・テロ事件等の勃発といった有事には、ヤフーの事業に大きな影響があるものと考えられます。

具体的には、これら有事の影響により、ヤフーサイトの運営が一時的に制限されてその結果広告配信が予定通り行えない状況となったり、広告主の事情による広告出稿の取止め・出稿量減少が発生した場合や、アクセスインフラが断絶状態に陥ったり、ユーザーがヤフーの有料サービスを利用できなくなった場合は、売上が減少する可能性があります。また特別の費用負担を強いられる可能性があります。また、米国やその他の国・地域との通信や交通に障害が発生した場合には、それらの国・地域の業務提携先との連携に支障が生じる等の理由により、事業運営ならびに収益に影響を与えるリスクがあります。また、事業所が物理的に機能不全に陥るような事態となったり、ヤフーの事業に関連が高い企業（インターネット接続、データセンター等に関連する企業）が同様の状況に陥るようなことがあれば、ヤフーのいくつかのサービスの継続が不可能となる可能性もあります。

#### 事業運営に係わるリスク

##### 経営方針・事業戦略に係わるリスク

(イ) ヤフーの戦略が、マーケットニーズ等の変化に応じて迅速かつ柔軟に策定・推進できない場合、競争上の優位性が損なわれる可能性があります

ヤフーでは、目標とする経営指標のうち、特にユーザー数とユーザー1人当たりの利用時間の増加を目指しスマートデバイスを中心とした戦略を推進しています。これらの戦略はマーケットやパートナーのニーズ、技術や競合の動向の変化に応じて迅速かつ柔軟に変更していく所存です。

しかしながら、これらの戦略が迅速かつ適切に変更できない、もしくは、戦略の推進が遅延する等の理由により、競争上の優位性が損なわれる可能性があります。

#### 技術開発・改良に係わるリスク

- (イ) 新たな戦略やビジネスを開発し、ユーザーのニーズを満たすため研究開発に取り組んでいますが、的確にユーザーのニーズを捉えられない可能性や、研究開発の失敗、遅延の可能性があります

ヤフーは、ユーザーの増加・多様化に対応するため、新たなビジネスを戦略的に開発し、ユーザーのニーズを満たすコンテンツやサービスを提供することで、ヤフーの競争優位性を維持していきたいと考えています。その一環として2007年4月にYahoo! JAPAN研究所を設立いたしました。これらには、一定の研究開発費用が発生していますが、予想以上に費用が発生してしまう可能性や、開発までに要する時間等の面で競争力の低下を招く可能性があります。

インターネット関連業界は参入者も多く競争の激しい市場であるとともに、技術革新が常態である、変化のスピードが速い、提供するサービスのライフサイクルが短い等の特性を有しています。そのため、ヤフーとしては、専門知識・技術を有する従業員の採用や、実績のある外部業者との協業により、業務の効率化を図り、常に市場ニーズの変化に迅速に対応可能となるようサービス企画・システム開発体制を整備していく所存であります。しかしながら、研究開発が失敗・遅延する、予想以上に費用が発生する、ユーザーのニーズを捉えられず効果が見込めない等により、期待通りの利益を得られない可能性や、これらの開発に資源が集中することにより、他サービスの開発・運営に支障をきたす可能性があります。また、技術上・運営上の問題に対して、ヤフーに対し損害賠償が求められる可能性があります。

- (ロ) 提供しているサービスの継続的な改善が適切に行われない場合、ヤフーのサービスが陳腐化する可能性があります

インターネット業界は技術や市場の変化が激しく、新しいサービスも次々と誕生してきています。そのような状況の中、ヤフーのサービスが競争優位性を維持向上していくためには、ユーザーエクスペリエンスを絶えず向上することが重要と考えています。ユーザーエクスペリエンスの向上には、ユーザーとサービスの接点である表示や操作に係わる視認性やデザイン、操作性の向上に始まり、検索や情報サービスなどの応答結果がユーザーの求めている情報や好みにどれだけ近いかという情報のマッチング精度の向上、結果の応答速度やフィーリングの向上など多岐にわたる継続的な改善を必要とします。

ヤフーではこれらのサービスの改善に対する投資を継続的に行う必要があり、これらの投資が適切に行われない場合には、サービスの競争優位性やブランドイメージの低下につながる可能性や、サービス改善への費用の増加に伴い、業績に影響を及ぼす可能性があります。また、サービスの改善やリニューアルにあたっては、それによる効果について事前に十分な調査やテストを行っておりますが、期待していた効果とは逆にユーザーの減少やページビューの低下を引き起こす可能性もあり、広告販売等への影響から業績に影響を及ぼす可能性があります。

- (ハ) 設備投資の計画策定や実行が適切に行われなかった場合、サービスの品質が低下したり、逆に過剰投資で費用が増加する可能性があります

ヤフーでは、今後予想される事業規模の拡大に伴い、ユーザーのニーズに合った良質なサービスを提供していくために、継続的な設備計画を有しています。インターネットのユーザー層がさらに拡大し、デバイスの多様化が促進され、場所や端末の制約が無くなっていくことによって、より多くのアクセスの集中や短時間での大量のデータ送受信に十分に対応可能なネットワーク関連設備を逐次整備充実していく必要があります。ヤフーでは大規模データセンターを自社保有することで、安定的、効率的なサーバーの運用とコストダウンを進めています。

また大量の通信トラフィックをスムーズにコントロールするためのシステムやネットワークの構築、決済機能や顧客情報の管理のためのセキュリティ面の強化、ユーザーからの問い合わせの増加・多様化に適切に対応するためのシステムの強化充実、ビッグデータの活用等、今後は従来にも増して大規模な設備投資をタイミングよく実施していく必要性がより高まるものと予想されます。加えて、業容拡大に必要なオフィススペースの確保・拡充のための設備投資も継続的に必要となるものと勘案されます。

これらの設備投資の実行に関しては、中長期的な費用対効果の検証を十分に行い、システム開発ならびに機器購入にかかる費用の適正化に注力することにより、必要以上の資金支出を発生させないよう留意します。

ヤフーは今後の業績拡大により、かかる費用ならびに資金支出の増加を吸収するのに十分な利益を計上

し営業キャッシュフローを獲得できるものと考えていますが、設備投資の効果が十分に得られない場合には、ヤフーの利益ならびにキャッシュフローに影響を及ぼす可能性があります。またインターネット関連業界では技術革新やユーザーのニーズの変化が著しいことから、投資した設備の利用可能期間も当初想定より短くなってしまふ可能性があり、その結果、償却期間が短縮され、年度当たりの減価償却費負担が現状よりも高水準で推移することや、既存設備の除却等により通常の水準を超える一時的な損失が発生する可能性があります。

- (二) 多様なインターネット接続端末のそれぞれに適切にサービスを提供できなかった場合、ヤフーの事業の発展に影響がでる可能性があります

近年、インターネットにアクセスできる情報端末の種類は増え、パソコンをはじめ、スマートデバイス、ゲーム機、テレビ、カーナビなど、パソコン以外の情報端末によるインターネットへの接続環境がさらに拡大しています。それに伴いヤフーのサービスへの接触機会を増やし、サービスの利用率を高めていく施策として、様々な情報端末からのインターネット利用を促進しています。これに伴って、次のようなリスクが存在すると考えられます。様々な情報端末へヤフーのサービスを提供するためには、それらの情報端末を開発している企業との協力のもと、情報端末への情報伝達の規格にヤフーが参入できる必要があります。よって、その規格への参入ができなかった場合には、その情報端末に対してのサービス提供ができなくなる可能性があります。

各情報端末からヤフーサイトへの接続の容易さは競争力の重要な要素の一つです。様々な情報端末において接続性を確保できるよう各社と協力していく所存ですが、接続性を確保できない場合、ヤフーの競争力が低下する可能性があります。また、接続性の確保において予想以上の費用がかかることにより、ヤフーの業績に影響を及ぼす可能性があります。

加えて、それぞれの情報端末には固有の特徴、例えば画面表示の大きさや入力装置の違いなどがあります。ヤフーでは、情報端末に応じてヤフーサイトを最適化し、情報提供を行っていますが、最適化に予想以上の時間を要する可能性や、各情報端末専用に構築された他社のサービスに比べ見劣りしてしまうことで、競争力が低下する可能性があります。また、その最適化に予想以上の費用がかかることにより、ヤフーの業績に影響を及ぼす可能性があります。

- (ホ) 広告商品の多様化に適切に対応できない場合、広告売上に影響を与える可能性があります

インターネットメディアにおいては、様々な広告手法による新たな広告商品が出現しています。ヤフーでは、掲載期間や掲出インプレッション数を保証した広告商品や映像と音声で表現されるビデオ広告、マウスオンなどユーザーのアクションによる表示領域のエキスパンドなど、多彩な広告表現が可能なりッチ広告、Yahoo! JAPANのマルチビッグデータとメディアをフル活用することができるYahoo! プレミアムDSP、Yahoo! JAPANをはじめとした主要提携サイトに広告を掲載し、効果的にアプローチできるプロモーション広告など、広告主のニーズに合わせた各種広告商品を開発し販売しています。また、ユーザーの行動履歴や検索キーワード、属性、配信地域等の情報を加味して広告配信を行う「ターゲティング広告」や、広告掲載場所のページ内容に、前述の行動履歴等の情報や、配信時間等を加味して広告配信を行う「インタレストマッチ」、各媒体の広告スペースを合わせて配信し各媒体単体では到達できない広いリーチをもった広告商品である「アド・ネットワーク」などの広告手法による商品も開発し、販売しています。

しかしながら、今後のさらなるインターネット広告手法の進化に対応できない場合、広告収入の減少が見込まれるほか、新たな広告商品の開発費用の負担や、新しい手法による広告商品を取扱っている企業との提携による費用がかさみ、ヤフーの業績に影響を与える可能性があります。

#### 新規事業、新規サービスに係わるリスク

- (イ) ヤフーは事業やサービスの多様化を進めてまいりますが、これらの新規事業やサービスが収益に貢献しない可能性があります

ヤフーでは、その事業基盤をより強固なものとし、良質なサービスを提供することを目的として、今後も事業内容の多様化や新規事業への取り組みをさらに進めていく予定ですが、これらを実現するためには、人材の採用・設備の増強・研究開発費の発生等の追加的な支出が発生する可能性があります。

また、これらの事業が安定して収益を生み出すにはしばらく時間がかかることが予想されるため、結果としてヤフー全体の利益率が一時的に低下する可能性があります。さらに、これらの事業が必ずしもヤフーの目論見通りに推移する保証はなく、その場合には追加的な支出分についての回収が行えず、ヤフーの業績に大きな影響を与える可能性があります。

提供しているサービスに係わるリスク

(イ) 検索サービスのシステム等は、グーグル・インク等に開発・運用・保守を委託しています

現在、ヤフーではグーグル・インクの検索エンジンと検索連動型広告配信システムを利用しています。

今後ヤフーとグーグル・インクとの関係の変動やグーグル・インクのサービス運営に何らかの支障が生じた場合、ヤフーの業績やサービスの継続自体に影響を与える可能性があります。

(ロ) グーグル・アジア・パシフィック・プライベート・リミテッドとの業務提携契約の変更等が行われた場合にはヤフーの事業に影響を与える可能性があります

ヤフーは、検索エンジン(技術)や検索連動型広告配信システム(技術)等のサービスを提供するために、グーグル・アジア・パシフィック・プライベート・リミテッドとの間で次の内容の契約を締結しています。検索サービスはヤフーの重要な収益の柱の一つであるため、当該契約内容の変更等が行われた場合には、ヤフーの収益に影響を与える可能性があります。

契約の名称	サービス提供契約 (GOOGLE SERVICES AGREEMENT)
契約締結日	2014年10月21日
契約期間	2019年3月31日まで
契約相手先	グーグル・アジア・パシフィック・プライベート・リミテッド
主な内容	相手方による検索技術および検索連動型広告配信技術の非独占的提供 相手方は、検索技術および検索連動型広告配信技術を非独占的にヤフー(株)に提供し、ヤフー(株)は、これらを用いて自らのブランドにてサービスを提供する。 検索サービスの差別化 両者は、検索サービスによる検索結果について差別化するための付加的な機能を自由に開発・運用することができる。 ヤフー(株)は、相手方が提供する検索結果を自らの判断で表示するか否かを決定することができる。 ヤフー(株)の相手方に対するサービスフィーの支払い ヤフー(株)が提供を受けたサービスの対価は、ヤフー(株)のサイトから得られる金額を基準に年次に応じて定められた計算式によって算出される金額および所定の期間にヤフー(株)のサイトから得られる売上が一定金額を超過した場合に当該超過分を基準に計算式によって算出される金額の合計とする。ヤフー(株)がパートナーのサイトで利用したサービスの対価は、パートナーのサイトから得られる売上に年次毎に定められたレートを乗じた金額とする。

(ハ) 一部の広告商品では掲載インプレッション数等を保証しており、それを満たせなかった場合には補填等を行う必要があります

ヤフーの広告商品には、掲載期間とインプレッション数を保証しているものがあり、その期間の長さや掲出頻度などにより広告料金を設定しています。しかしながら、インターネットとの接続環境に問題が生じたような場合や、システムに支障が生じた場合など、広告を掲載するのに必要なインプレッション数を確保できない場合は、掲載期間延長や広告掲載補填等の措置を講じなければならない等、ヤフーの広告売上に影響を及ぼす可能性があります。

また、広告主の出稿ニーズはあるもののそれに合わせたサービスを提供できない場合、ヤフーの収益獲得機会の損失につながると同時に広告主の出稿意欲の減退を招くことになり、ヤフーの広告売上に影響を与える可能性があります。

(ニ) 動画系サービスや大容量広告の利用増加により、インターネット回線費用やインフラ設備投資が増加する可能性があります

ヤフーでは「GYAO!」などの映像を配信するサービスを行っています。動画系サービスは文字と静止画像だけのサービスに比べインターネット回線の容量を多量に消費します。また、広告においてもブランドパネルやビデオ広告は、インタラクティブな広告を配信することが可能であり、同様にインターネット回線の容量を多量に消費します。これらのサービスは今後ますます利用が増加すると考えており、それに伴いインターネット回線に対する費用の増加や、配信に必要なサーバー等の設備に対する投資が増加する可能性があります。

## コンプライアンスに係わるリスク

- (イ) コンプライアンス対策が有効に機能する保証はなく、コンプライアンス上の問題が発生する可能性があります

ヤフーでは、企業価値の持続的な増大を図るにはコンプライアンスが重要であると認識しています。そのためヤフーでは、コンプライアンスに関する諸規程を設け、全役員および全従業員が法令、定款などを遵守するための規範を定め、その徹底を図るため、イントラネット上に諸規程を明示し、定期的な社内研修を実施しています。

しかしながら、これらの取り組みにもかかわらずコンプライアンス上のリスクを完全に回避できない可能性があり、法令等に抵触する事態が発生した場合、ヤフーのブランドイメージならびに業績に影響を与える可能性があります。

## 管理・運営体制に係わるリスク

- (イ) 業容拡大に伴い適切に人的資源が確保できない場合、または過剰に確保した場合、ヤフーの事業の発展に影響がでる可能性があります

ヤフーでは、今後の業容拡大による広告営業や技術開発のための人員増強・体制強化に加えて、各種サービスの運用や品質向上のためのサポート、ならびに有料サービスについての課金管理・カスタマーサポート等、業務の多様化に対応するための増員も必要になります。

このような業務の拡大に対して適切かつ十分な人的・組織的な対応ができない場合は、ヤフーのサービスの競争力の低下ならびにユーザーや「Yahoo!ショッピング」、「ヤフオク!」等の各ストア等とのトラブル、事業の効率性等を低下させる支障が発生する可能性があります。

また、人員の増強については業績等を勘案し注意深く行っていますが、これに伴い、人件費や賃借料等固定費が増加し、利益率の低下を招く可能性があります。

- (ロ) 社内のキーパーソンが退職した場合、ヤフーの事業の発展に一時的な影響がでる可能性があります

ヤフーの事業の発展は、役職員、特にキーパーソンに依存している部分があります。キーパーソンには、執行役員をはじめ、各部署の代表者が含まれており、それぞれが業務に関して専門的な知識・技術を有しています。これらのキーパーソンがヤフーを退職した場合、適格な後任者の任命や採用に努めてまいりますが、事業の継続、発展に一時的な影響が生じる可能性があります。

また、ヤフーの人事施策の一環として採用しているストックオプションは、一部の役職員に付与されていますが、有効に作用しなかった場合、役職員のモチベーション低下、さらには人材の流出を招く可能性があります。

- (ハ) 競争優位性を確保するために知的財産権の保護を推進していますが、その効果が十分ではない可能性があります

ヤフーでは、特許や著作権、デザイン、商標やドメインネームなど知的財産を重要な経営資源であり、競争上の優位性を発揮するための重要な要素の一つであると考え、適切に保護していく必要があると考えています。しかしながら、特許等の出願、特許権等の登録・維持には、人的資源の確保を含めて多額の費用と多くの時間を要します。また、特許等の出願に対して権利が付与されない場合や、特許権等に対して無効審判請求等がなされる場合があり、十分な保護が受けられない可能性があります。特許権等の知的財産権を保有していたとしても、これらの権利により競争上の優位性が直ちに保証されるわけではありません。ヤフーが事業展開する領域での技術的革新は非常に速いため、特許権等の知的財産権による保護が限定的となる可能性があります。このような問題が生じた場合、ヤフーの業績に影響を与える可能性があります。

- (ニ) ヤフーは多数の個人・法人のユーザーとの直接取引を行っているため、決済処理や問い合わせ対応等で費用が増加する可能性があります

ヤフーの事業規模の拡大や、プロモーション広告・有料会員サービス・有料課金コンテンツ等への取り組みの強化により、ヤフーでは、不特定多数の個人・法人のユーザーからの直接収益の機会が大きくなってきています。これら不特定多数のユーザーへの対応として、専門の担当部署を設置することにより管理体制の強化を図ったり、新たなシステムの導入により業務の効率化を図る等の手段をとっています。しかしながら、これらの施策にもかかわらず、小口債権の増加とこれに伴う未回収債権の増加、クレジットカード決済に伴うトラブルの増加、債権回収コストの増加等、決済ならびに債権回収に関するリスクが増

加する可能性があります。

また、ユーザーからの問い合わせも、サービス利用に関するもの、代金支払に関するもの、サービスや商品の返品・交換に関するもの、ヤフーから第三者に委託している内容(物流・決済等)に関するもの等と、多岐にわたっています。ヤフーでは、これらユーザーからの問い合わせに適切に対応できるよう、従業員の増強、組織管理体制の強化充実、業務の標準化・システム化の推進による効率化等を常に進めています。しかしながら、これらの施策充実に伴う費用の増大により、ヤフーの収益に影響を与える可能性があります。加えて、これらの施策にもかかわらずユーザーの満足が十分に得られない可能性も否定できず、その場合にはブランドイメージが損なわれる等の理由により、ヤフーの収益に影響を与える可能性があります。

#### 関連当事者との関係に係わるリスク

##### 主要株主に係るリスク

(イ) 親会社の方針転換や、主要株主の構成変更により、ヤフーの事業に影響を与える可能性があります

ヤフーはソフトバンクグループ(株)を親会社として、ヤフー・インクの提供する「Yahoo!」ブランドでのインターネットポータルサービスの日本における事業を行っています。ソフトバンクグループ(株)やヤフー・インク等の関連当事者との関係は良好です。今後とも、関連当事者各社とは良好な関係を続けていく所存ですが、各社の事業戦略方針の変更や、重要な関連当事者(とりわけ親会社をはじめとする資本上位会社)の変更等に伴い、ヤフーのサービスや各種契約内容への影響や、関連当事者間の関係に変化が生じる可能性があります。その場合、ヤフーのビジネスに影響を及ぼす可能性があります。

なお、主要株主であるソフトバンクグループ(株)とヤフー・インクの間で株主間契約が結ばれており、ヤフーの株式の売買等においては、一定の制限等が設けられています。

(ロ) ソフトバンクグループ内の企業とヤフーの間で事業の競合がおこる可能性があります

ヤフーはソフトバンクグループ(株)と共同で移動体通信事業や「Yahoo! BB」などの事業を行っています。ソフトバンクグループ(株)がヤフーのサービスと競合する会社に出資、提携した場合には、将来ソフトバンクグループ内において事業が競合することも考えられます。ヤフーとしては、それらの会社との連携を検討するなどの対応を行っていく所存ですが、ヤフーの事業に何らかの影響を及ぼす可能性があります。

(八) ヤフー・インクとのライセンス契約は、ヤフーの事業にとって重要な契約であり、契約内容の変更等が行われた場合にはヤフーの事業に影響を与える可能性があります

ヤフーは、設立母体のひとつであるヤフー・インクとの間に次の内容の契約を締結しています。ヤフーが提供する情報検索サービス等に関連する商標、ソフトウェア、ツール等(以下、商標等)のほとんどはヤフー・インクが所有するものであり、ヤフーはヤフー・インクより当該商標等の利用等の許諾を得て事業を展開しています。従って、当該契約はヤフーの事業の根幹に係わる重要な契約と考えられ、当該契約内容の変更等が行われた場合には、ヤフーの事業や収益に影響を与える可能性があります。

契約の名称	ヤフージャパン ライセンス契約 (YAHOO! JAPAN LICENSE AGREEMENT)
契約締結日	1996年4月1日
契約期間	1996年4月1日～(期限の定めなし) 但し、当事者の合意による場合、一方当事者の債務不履行、若しくは破産等を原因として本契約が解除される場合、ヤフー・インクが競合するとみなす企業等によりヤフー(株)の株式の3分の1以上が買収された場合、または合併、買収等によりヤフー・インクおよびソフトバンクグループ(株)がヤフー(株)において議決権の過半数を維持できない場合(但し、ヤフー・インクの同意がある場合を除く)においては本契約は終了する。
契約相手先	ヤフー・インク
主な内容	ヤフー・インクのヤフー(株)に対する下記のライセンスの許諾 ・日本市場のためにカスタマイズされローカライズされたヤフー・インクの情報検索サービス等(以下、日本版情報検索サービス等という)の使用複製等に係る非独占的権利 ・ヤフー・インクの商標等の日本における利用等にかかる非独占的権利 ・ヤフー・インクの商標等の日本における出版に関する利用等にかかる独占的権利 ・日本版情報検索サービス等の開発、商業利用、プロモーション等に係る全世界における独占的権利 ヤフー(株)が追加する日本固有のコンテンツのヤフー・インクに対する全世界における利用にかかる非独占的権利の許諾(無償) ヤフー(株)のヤフー・インクに対するロイヤルティの支払い (注) ロイヤルティの計算方法は、売上総利益から販売手数料を差し引いた金額の3%を支払金額としておりましたが、2005年1月から、計算方法の見直しにより、下記に記載の計算式により支払金額を算定しています。 ロイヤルティの計算方法 $\{ (\text{連結売上高}) - (\text{広告販売手数料}^*) - (\text{取引形態の異なる連結子会社における売上原価等}) \} \times 3\%$ * 広告販売手数料は連結ベース

(二) 「Yahoo!」ブランドは世界展開をしているため、ヤフーは事業展開等において制約を受ける場合があります

ヤフーでは「Yahoo! JAPAN」ブランドの確立と普及が、ユーザーと広告主をひきつけヤフーの事業の拡大を図るうえで重要であると考えています。インターネットサービスの増加および参入障壁の低さから、ブランド認知度の重要性は今後一層増加していくと思われま。特に他社との間で競争が激しくなってきた場合、「Yahoo! JAPAN」ブランドを確立し認知度を高めるための支出をより増やすことが必要となる可能性があります。

ブランド確立のための努力は海外のYahoo!グループ各社と協調し世界的に進めている部分がありますが、ヤフーでは海外グループ各社の努力の成否について保証することはできません。海外グループ会社がブランドの確立・普及に失敗した場合、それに影響を受けヤフーのブランド力が弱まる可能性もあります。また、ヤフーは海外グループ会社との契約の中で、排他的条項を認めているものがあります。その有効期間中、ヤフーが特定の広告等を掲載できないことがあります。また、ブランドに関する権利の中核となる商標については全世界的にヤフー・インクが出願、登録、維持を行っており、ヤフーが日本で独自に必要なとする分野において商標登録がなされていない可能性があります。

また、ドメイン名についてもヤフーが必要とするドメイン名が第三者に取得され、希望するドメイン名

が使用できない可能性や、「Yahoo! JAPAN」もしくはヤフーの提供しているサービス名に類似するドメイン名を第三者に取得され不正競争や嫌がらせ目的で使用される可能性があり、その結果、ヤフーのブランド戦略に影響を与えたり、ブランドイメージが損なわれる可能性もあります。

(ホ) ヤフー・ネザーランズ、ヤフー・インクとの業務提携契約の変更等が行われた場合にはヤフーの事業に影響を与える可能性があります

ヤフーは、検索連動型広告等のサービスを提供するために、ヤフー・ネザーランズ、ヤフー・インクとの間に次の内容の契約を締結しています。当該契約内容の変更等が行われた場合には、ヤフーの収益に影響を与える可能性があります。

契約の名称	サービス提供契約 (ADVERTISER AND PUBLISHER SERVICES AGREEMENT)
契約締結日	2010年7月27日(当初契約日2007年8月31日)
契約期間	2007年8月31日から2017年8月30日まで(10年間)
契約相手先	ヤフー・ネザーランズ、ヤフー・インク
主な内容	<p>ヤフー・ネザーランズによる対象サービスの独占的提供          広告関連サービスのうち契約で定められた手続きを経て対象サービスとなったものについて(検索連動型広告配信技術を除く)、ヤフー(株)およびヤフー(株)が50%超の議決権を有するヤフー(株)の子会社が日本国内において独占的に提供を受ける。但しヤフー(株)は、ヤフー・ネザーランズからの検索連動型広告配信技術の提供に拘束されることなく、第三者の検索技術、検索連動型広告配信技術を自由に選択、導入することができる。</p> <p>ヤフー(株)のヤフー・ネザーランズに対するサービスフィーの支払い          ヤフー(株)はヤフー・ネザーランズに対し、対象サービス(第三者から提供されるものも含む)を利用することで、ヤフー(株)もしくはヤフー(株)が20%以上の議決権を有する関連会社に発生した売上高に年次毎に定められたレートを乗じた金額を支払う。</p> <p>ヤフー(株)のオプション権          ヤフー(株)が希望する場合には、別途協議のうえヤフー・インクとマイクロソフト社との契約に基づき、ヤフー・インクが提供権を有する検索技術、検索連動型広告配信技術をヤフー・インクはヤフー(株)に非独占的に提供する。</p> <p>移行          ヤフー(株)がヤフー・インクまたはマイクロソフト社以外の技術の採用をした場合には、ヤフー・ネザーランズは顧客データの移行等についてヤフー(株)に協力する。</p>

#### 連結グループに係わるリスク

(イ) ヤフーの連結グループ運営が適切に行えない場合、業績に影響を与える可能性があります

ヤフーの子会社・関連会社については、その規模は様々で、内部管理体制の水準もその規模等に応じて様々なものとなっています。各社ともに、現状の業容の拡大に応じて適宜必要な人員の確保・組織体制の強化を図っていく方針ですが、これが適時に実現できない場合、ヤフーの業績に支障をきたす可能性があります。

また、各社サービスの運営にあたっては、ヤフーのサービスならびにネットワークシステムとの連携、ヤフーからの人的支援等が不可欠となっており、現在はヤフーの関連する部門が各社との連携を密にしてその支援を実施していますが、ヤフー(株)ならびに子会社・関連会社各社の業容拡大等によりこれらの連携・支援を十分に行うことが困難な状況となる可能性もあり、その場合には各社の業務運営に影響を及ぼす可能性があります。

(ロ) ヤフーが営む外国為替証拠金取引事業にかかるリスクについて

( ) 法的規制等について

ヤフー(株)は、2013年1月31日に、外国為替証拠金取引事業を営むワイジェイFX(株)を完全子会社化しました。ワイジェイFX(株)は、金融商品取引法に基づき、金融商品取引業者としての登録を受けており、金融商品取引法、関連政令、府令等の法令等の規制に従って業務を遂行しています。

しかしながら、これらの規制に抵触する事態が発生した場合は、業務停止や登録抹消等の行政処分を受ける可能性があります。また、今後これらの規制が強化された場合にはコンプライアンス体制やシステム

対応の強化、再整備等により費用が増加し、ヤフーの業績および財政状態に影響を与える可能性があります。

( ) 外国為替証拠金取引について

ヤフーが取扱う外国為替証拠金取引は、お客様がレバレッジコースごとにヤフーの定める所定の金額以上の証拠金をヤフーに預け入れることにより、取引を行うことができます。これにより、お客様は実際に預け入れた資金以上の金額の外国為替証拠金取引を行うことができることから、高い投資収益が期待できる半面、多大な投資損失を被る可能性があります。ヤフーは、取引証拠金が証拠金維持率20%を下回った際に、損失の拡大を防ぐために、ヤフーの所定の方法により、強制的にお客様の保有するポジション（建玉）の全部を反対売買して決済する制度を設け、お客様の資産の保護に努めていますが、お客様が預け入れた資金以上の損失（超過損失）が発生し、お客様が不足分を支払うことができない場合、ヤフーはお客様に対する債権の全部または一部について貸倒の損失を負う可能性があります。このような場合には、ヤフーの業績および財政状態に影響を与える可能性があります。

( ) カウンターパーティについて

ヤフーが取扱う外国為替証拠金取引は、お客様とヤフーの相対取引ですが、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、実績のある銀行、証券会社等複数の金融機関との間でカバー取引を行っています。しかしながら、当該金融機関による業務・財務状況の悪化等によりカバー取引が困難となった場合は、お客様に対するポジションのリスクヘッジが実行できない可能性があります。また、当該金融機関の経営破綻等により、ヤフーが担保金として差し入れている資金の回収ができない可能性があります。このような場合には、ヤフーの業績および財政状態に影響を与える可能性があります。

( ) 顧客資産の分別管理について

金融商品取引業者は、顧客資産が適切に維持されるよう、お客様から預かっている資産を自己の固有の財産と分別して管理することが義務付けられています。ヤフーは、お客様から預っている資産を大手金融機関に預け、ヤフーの固有財産と区分して信託財産として管理し顧客資産を保全する体制を整えています。しかしながら、システム障害等による正しい資産の算出が不能となった場合、または不測の事態により分別管理ができない事態が生じた場合、業務停止や登録抹消等の行政処分が行われることがあり、ヤフーの業績、財政状態および今後の事業展開に影響を与える可能性があります。

( ) コンピューターシステム障害について

ヤフーが取扱う外国為替証拠金取引は、システムの安定稼働および強化に努めていますが、何らかの要因によりシステム障害や不正アクセスが発生し、約款等に定める免責事項では補完できない損失がお客様に発生した場合、お客様の機会損失、ヤフーの信用低下や損害賠償義務の負担等により、ヤフーの業績および財政状態に影響を与える可能性があります。

また、ヤフーで利用している外国為替証拠金取引に関するシステムに含まれるソフトウェアの中にはヤフーがその著作権を保有していないものも存在していますが、当該著作権の利用に関して使用許諾を受けることで、事業運営に支障がない体制を構築、維持しています。万が一、当該使用許諾に関する契約の終了、当該著作権を保有する会社の経営破綻、その他何らかの理由で当該ソフトウェアが利用できなくなった場合には、ヤフーの業績、財政状態および今後の事業展開に影響を与える可能性があります。

( ) 外国為替市場の変動について

ヤフーが取扱う外国為替証拠金取引は、為替相場の変動がお客様の売買損益に多大な影響を及ぼします。従って、相場変動がヤフーのお客様に不利に働きお客様の損失が増大することにより、お客様の投資意欲の減退を招き、外国為替取引高が減少する可能性があります。当該事業の収益は外国為替取引高に依拠しているため、このような状況が長期化した場合には、ヤフーの業績および財政状態に影響を与える可能性があります。また、急激な為替変動によりヤフーがカウンターパーティに対して、お客様のポジションのカバー取引が実行できない可能性があります。このような想定外の事態が発生した場合には、ヤフーの業績および財政状態に影響を与える可能性があります。

( ) 適合性の原則、取引開始基準等について

金融商品取引業者は、金融商品取引法上、お客様の実情に適合した取引を行うことが義務付けられており、ヤフーが取扱う外国為替証拠金取引は、お客様の取引開始時に適正なチェックを行っていますが、チェック不備等によりお客様が実情に適合していない取引を行った結果、行政当局からの処分等を受けるまたはお客様から訴訟を提起される可能性があります。

( ) 犯罪による収益移転防止に関する法律について

2008年3月1日より、犯罪による収益の移転防止に関する法律が施行され、従来、金融機関が独自に行っていたお客様の本人確認および記録の保存を法律上の義務とし、顧客管理体制の整備を促すことにより、テロ資金や犯罪収益の追跡のための情報確保とテロ資金供与およびマネー・ロンダリング等の利用防止が定められています。

ヤフーが取扱う外国為替証拠金取引は、同法に基づき所定の書類等をお客様から徴収し、本人確認を実施するとともに本人確認記録および取引記録を保存しています。しかしながら、ヤフーの業務管理が同法に適合していないという事態が発生した場合、もしくは今後新たな法的規制が設けられた場合には、ヤフーの業績および今後の事業展開に影響を与える可能性があります。

その他の関連当事者に係るリスク

(イ) ソフトバンク(株)との業務提携契約の変更等が行われた場合にはヤフーの事業に影響を与える可能性があります

ヤフー(株)は、ソフトバンクグループ(株)の子会社であるソフトバンク(株)との間で、「Yahoo! BB」を始めとする各種通信関連サービスに係わるビジネスについて業務提携契約を締結しています。当該契約内容の変更等が行われた場合には、ヤフーの収益に影響を与える可能性があります。

(ロ) 「Yahoo! BB」を始めとする各種通信関連サービスはソフトバンク(株)へ依存しているため、ヤフーはソフトバンク(株)のサービス品質の影響を受ける可能性があります

当該各種通信関連サービスにおいては、ソフトバンク(株)が業務を担当する部分が、間接的にヤフーの業績に影響する可能性があります。ソフトバンク(株)による工事期間が遅延することにより、申込者へのサービスが提供できず、結果として売上の計上が遅れたりキャンセルにより売上機会を逸失する可能性があります。また、インフラ構築の失敗やサービス品質の問題により不具合があった場合に、一度獲得した会員が短期にサービスを解約してしまいヤフーの収益に影響を与える可能性もあります。

財務・投融資に係わるリスク

資金調達・金利変動に係わるリスク

(イ) 「Yahoo!かんたん決済」においては、立替金を回収するまでの間、資金調達を行う可能性があります

「Yahoo!かんたん決済」は、「ヤフオク!」における商品売買取引後の当事者間での決済を、出品者(販売者)および落札者(購入者)の委託に基づき、ヤフー(株)が代行して行うものです。

当サービスにおいては、落札者がクレジットカードないしインターネットバンキングでの支払いを行った翌営業日～3営業日後にヤフー(株)から出品者へ立替払いを実施するため、カード会社を束ねる取りまとめ金融機関との精算により当該立替分を回収するまでの間の資金調達が必要となる可能性があります。またサービスの拡大ペースが現在想定しているペースを大幅に上回る場合、必要資金を適切なコストで調達できない可能性があります。さらに立替総額が相応の規模となった場合、金利上昇に伴う金融機関等への支払利息額の増加が発生し、ヤフーの事業および業績に影響を及ぼす可能性があります。

(ロ) 「Yahoo!カード」においては、立替金を回収するまでの間、資金調達を行っています

「Yahoo!カード」は、ヤフーがクレジットカードの発行主体となるサービスで、クレジットカード申込者に対し信用供与を行うものです。クレジットカード会員がカード決済した代金について、クレジットカード加盟店に対し立替払いを行います。クレジットカード会員からの資金回収が月1回であるのに対し、クレジットカード加盟店に対しては月3回程程度の立替払いを行うため、立替資金が必要になります。今後、事業拡大に伴い、調達方法の多様化等について検討を進めますが、立替払いに必要な資金を適切なコストで調達できない可能性があります。

## 出資に係わるリスク

- (イ) ヤフーは他社に出資や融資を行う場合がありますが、それに見合ったリターンが得られない場合や、資金の回収が滞る可能性があります

ヤフーでは、事業上の結びつきを持って、もしくは将来的な提携を視野に入れて投資を実行していますが、これらの投資による出資金等が回収できなくなる可能性が高まっていくことも考えられます。

また、投資先のうち既に株式公開をしており、評価益または評価損が発生している企業がありますが、これらの評価益が減少したり、評価損が拡大する可能性があります。

さらに、ヤフーでは、一般的な会計基準に即した社内ルールを適切に運営して保有有価証券の減損処理等必要な措置を適宜とることにより、投資先企業の事業成績がヤフーの業績に適切に反映されるよう最大限の注意を払っています。しかしながら、投資先企業の今後の業績や株式市場の動向などによっては、将来的にヤフーの損益にさらなる影響を及ぼす可能性もあります。

今後もヤフーでは、事業上のシナジー効果の追求や業容の拡大を目的とした、他社への資本参加、合併事業への抛出、新会社設立等の形での新規投資の実行や、子会社・関連会社の資金ニーズに適切に対応するための融資の実行等が予想されます。その実施にあたっては、十分な事前審査と社内手続きを経て当該投融資に付帯するリスクを吟味のうえで行ってまいります。これらの新規の投融資により当初計画していた水準の利益が獲得できなかったり、最悪の場合にはその回収が滞るなどして、将来的にヤフーの財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

## 他社およびパートナーとの関係に係わるリスク

### 業務提携・契約に係わるリスク

- (イ) ヤフーはパートナーシップの構築を推進していますが、パートナーシップに関してはいくつかのリスクが存在します

ヤフーでは、他のサイトとパートナーシップを組むことでヤフー以外のサイトのユーザーとの接点を増やし、パートナーサイトを含めたネットワーク全体としての利用度を拡大するために、法人および個人のインターネットメディアとのパートナーシップの構築を積極的に進めています。

広告においては、他のインターネットサイトとの広告掲載スペースの提携により、「アド・ネットワーク」等の広告ネットワークの拡大に努めています。ネットワーク化することで、リーチの少ない他のインターネットサイトの媒体価値を高めることができ、また広告主にとっても、広告ネットワーク全体を通じて、自社のターゲットとなる顧客層により広くアプローチすることが可能となります。広告サービスをヤフーのみならず他の提携パートナーサイトとも共同で広告主に提供し、高い実績を上げています。そのほかにも、オンライン決済代行サービス「Yahoo!ウォレット」など各種サービスのパートナーサイトへの提供をしています。これらのパートナーシップ構築を進めることで、パートナーサイトの利便性や安全性、効率性、集客、収益を向上させ、ユーザーの求める多様なインターネットサービスを、ヤフーならびにパートナー全体で提供することを目指しています。

これらを推進するにあたり、次のようなリスクが存在すると考えられます。

パートナーシップ構築においては双方ともにメリットのある関係となることを目指し各種取り決めをしていますが、パートナーの売上およびトラフィックが期待値に満たない、もしくは他社との競合の結果、パートナーシップの構築が遅滞する可能性や、パートナー獲得における費用の増加を余儀なくされる可能性、また、パートナーシップ契約を解除される可能性があり、ヤフーの業績に影響を及ぼす場合があります。

パートナーへのサービスは、ヤフーないしはヤフーの関連会社、提携会社のシステムにより提供しています。これらシステムの障害などによりパートナーが損害を被った場合、ヤフーのブランドイメージが低下したり、損害賠償を請求される可能性があり、ヤフーの業績に影響を及ぼす場合があります。

パートナーのサービスの品質や評判が、ヤフーの評判や信用に影響し、ヤフーのブランドイメージに影響を及ぼす可能性があります。

- (ロ) 検索連動型広告におけるパートナーが、ヤフーとのパートナーシップを解消するなどした場合、ヤフーの収益に影響がでる可能性があります

検索連動型広告は、ヤフーだけでなく国内の大手サイトなどパートナー各社とも提携を行っています。ヤフーとしては引き続き提携パートナーの拡充や、新しいサービスの創出に努力をしていく所存ですが、これらのパートナーとの提携の解消などがあつた場合、ヤフーの収益に影響を及ぼす可能性があります。

(ハ) ヤフーは多数のコンテンツを他社から調達しており、コンテンツの調達に支障がでる場合があります

ヤフーは、ニュース、気象情報、株価等の情報サービスや、映像、ゲーム等のコンテンツをユーザーに提供しています。今後も、ユーザーが有用と考えるような良質の情報やコンテンツを継続的に確保していく所存ですが、予定通り情報やコンテンツが集まらなかったり、その確保に想定以上の費用がかかったりした場合、ユーザーによるヤフーのサービスの利用度が低下し、期待通りの収益を上げられない可能性があります。

(ニ) ヤフーは他社との業務提携を進めていますが、業務提携先またはヤフーに予期しない事態等が発生した場合、事業計画の推進に支障が生じる可能性があります

ヤフーでは、業務提携によってもサービスの拡大を進めています。その際はヤフーのガイドラインに沿ってサービスを提供していますが、業務提携先の情報管理体制の不備による個人情報の流出、システム障害によるサービス提供の一時停止、開発の遅延等が発生した場合等には当初計画していたサービスを目論見通りに提供できない可能性があります。

また上記とは逆に、ヤフー側の原因により業務提携先が目論見通りにサービスを提供できなくなる可能性もあり、その場合、業務提携先から損害賠償等を求められる可能性があります。これらの結果、サービスのユーザー数やヤフーの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 取引先の信用に係わるリスク

(イ) 取引先の与信状況に応じた取引をしていますが、売上債権等の回収に支障をきたす場合があります

ヤフーでは、広告商品その他の販売にあたっては、社内規程に則って販売先の与信状況等を十分に吟味し、取引金額の上限を定めたり、前払い決済とするなどの対策や、販売代理店を経由したりクレジットカード等の決済方法をとることにより、売上債権の回収に支障をきたさないよう十分な注意を払っています。しかしながら、景気の変動などによる取引先の経営状況の悪化等の影響により、今後売上債権の回収が滞ったり、回収不能分が発生する可能性が高まることも考えられます。

(ロ) 「Yahoo!カード」において、個人会員からの立替金が回収できない場合があります

「Yahoo!カード」においては、個人会員の与信判断の厳格化や利用状況のモニタリング等により貸倒れの発生を抑制していますが、クレジットカード会員の信用状況の悪化に伴う貸倒れ等により、立替金が回収できない可能性があります。

#### 他社との関係に係わるリスク

(イ) ヤフーの各事業は特定の販売先や仕入先に依存している場合があります

ヤフーでは、各事業において特定の販売先等に依存している場合があります。

広告売上の一部においては、広告会社を用いた営業活動を行っている関係上、特定の広告会社やメディアアプレップに依存しています。また、その他広告以外の事業においても、販売先等の中には取引規模の大きな特定の事業会社もあり、これらとの取引がヤフーの売上に占める割合も高くなってきています。

これらの販売先等との取引関係に変動があった場合や、相手先の経営状況の悪化やシステム不良等のトラブルが起こった場合には、ヤフーの業績やサービスの継続自体に影響を与える可能性があります。

(ロ) 他社との共同出資による合併事業は、将来的にこれら他社との間で提携関係に支障をきたす場合があります

子会社・関連会社の中には、第三者との間で合併事業として設立・運営しているものがあり、その業務運営を合併パートナーである当該第三者に大きく依存しています。現時点においては、各合併パートナーとの関係は良好であり、パートナーとの協力関係は各社の業務運営上効果的に機能していますが、将来的にこれらパートナーとの間で何らかの理由により協業・提携関係に支障をきたすような事態が発生した場合、各社の業績に影響を与える可能性があり、最悪の場合、子会社・関連会社によってはその事業運営の継続が不可能になる可能性があります。

(ハ) サービスの開発や運営を特定の他社に依存している場合があります

ヤフーのサービスの中には、運営に不可欠なシステムの開発・運営を特定の第三者に委託している例、またはサービスの運営にあたって第三者との連携が前提となっている例があります。これらの第三者の選定に関しては、ヤフーは過去の業績等から判断して相応水準の技術力・運営力を有していることを基準として選定しています。また、ヤフーでは、関連各部署との連携を密にする等により、サービス運営に支障をきたさないよう常に注意を払っています。しかしながら、管理不能な当該委託先の事情によりシステムの開発に遅延が発生したり、運営に支障をきたす事態となったり、連携先のシステムの停止等が発生する可能性は否定できません。その場合には販売機会の喪失、システム競争力の低下等によりヤフーの業績に影響を及ぼす可能性があり、最悪の場合にはサービス運営そのものの継続ができなくなる可能性もあります。また、商品の配送関連サービスなど、第三者がユーザーとの接点を担っている場合があります、それらのサービスにおける不手際により、ヤフーのブランドイメージの低下につながる可能性があります。

(二) その他にも外部の他社等へ依存しているサービス等があります

ヤフーでは、上記に限らず、外部の第三者に業務を委託したり、また第三者からの情報や役務の提供に依存して、サービスを運営する面が多々あります。これら第三者の経営状況やサービスの質の悪化等の理由により、ヤフーの事業運営上支障が生じ、結果として業績に影響を与える可能性があります。

情報セキュリティに係わるリスク

情報セキュリティ全般に係わるリスク

(イ) 情報セキュリティ(JIS Q 27000:2014)が侵害された場合、ヤフーの業績に影響を与える可能性があります

ヤフーでは、安全に安心して利用できるサービスをユーザーに提供するため、中長期的な視点で全社を挙げて情報セキュリティに取り組んでいます。

しかしながら、これらの取り組みが及ばず、業務上の人為的ミスや故意による不法行為、災害などによるシステム障害、マルウェア感染や標的型攻撃などのサイバー攻撃、システムや製品等の脆弱性などにより、情報漏洩、データの破壊や改ざん、サービスの停止などの被害等が発生した場合、ヤフーの業績に影響を与えるだけでなく、ヤフーの信用失墜につながる可能性があります。

(ロ) ヤフーの子会社・関連会社の情報セキュリティが侵害された場合、ヤフーの業績に影響を与える可能性があります

ヤフーは、子会社・関連会社の情報セキュリティを支援しています。具体的には、情報セキュリティ対策の仕組みの共有や導入支援、脆弱性情報など情報セキュリティに関する情報の共有、各社の求めに応じて情報セキュリティ対策の相談対応などを行っています。

さらに、子会社に対してはヤフーと同等の情報セキュリティ対策を行うための規程の提供や第三者認証取得支援などの支援を行っています。

しかしながら、想定以上にサイバー攻撃などの脅威が発生した場合には追加費用が発生し、ヤフーの収益に影響を与える可能性があります。

(ハ) サイバー攻撃などの脅威が想定以上に増加・高度化した場合、ヤフーの業績に影響を与える可能性があります

ヤフーでは、日々高度化するサイバー攻撃などの脅威に備え、必要かつ前衛的な対策を取るべく必要十分な費用の確保に努めています。

しかしながら、想定以上にサイバー攻撃などの脅威が発生した場合には追加費用が発生し、ヤフーの収益に影響を与える可能性があります。

個人情報およびプライバシー情報に係わるリスク

(イ) ユーザーの個人情報およびプライバシー情報の情報セキュリティが侵害された場合、ヤフーの業績に影響を与える可能性があります

ヤフーではプライバシーポリシーをユーザーに公開し、サービスを通じお預かりしたユーザーのプライバシー情報をプライバシーポリシーに準拠し利用しています。

ユーザーのプライバシー情報は、アクセスする権限を持つ担当者を必要最小限に絞る、隔離された居室でのみ取り扱うなど複数の対策を組み合わせ保護しています。

しかしながら、これらの対策が及ばず、情報セキュリティが侵害された場合、サービスの停止または縮退により、ヤフーの業績に影響を与えるだけでなく、ヤフーの信用失墜につながる可能性があります。

ユーザー自身の個人情報の照会・変更・削除等は、ユーザー自身がシステムから行うようにしています。問い合わせに回答するためにやむを得ない場合等を除き、役員、従業員等が個人情報を参照できない対策を導入しています。

また、個人情報を社外に業務委託する場合は、個人情報委託先選定基準を定め、一定水準以上の情報セキュリティ対策を実施できる業務委託先に限定して委託し、委託中は個人情報委託先の監督・監査を定期的に行っています。

しかしながら、これらの対策が及ばず、情報漏洩、情報破壊や改ざんなどの被害等が発生した場合、信用の低下や損害賠償請求等の法的紛争が発生する可能性があります。

- (ロ) ユーザーの個人情報のうち、銀行口座番号、クレジットカード番号等が漏洩した場合、ブランドイメージが低下したり、法的紛争に発展する可能性があります

ヤフーでは「Yahoo!ウォレット」などの決済金融系サービスやユーザーの本人確認のために銀行口座番号、クレジットカード番号等をお預かりし、または利用しています。

これらの個人情報は第三者に悪用された場合、ユーザーに経済的被害を直接与える可能性があるとの認識のもと、ヤフーでは、さらに隔離したシステムでこれらの情報を厳重に管理しています。

クレジットカード情報については、それらを取り扱う決済金融系サービス「Yahoo!ウォレット」とヤフーにおけるほぼ全てのクレジットカード決済の加盟店管理業務において、クレジットカード決済に関する会員情報や取引情報および決済プロセス等におけるグローバルスタンダードのセキュリティ基準である「PCI DSS」のなかでも最も厳しい「レベル1」の認定を取得しています。

しかしながら、これらの施策によっても情報セキュリティが完全に保たれる保証はなく、万が一情報漏洩等の諸問題が発生した場合、ヤフーの業績に影響を与えるだけでなく、ヤフーの信用失墜につながる可能性があります。

- (ハ) 個人情報が「Yahoo!ショッピング」、「ヤフオク!」などの出店ストアや業務委託先から情報漏洩した場合、業績に影響を及ぼす可能性があります

「Yahoo!ショッピング」や「ヤフオク!」などのBtoC取引では、購入者が入力した個人情報は、商品を販売したストアに送られ、各ストアが個人情報の収集主体として責任をもって管理しています。また、購入者のプライバシー情報がストアから別の個人や団体に開示されないように、ストアに対して、購入者の個人情報およびプライバシー情報について商品の送付や販促目的以外に利用することを固く禁じており、適切な管理をするよう適宜指導を行っています。なお、ストアのクレジットカード決済にあたっては、ストアにてヤフーの運営する決済手段を利用するか、直接カード会社と決済契約を締結するかいずれかの方法をとっています。ヤフーの決済サービスを利用しているストアの場合、購入者が入力したクレジットカード番号等はヤフーを通じてカード会社に送信されますので、各ストアに保存されることはありません。一方、直接カード会社と決済契約をしているストアについては、購入者が入力したクレジットカード番号等の管理に関して、他の個人情報と同様に厳重な指導と注意喚起を行っています。

しかしながら、これらの対策が及ばず、情報漏洩の被害等が発生した場合、ヤフーの責任の有無にかかわらず、信用失墜によるユーザーの減少に伴い、ヤフー業績に影響を与える可能性があります。

#### 通信の秘密に係わるリスク

- (イ) 通信の秘密が侵害された場合、ヤフーの業績に影響を与える可能性があります

ヤフーは、「Yahoo!メール」等のサービスにおいて、通信内容等の通信の秘密に該当する情報を取り扱っています。これらの取扱いにおいては電気通信事業法に則り、情報セキュリティに対する取り組みのもと、適切な取扱いを行っています。

しかしながら、これらの情報がソフトウェアの不具合や、マルウェア等の影響、通信設備等への物理的な侵入、ヤフーの関係者や業務提携・委託先などの故意または過失等によって侵害された場合、ヤフーのブランドイメージの低下や法的紛争に発展し、ユーザーの減少やサービスの停止や縮退に伴う損害賠償や売上減少などによる業績に影響を及ぼす可能性があります。

## 不正利用に係わるリスク

- (イ) ヤフーのサービスが外部の悪意ある第三者に不正利用された場合、業績に影響を及ぼす可能性があります
- 悪意ある第三者が、他人のYahoo! JAPAN IDとパスワード、クレジットカード情報などをフィッシング等で不正に入手し、ヤフーやパートナーサイトの各種サービスで他人になりすます行為や、「Yahoo!カード」を不正利用し支払いを行うなどの可能性があります。一例として、「ヤフオク!」で他人になりすまして不正な商品を出品する、「Yahoo!ウォレット」や「Yahoo!かんたん決済」を利用して他人の支払いで決済を行う、「Yahoo!メール」で他人になりすましてメールを送信する、などが考えられます。
- ヤフーではYahoo! JAPAN IDとパスワードを守る機能の提供や、ユーザーを含む日本のインターネットユーザーへ安全なID管理についての啓発を行うとともに、一定の不正利用を事前に想定した対策を行っています。しかしながら、不正利用により立替金の回収に支障をきたす可能性や、不正利用の被害に対してヤフーに損害賠償が求められたり、想定外の不正利用による補償や再発防止対策費用により収益に影響を及ぼし、ヤフーのブランドイメージが低下する可能性があります。

## 社内経営情報に係わるリスク

- (イ) 会社の経営・財務など投資判断に影響を及ぼすような未公表の重要事実（インサイダー情報）や非公開の社内経営情報の情報セキュリティが侵害された場合、業績に影響を及ぼす可能性があります
- ヤフーでは、出願前の特許情報、公開前のM&Aまたは業務提携に関わる情報、取引先・株主・従業員の個人情報、監査資料、およびその他の営業資料などの社内経営情報をユーザーからお預かりしたプライバシー情報や個人情報などとは分離し、適切なアクセス制御のもとで管理しています。
- しかしながら、これらの情報が漏洩・改ざんまたは利用できない事態が発生した場合、株主・取引先・従業者などの利害関係者への直接的な影響、市場優位性の低下、法令違反に発展した場合の業務停止、ブランドイメージの低下などの可能性があります。

## 遺伝子解析事業について

当事業では、ユーザーから提供された試料を検査し、解析した結果得られる個人の遺伝子に関する情報を取り扱います。当該遺伝子情報の取扱いにあたりセキュリティ確保には万全を期していますが、万一情報漏洩等が生じた場合には、信用の低下や損害賠償請求等の法的紛争が発生する可能性があります。

## コーポレートガバナンスに係わるリスク

### コーポレートガバナンスに係わる体制について

- (イ) 内部統制のための体制が有効に機能せず、業務運営への影響や、運営費用が増大する可能性があります
- ヤフーでは、業務上の人為的ミスやその再発、内部関係者の不正行為等による不具合の発生などが起きることのないよう、より一層厳格な内部管理・運用の基準を作成し行動に移すなどの対策をとっています。また、2006年4月からヤフーにおける業務の有効性や効率性、財務報告の信頼性を高め法令遵守を徹底し、適法かつ適正なコーポレートガバナンスをより一層強化するために、社長直属の独立した組織である内部監査室を設置し運営しています。しかしながら、将来的に業務運営、管理体制上の問題が発生する可能性は皆無ではありません。また、内部統制を充実させるために各事業部門の業務工数が増大し、ヤフーの利益に影響が出る可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 技術受入契約

契約会社名	ヤフー株式会社
契約相手先	ヤフー・インク
締結年月日	1996年4月1日
契約期間	1996年4月1日～(期間の定めなし) (注) 但し、当事者の合意による場合、一方当事者の債務不履行若しくは破産等を原因として本契約が解除される場合、ヤフー・インクが競合するとみなす企業等によりヤフー(株)株式の3分の1以上が買収された場合、または合併、買収等によりヤフー・インクおよびソフトバンク株式会社がヤフー(株)において議決権の過半数を維持できない場合(但し、ヤフー・インクの同意がある場合を除く)においては本契約は終了する。
主な内容	ヤフージャパン ライセンス契約(YAHOO! JAPAN LICENSE AGREEMENT) ヤフー・インクのヤフー(株)に対する下記のライセンスの許諾 ・日本市場のためにカスタマイズされローカライズされたヤフー・インクの情報検索サービス等(以下、日本版情報検索サービス等という)の使用複製等に係る非独占的権利 ・ヤフー・インクの商標等の日本における利用等に係る非独占的権利 ・ヤフー・インクの商標等の日本における出版に関する利用等に係る独占的権利 ・日本版情報検索サービス等の開発、商業利用、プロモーション等に係る全世界における独占的権利 ヤフー(株)が追加する日本固有のコンテンツのヤフー・インクに対する全世界における利用に係る非独占的権利の許諾(無償) ヤフー(株)のヤフー・インクに対するロイヤルティの支払い (注) ロイヤルティの計算方法は、売上総利益から販売手数料を差し引いた金額の3%を支払金額としておりましたが、2005年1月から、計算方法の見直しにより、下記に記載の計算式により支払金額を算定しております。 ロイヤルティの計算方法 { (連結売上高) - (広告販売手数料*) (取引形態の異なる連結子会社における売上原価等) } × 3% *広告販売手数料は連結ベース

(2) サービス提供契約

契約会社名	ヤフー株式会社
契約相手先	ヤフー・ネザーランズ、ヤフー・インク
締結年月日	2010年7月27日(当初契約日2007年8月31日)
契約期間	2007年8月31日から2017年8月30日まで(10年間)
主な内容	<p>サービス提供契約(ADVERTISER AND PUBLISHER SERVICES AGREEMENT)</p> <p>ヤフー・ネザーランズによる対象サービスの独占的提供  広告関連サービスのうち契約で定められた手続を経て対象サービスとなったものについて(検索連動型広告配信技術を除く)ヤフー(株)およびヤフー(株)が50%超の議決権を有するヤフー(株)の子会社が日本国内において独占的に提供を受ける。ただし、ヤフー(株)は、ヤフー・ネザーランズからの検索連動型広告配信技術の提供に拘束されることなく、第三者の検索技術、検索連動型広告配信技術を自由に選択、導入することができる。</p> <p>ヤフー(株)のヤフー・ネザーランズに対するサービスフィーの支払い  ヤフー(株)はヤフー・ネザーランズに対し、対象サービス(第三者から提供されるものも含む)を利用することでヤフー(株)もしくはヤフー(株)が20%以上の議決権を有する関連会社に発生した売上上に年次毎に定められたレートを乗じた金額を支払う。</p> <p>ヤフー(株)のオプション権  ヤフー(株)が希望する場合には、別途協議のうえヤフー・インクとマイクロソフト社との契約に基づきヤフー・インクが提供権を有する検索技術、検索連動型広告配信技術をヤフー・インクはヤフー(株)に非独占的に提供する。</p> <p>移行  ヤフー(株)がヤフー・インクまたはマイクロソフト社以外の技術の採用をした場合には、ヤフー・ネザーランズは顧客データの移行等についてヤフー(株)に協力する。</p>

(3) サービス提供契約

契約会社名	ヤフー株式会社
契約相手先	グーグル・アジア・パシフィック・プライベート・リミテッド
締結年月日	2014年10月21日(当初契約日2010年7月27日)
契約期間	2019年3月31日まで
主な内容	<p>サービス提供契約(GOOGLE SERVICES AGREEMENT)</p> <p>相手方による検索技術および検索連動型広告配信技術の非独占的提供  相手方は、検索技術および検索連動型広告配信技術を非独占的にヤフー(株)に提供し、ヤフー(株)は、これらを用いて自らのブランドにてサービスを提供する。</p> <p>検索サービスの差別化  両当事者は、検索サービスによる検索結果について差別化するための付加的な機能を自由に開発・運用することができる。  ヤフー(株)は、先方が提供する検索結果を自らの判断で表示するか否かを決定することができる。</p> <p>ヤフー(株)の相手方に対するサービスフィーの支払い  ヤフー(株)が提供を受けたサービスの対価は、ヤフー(株)のサイトから得られる売上を基準に年次に応じて定められた計算式によって算出される金額および所定の期間にヤフー(株)のサイトから得られる売上が一定金額を超過した場合に当該超過分を基準に計算式によって算出される金額の合計とする。  ヤフー(株)がパートナーに提供したサービスの対価は、パートナーのサイトから得られる売上を基準に計算式によって算出される金額とする。</p>

6 【研究開発活動】

当連結会計年度における研究開発費は289百万円であり、次世代インターネット技術の研究等に係るものであります。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 財政状態に関する分析

#### 資産、負債および資本の状況

##### 資産

当連結会計年度末の資産合計は、前連結会計年度末と比べて335,196百万円（33.3%増）増加し、1,342,799百万円となりました。

主な増減理由は以下のとおりであります。

- ・現金及び現金同等物は、主に、営業活動による資金の増加があったものの、子会社株式の取得、法人税等の納付、および配当金の支払いによる減少により前連結会計年度末と比べて減少しました。
- ・営業債権及びその他の債権は、主に、アスクル(株)の連結子会社化、およびクレジットカード事業の取扱高増加により前連結会計年度末と比べて増加しました。
- ・棚卸資産は、主にアスクル(株)の連結子会社化により前連結会計年度末と比べて増加しました。
- ・その他の金融資産(流動)は、主に、本社移転に伴い差入保証金をその他の金融資産(非流動)から振り替えたことによる増加、および外国為替証拠金取引におけるデリバティブ資産の増加により前連結会計年度末と比べて増加しました。
- ・有形固定資産は、主に、アスクル(株)の連結子会社化、およびサーバ等の購入により前連結会計年度末と比べて増加しました。
- ・のれんらびに無形資産は、主に連結子会社の増加により前連結会計年度末と比べて増加しました。
- ・持分法で会計処理されている投資は、主にアスクル(株)の連結子会社化により前連結会計年度末と比べて減少しました。
- ・その他の金融資産(非流動)は、主に、投資有価証券の取得、および公正価値の上昇により前連結会計年度末と比べて増加しました。

##### 負債

当連結会計年度末の負債合計は、前連結会計年度末と比べて162,986百万円（61.0%増）増加し、430,035百万円となりました。

主な増減理由は以下のとおりであります。

- ・営業債務及びその他の債務は、主にアスクル(株)の連結子会社化により前連結会計年度末と比べて増加しました。
- ・その他の金融負債(流動)は、主にアスクル(株)の連結子会社化による借入金の増加により前連結会計年度末と比べて増加しました。
- ・その他の金融負債(非流動)は、主に、アスクル(株)の連結子会社化により借入金、およびリース債務が増加したため、前連結会計年度末と比べて増加しました。
- ・繰延税金負債は、主に、アスクル(株)、および(株)一休の連結子会社化により認識された無形資産に関する一時差異に対して税効果を認識したため、前連結会計年度末と比べて増加しました。

##### 資本

当連結会計年度末の資本合計は、前連結会計年度末と比べて172,210百万円（23.3%増）増加し、912,764百万円となりました。

主な増減理由は以下のとおりであります。

- ・利益剰余金は、配当金の支払いによる減少があったものの、親会社の所有者に帰属する当期利益の計上により前連結会計年度末と比べて増加しました。
- ・非支配持分は、主に、アスクル(株)の連結子会社化により前連結会計年度末と比べて増加しました。

## 流動性および資金の源泉

当連結会計年度における流動比率は220.3%（前年同期309.4%）、親会社所有者帰属持分比率は62.9%（前年同期72.1%）となりました。

当連結会計年度における資金の主な増減要因については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要（2）キャッシュ・フローの状況」に記載しておりますが、投資有価証券の取得や恒常的な支出であるサーバー等ネットワーク設備への設備投資等につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローを源泉としております。

## (2) 経営成績

## 売上高

当社グループにおける売上項目の内容

報告セグメント	主な事業の内容
マーケティングソリューション事業	・ 検索連動型広告やディスプレイ広告などの広告関連サービス
コンシューマ事業	・ 「ヤフオク!」や「Yahoo!ショッピング」、アスクル(株)などのコマース関連サービス ・ 「Yahoo!プレミアム」や「Yahoo! BB」などの会員向けサービス ・ 「Yahoo!不動産」などの情報掲載サービス ・ ゲーム関連サービス

当連結会計年度の売上高は、652,327百万円と前年同期比223,839百万円（52.2%増）増加しました。これは、主に、アスクル(株)の連結子会社化、および広告売上の増加によるものです。

## 売上原価、販売費及び一般管理費

当連結会計年度の売上原価は、247,372百万円と前年同期比161,870百万円（189.3%増）増加しました。これは、主に、アスクル(株)の連結子会社化、および検索システム利用に関する契約条件の変更によるものです。

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、239,653百万円と前年同期比93,879百万円（64.4%増）増加しました。

販売費及び一般管理費の主な内訳は以下のとおりであります。

人件費は、64,473百万円と前年同期比15,853百万円（32.6%増）増加しました。これは、主にアスクル(株)の連結子会社化に伴い当社グループの従業員数が9,177名と前期末比2,143名（30.5%増）増加したことによるものです。

販売促進費は、41,483百万円と前年同期比26,216百万円（171.7%増）増加しました。これは、主に、ポイント費用の増加、およびアプリの利用促進にかかわる費用が増加したことによるものです。

業務委託費は、28,025百万円と前年同期比9,898百万円（54.6%増）増加しました。これは、主にアスクル(株)の連結子会社化によるものです。

減価償却費及び償却費は、27,181百万円と前年同期比13,240百万円（95.0%増）増加しました。これは、主に、アスクル(株)の連結子会社化、サーバおよびネットワーク関連機器の取得に伴う有形固定資産の増加によるものです。

上記以外の主なものは、アスクル(株)の連結子会社化に伴い賃借料・水道光熱費が12,852百万円と前年同期比3,713百万円（40.6%増）増加、アスクル(株)の連結子会社化に伴い荷造運賃が8,478百万円と前年同期比8,374百万円増加、検索システム利用に関する契約条件の変更に伴い情報提供料が7,365百万円と前年同期比3,947百万円（34.9%減）減少、TVCM出稿に伴い広告宣伝費が6,664百万円と前年同期比3,864百万円（138.0%増）増加しました。

#### 企業結合に伴う再測定益

当連結会計年度の企業結合に伴う再測定益は、アスクル(株)の連結子会社化によるものです。

#### その他の営業外収益、その他の営業外費用

当連結会計年度のその他の営業外収益の主なものは、投資有価証券売却益1,532百万円、その他の営業外費用の主なものは、投資有価証券評価損2,016百万円です。

#### 法人所得税

当連結会計年度の法人所得税は、54,092百万円となり、税引前利益に対する法人所得税の負担率は23.9%となりました。法定実効税率33.06%と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異は、主に企業結合に伴う再測定益によるものです。

#### 当期利益

当期利益は、172,492百万円と前年同期比38,559百万円(28.8%増)増加しました。親会社の所有者に帰属する基本的1株当たり当期利益は30円15銭となりました。また、親会社の所有者に帰属する希薄化後1株当たり当期利益は30円14銭となっております。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、総額で52,233百万円（うち有形固定資産は36,428百万円、無形資産は15,804百万円であります。）であり、主なものは、サーバーおよびネットワーク関連機器の購入であります。サーバーおよびネットワーク関連機器の購入につきましては、各セグメントにわたり使用しており、各セグメントに厳密に配賦することが困難なため、報告セグメントごとの設備投資につきましては省略しております。なお、重要な設備の除却・売却等はありません。

#### 2 【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

2016年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置	工具、 器具及び 備品	土地 (面積千㎡)	ソフト ウエア	合計	
本社他 (東京都港区他)	全セグメント	ネットワーク 関連設備およ びデータセン ター等	14,306	11,657	35,459	5,722 (48)	19,035	86,181	5,547

##### (2) 国内子会社

2016年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	工具、 器具及び 備品	土地 (面積千㎡)	ソフト ウエア	合計	
アスクル(株)	本社他 (東京都江 東区他)	コンシュー マ事業	物流セン ター等	18,827	7,060	1,021	9,436 (80)	7,341	43,686	601

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
 2 上記の他、主要な設備のうち連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

##### 提出会社および国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	リース契約残高 (百万円)
提出会社	本社他 (東京都港区他)	全セグメント	本社ビル・データ センター他	50,010
アスクル(株)	全国の物流セン ター他	コンシューマ事業	物流センター他	14,476

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設等

2016年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額 (百万円)	資金 調達 方法	着手 年月	完成予定 年月	完成後の増加能力
提出会社	本社他 (東京都港区他)	全セグメント	ネットワーク関連設備およびデータセンター設備	35,522	自己資金	2016年 4月	2017年 3月	インターネット接続環境の増強およびデータセンター設備の増強
提出会社	本社他 (東京都港区他)	全セグメント	ソフトウェア	11,386	自己資金	2016年 4月	2017年 3月	サービスおよび業務効率の拡大
ワイジェイカード(株)	本社他 (福岡市博多区他)	その他	ソフトウェアおよび関連機器	10,448	自己資金	2016年 4月	2019年 3月	システム更改による処理能力の増強・BCP対応

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,160,000,000
計	24,160,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2016年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2016年6月20日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	5,695,291,400	5,695,361,700	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株で あります。
計	5,695,291,400	5,695,361,700		

(注) 提出日現在の発行数には、2016年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

## (2) 【新株予約権等の状況】

## 2006年度第1回新株予約権

(2006年8月23日取締役会の決議に基づき2006年9月6日割当)

	事業年度末現在 2016年3月31日	提出日の前月末現在 2016年5月31日
新株予約権の数(個)	3,376	3,170
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	337,600	317,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	472	同左
新株予約権の行使期間	2008年8月24日～ 2016年8月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 472 資本組入額 236	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他 一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)2参照	同左

## 2006年度第2回新株予約権

(2006年10月23日取締役会の決議に基づき2006年11月6日割当)

	事業年度末現在 2016年3月31日	提出日の前月末現在 2016年5月31日
新株予約権の数(個)	163	162
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	16,300	16,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	448	同左
新株予約権の行使期間	2008年10月24日～ 2016年10月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 448 資本組入額 224	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他 一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)2参照	同左

## 2006年度第3回新株予約権

(2007年1月24日取締役会の決議に基づき2007年2月7日割当)

	事業年度末現在 2016年3月31日	提出日の前月末現在 2016年5月31日
新株予約権の数(個)	216	187
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	21,600	18,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	475	同左
新株予約権の行使期間	2009年1月25日～ 2017年1月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 475 資本組入額 238	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他 一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)2参照	同左

(注) 1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

3 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき、株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議でなされたとき）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引が、新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの行使価額（(注)5記載の調整を行う場合は調整後の1株当たりの行使価額）の2分の1を継続して1年間下回るときは、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が(注)1に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。ただしこの取得処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができるものとする。

- 4 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的となる株式の数についてのみ行われるものとし、また、当該時点で発行されていない新株予約権については、株式の分割の場合は当該調整を行わず、株式の併合の場合は当該調整を行うものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

- 5 当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の計算により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「1株当たり払込金額」は「1株当たり処分価額」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{分割・新規発行による増加株式数}}{\text{（株式の併合の場合は併合株式数を減ずる）}}}$$

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他1株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

## 2007年度第1回新株予約権

(2007年4月24日取締役会の決議に基づき2007年5月8日割当)

	事業年度末現在 2016年3月31日	提出日の前月末現在 2016年5月31日
新株予約権の数(個)	418	416
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	41,800	41,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	455	同左
新株予約権の行使期間	2009年4月25日～ 2017年4月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 455 資本組入額 228	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

## 2007年度第2回新株予約権

(2007年7月24日取締役会の決議に基づき2007年8月7日割当)

	事業年度末現在 2016年3月31日	提出日の前月末現在 2016年5月31日
新株予約権の数(個)	3,443	3,437
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	344,300	343,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	404	同左
新株予約権の行使期間	2009年7月25日～ 2017年7月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 404 資本組入額 202	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

(注) 1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

3 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき、株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が(注)1に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。ただしこの取得処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができるものとする。

- 4 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的となる株式の数についてのみ行われるものとし、また、当該時点で発行されていない新株予約権については、株式の分割の場合は当該調整を行わず、株式の併合の場合は当該調整を行うものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

- 5 当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の計算により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「1株当たり払込金額」は「1株当たり処分価額」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

（株式の併合の場合は併合株式数を減ずる）

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他1株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

## 2007年度第3回新株予約権

(2007年10月24日取締役会の決議に基づき2007年11月7日割当)

	事業年度末現在 2016年3月31日	提出日の前月末現在 2016年5月31日
新株予約権の数(個)	603	570
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60,300	57,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	512	同左
新株予約権の行使期間	2009年10月25日～ 2017年10月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 512 資本組入額 256	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

## 2007年度第4回新株予約権

(2008年1月30日取締役会の決議に基づき2008年2月13日割当)

	事業年度末現在 2016年3月31日	提出日の前月末現在 2016年5月31日
新株予約権の数(個)	560	545
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	56,000	54,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	475	同左
新株予約権の行使期間	2010年1月31日～ 2018年1月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 475 資本組入額 238	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

## 2008年度第1回新株予約権

(2008年4月25日取締役会の決議に基づき2008年5月9日割当)

	事業年度末現在 2016年3月31日	提出日の前月末現在 2016年5月31日
新株予約権の数(個)	1,008	1,008
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100,800	100,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	518	同左
新株予約権の行使期間	2010年4月26日～ 2018年4月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 518 資本組入額 259	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

## 2008年度第2回新株予約権

(2008年7月25日取締役会の決議に基づき2008年8月8日割当)

	事業年度末現在 2016年3月31日	提出日の前月末現在 2016年5月31日
新株予約権の数(個)	4,877	4,800
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	487,700	480,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	406	同左
新株予約権の行使期間	2010年7月26日～ 2018年7月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 406 資本組入額 203	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

## 2008年度第3回新株予約権

(2008年10月24日取締役会の決議に基づき2008年11月7日割当)

	事業年度末現在 2016年3月31日	提出日の前月末現在 2016年5月31日
新株予約権の数(個)	193	186
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	19,300	18,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	340	同左
新株予約権の行使期間	2010年10月25日～ 2018年10月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 340 資本組入額 170	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

## 2008年度第4回新株予約権

(2009年1月27日取締役会の決議に基づき2009年2月10日割当)

	事業年度末現在 2016年3月31日	提出日の前月末現在 2016年5月31日
新株予約権の数(個)	175	167
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	17,500	16,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	324	同左
新株予約権の行使期間	2011年1月28日～ 2019年1月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 324 資本組入額 162	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

## 2009年度第1回新株予約権

(2009年4月28日取締役会の決議に基づき2009年5月12日割当)

	事業年度末現在 2016年3月31日	提出日の前月末現在 2016年5月31日
新株予約権の数(個)	331	326
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	33,100	32,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	269	同左
新株予約権の行使期間	2011年4月29日～ 2019年4月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 269 資本組入額 135	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

## 2009年度第2回新株予約権

(2009年7月28日取締役会の決議に基づき2009年8月11日割当)

	事業年度末現在 2016年3月31日	提出日の前月末現在 2016年5月31日
新株予約権の数(個)	4,679	4,592
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	467,900	459,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	307	同左
新株予約権の行使期間	2011年7月29日～ 2019年7月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 307 資本組入額 154	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

## 2009年度第3回新株予約権

(2009年10月27日取締役会の決議に基づき2009年11月10日割当)

	事業年度末現在 2016年3月31日	提出日の前月末現在 2016年5月31日
新株予約権の数(個)	85	81
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,500	8,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	288	同左
新株予約権の行使期間	2011年10月28日～ 2019年10月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 288 資本組入額 144	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他 一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)2参照	同左

## 2009年度第4回新株予約権

(2010年1月27日取締役会の決議に基づき2010年2月10日割当)

	事業年度末現在 2016年3月31日	提出日の前月末現在 2016年5月31日
新株予約権の数(個)	297	288
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	29,700	28,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	321	同左
新株予約権の行使期間	2012年1月28日～ 2020年1月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 321 資本組入額 161	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他 一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)2参照	同左

## 2010年度第1回新株予約権

(2010年4月27日取締役会の決議に基づき2010年5月11日割当)

	事業年度末現在 2016年3月31日	提出日の前月末現在 2016年5月31日
新株予約権の数(個)	486	461
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	48,600	46,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	359	同左
新株予約権の行使期間	2012年4月28日～ 2020年4月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 359 資本組入額 180	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他 一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)2参照	同左

2010年度第2回新株予約権

(2010年7月27日取締役会の決議に基づき2010年8月10日割当)

	事業年度末現在 2016年3月31日	提出日の前月末現在 2016年5月31日
新株予約権の数(個)	5,332	5,169
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	533,200	516,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	347	同左
新株予約権の行使期間	2012年7月28日～ 2020年7月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 347 資本組入額 174	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

2010年度第3回新株予約権

(2010年10月22日取締役会の決議に基づき2010年11月5日割当)

	事業年度末現在 2016年3月31日	提出日の前月末現在 2016年5月31日
新株予約権の数(個)	214	205
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	21,400	20,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	289	同左
新株予約権の行使期間	2012年10月23日～ 2020年10月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 289 資本組入額 145	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

(注)1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

3 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき、株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が(注)1に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。ただしこの取得処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができるものとする。

- 4 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない対象株式数についてのみ行われるものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で対象株式数の調整を行うことができるものとする。

- 5 当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の計算により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。なお、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

（株式の併合の場合は併合株式数を減ずる）

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他1株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

2010年度第4回新株予約権

（2011年1月25日取締役会の決議に基づき2011年2月8日割当）

	事業年度末現在 2016年3月31日	提出日の前月末現在 2016年5月31日
新株予約権の数(個)	415	409
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	41,500	40,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	312	同左
新株予約権の行使期間	2013年1月26日～ 2021年1月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 312 資本組入額 156	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

## 2011年度第1回新株予約権

(2011年5月20日取締役会の決議に基づき2011年6月3日割当)

	事業年度末現在 2016年3月31日	提出日の前月末現在 2016年5月31日
新株予約権の数(個)	406	402
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40,600	40,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	280	同左
新株予約権の行使期間	2013年5月21日～ 2021年5月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 280 資本組入額 140	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

## (注)1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

## 2 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

## 3 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき、株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が(注)1に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。ただしこの取得処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができるものとする。

- 4 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない対象株式数についてのみ行われるものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で対象株式数の調整を行うことができるものとする。

- 5 当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の計算により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。なお、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

（株式の併合の場合は併合株式数を減ずる）

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他1株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

#### 2011年度第2回新株予約権

（2011年7月22日取締役会の決議に基づき2011年8月5日割当）

	事業年度末現在 2016年3月31日	提出日の前月末現在 2016年5月31日
新株予約権の数(個)	5,640	5,490
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	564,000	549,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	277	同左
新株予約権の行使期間	2013年7月23日～ 2021年7月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 277 資本組入額 139	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

2011年度第3回新株予約権

(2011年11月2日取締役会の決議に基づき2011年11月16日割当)

	事業年度末現在 2016年3月31日	提出日の前月末現在 2016年5月31日
新株予約権の数(個)	714	656
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	71,400	65,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	253	同左
新株予約権の行使期間	2013年11月3日～ 2021年11月2日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 253 資本組入額 127	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

2011年度第4回新株予約権

(2012年2月3日取締役会の決議に基づき2012年2月17日割当)

	事業年度末現在 2016年3月31日	提出日の前月末現在 2016年5月31日
新株予約権の数(個)	367	360
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	36,700	36,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	249	同左
新株予約権の行使期間	2014年2月4日～ 2022年2月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 249 資本組入額 125	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

(注)1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間開始前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間開始後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

3 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき、株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が(注)1に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。ただしこの取得処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができるものとする。

- 4 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない対象株式数についてのみ行われるものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で対象株式数の調整を行うことができるものとする。

- 5 当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の計算により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。なお、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

（株式の併合の場合は併合株式数を減ずる）

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他1株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

2012年度第1回新株予約権

（2012年5月2日取締役会の決議に基づき2012年5月16日割当）

	事業年度末現在 2016年3月31日	提出日の前月末現在 2016年5月31日
新株予約権の数(個)	1,677	1,660
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	167,700	166,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	254	同左
新株予約権の行使期間	2014年5月3日～ 2022年5月2日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 254 資本組入額 127	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

(注) 1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間開始前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間開始後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

3 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき、株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が(注)1に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。ただしこの取得処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができるものとする。

- 4 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない対象株式数についてのみ行われるものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く）、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で対象株式数の調整を行うことができるものとする。

- 5 当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の計算により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。なお、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は併合株式数を減ずる)

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他1株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

## 2012年度第2回新株予約権

(2013年1月29日取締役会の決議に基づき2013年3月1日割当)

	事業年度末現在 2016年3月31日	提出日の前月末現在 2016年5月31日
新株予約権の数(個)	243,800	242,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,380,000	24,200,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	324	同左
新株予約権の行使期間	2014年7月1日～ 2023年2月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 326.72 資本組入額 163.36	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

## (注)1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、2014年3月期から2019年3月期までのいずれかの期の営業利益(当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益をいい、以下同様とする。)が下記(a)または(b)に掲げる各金額を超過した場合、当該営業利益の水準を最初に充たした期(以下、「達成期」という。)に応じて、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を達成期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

## (a) 営業利益が2,500億円を超過した場合

達成期：2016年3月期まで	行使可能割合：20%
達成期：2017年3月期	行使可能割合：14%
達成期：2018年3月期	行使可能割合：8%
達成期：2019年3月期	行使可能割合：2%

## (b) 営業利益が3,300億円を超過した場合

達成期：2016年3月期まで	行使可能割合：80%
達成期：2017年3月期	行使可能割合：56%
達成期：2018年3月期	行使可能割合：32%
達成期：2019年3月期	行使可能割合：8%

- (2) 新株予約権者は、上記(a)または(b)の条件を充たす前に、2014年3月期から2019年3月期のいずれかの期の営業利益が1,750億円を下回った場合、当該有価証券報告書提出日の前日までに上記(1)に基づいて行使可能となっている新株予約権を除き、それ以降新株予約権を行使することができない。
- (3) 上記(1)および(2)における営業利益の判定において、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。
- (4) 新株予約権者は、付与時から行使時まで継続して当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退職等、当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (5) 新株予約権者が新株予約権の権利行使期間開始前に死亡した場合は、その権利を喪失する。新株予約権者が新株予約権の権利行使期間開始後に死亡した場合は、上記(4)の規定にかかわらず、相続人は、新株予約権者の死亡の日より1年を経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、新株予約権者が死亡時に行使することができた新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者の相続人が死亡した場合の、再度の相続は認めない。
- (6) 新株予約権者は、新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を行ってはならない。
- (7) 新株予約権者は、各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (8) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

3 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が(注)1に定める条件により、新株予約権の全部又は一部の権利を行使できなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。ただしこの取得処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができるものとする。

4 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の対象株式数についてのみ行われるものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額での株式の発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く）、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で対象株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の対象株式数についてのみ行われるものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

5 当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。

なお、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

（株式の併合の場合は併合株式数を減ずる）

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他1株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

## 2013年度第1回新株予約権

(2013年4月25日取締役会の決議に基づき2013年5月17日割当)

	事業年度末現在 2016年3月31日	提出日の前月末現在 2016年5月31日
新株予約権の数(個)	90,010	88,370
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,001,000	8,837,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	493	同左
新株予約権の行使期間	2014年7月1日～ 2023年5月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 498.54 資本組入額 249.72	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

## (注)1 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、2014年3月期から2019年3月期までのいずれかの期の営業利益(当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益をいい、以下同様とする。)が下記(a)または(b)に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合(以下「行使可能割合」という。)の個数を当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(a) 営業利益が2,500億円を超過した場合 : 行使可能割合: 20%

(b) 営業利益が3,300億円を超過した場合 : 行使可能割合: 80%

(2) 新株予約権者は、上記(a)または(b)の条件を充たす前に、2014年3月期から2019年3月期のいずれかの期の営業利益が1,800億円を下回った場合、当該有価証券報告書提出日の前日までに上記(1)に基づいて行使可能となっている新株予約権を除き、それ以降新株予約権を行使することができない。

(3) 上記(1)および(2)における営業利益の判定において、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役ににて定めるものとする。

(4) 新株予約権者は、付与時から行使時まで継続して当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退職等、当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

(5) 新株予約権者が新株予約権の権利行使期間開始前に死亡した場合は、その権利を喪失する。新株予約権者が新株予約権の権利行使期間開始後に死亡した場合は、上記(4)の規定にかかわらず、相続人は、新株予約権者の死亡の日より1年を経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、新株予約権者が死亡時に行使することができた新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者の相続人が死亡した場合の、再度の相続は認めない。

(6) 新株予約権者は、新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を行ってはならない。

(7) 新株予約権者は、各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(8) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

## 2 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

### 3 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が(注)1に定める条件により、新株予約権の全部又は一部の権利を行使できなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。ただしこの取得処理については、権利行使期間が終了した後一括して行うことができるものとする。

- 4 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の対象株式数についてのみ行われるものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額での株式の発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く）、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で対象株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の対象株式数についてのみ行われるものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- 5 当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。

なお、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

（株式の併合の場合は併合株式数を減ずる）

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他1株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

#### 2013年度第2回新株予約権

（2013年10月25日取締役会の決議に基づき2013年11月19日割当）

	事業年度末現在 2016年3月31日	提出日の前月末現在 2016年5月31日
新株予約権の数(個)	250,750	247,450
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,075,000	24,745,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	514	同左
新株予約権の行使期間	2015年7月1日～ 2023年11月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 515.34 資本組入額 257.67	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

#### (注)1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、2015年3月期から2019年3月期までのいずれかの期において、営業利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益をいい、以下同様とする。）が3,300億円を超過した場合に、当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行うことができる。
- (2) 上記(1)における営業利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標および新株予約権の行使の条件として達成すべき数値を取締役に定めるものとする。

- (3) 新株予約権者は、付与時から行使時まで継続して当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退職等、当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権の権利行使期間開始前に死亡した場合は、その権利を喪失する。新株予約権者が新株予約権の権利行使期間開始後に死亡した場合は、上記(3)の規定にかかわらず、相続人は、新株予約権者の死亡の日より1年を経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、新株予約権者が死亡時に行使することができた新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者の相続人が死亡した場合の、再度の相続は認めない。
- (5) 新株予約権者は、新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を行ってはならない。
- (6) 新株予約権者は、各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (7) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

## 2 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

## 3 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が(注)1に定める条件により、新株予約権の全部又は一部の権利を行使できなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。ただしこの取得処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができるものとする。

- 4 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の対象株式数についてのみ行われるものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額での株式の発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く）、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で対象株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の対象株式数についてのみ行われるものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- 5 当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。  
 なお、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{分割・新規発行による増加株式数}}{\text{分割・新規発行による増加株式数}}}$$

(株式の併合の場合は併合株式数を減ずる)

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他1株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

#### 2014年度第1回新株予約権

(2014年4月25日取締役会の決議に基づき2014年5月26日割当)

	事業年度末現在 2016年3月31日	提出日の前月末現在 2016年5月31日
新株予約権の数(個)	19,500	19,500
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,950,000	1,950,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	492	同左
新株予約権の行使期間	2015年7月1日～ 2024年5月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 493.20 資本組入額 246.60	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1参照	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照	同左

##### (注) 1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、2015年3月期から2019年3月期までのいずれかの期において、営業利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益をいい、以下同様とする。）が3,300億円を超過した場合に、当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。
- (2) 上記(1)における営業利益の判定において、会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役に定めて定めるものとする。
- (3) 新株予約権者は、付与時から行使時まで継続して当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退職等、当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権の権利行使期間開始前に死亡した場合は、その権利を喪失する。新株予約権者が新株予約権の権利行使期間開始後に死亡した場合は、上記(3)の規定にかかわらず、相続人は、新株予約権者の死亡の日より1年を経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、新株予約権者が死亡時に行使することができた新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者の相続人が死亡した場合の、再度の相続は認めない。
- (5) 新株予約権者は、新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を行ってはならない。
- (6) 新株予約権者は、各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (7) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

##### 2 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

3 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が(注)1に定める条件により、新株予約権の全部又は一部の権利を行使できなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。ただしこの取得処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができるものとする。

- 4 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の対象株式数についてのみ行われるものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額での株式の発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く）、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で対象株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の対象株式数についてのみ行われるものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- 5 当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。

なお、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

（株式の併合の場合は併合株式数を減ずる）

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他1株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2011年4月～ 2012年3月 (注)1	6,946	58,184,240	33	7,959	33	3,040
2012年4月～ 2013年3月 (注)1	13,123	58,197,363	78	8,037	78	3,118
2013年3月29日 (注)2	686,809	57,510,554		8,037		3,118
2013年4月～ 2013年9月 (注)1	7,843	57,518,397	165	8,203	165	3,284
2013年10月1日 (注)3	5,694,321,303	5,751,839,700		8,203		3,284
2013年10月～ 2014年3月 (注)1	301,200	5,752,140,900	68	8,271	68	3,352
2014年3月28日 (注)2	57,240,300	5,694,900,600		8,271		3,352
2014年4月～ 2015年3月 (注)1	44,400	5,694,945,000	9	8,281	9	3,362
2015年4月～ 2016年3月 (注)1	346,400	5,695,291,400	77	8,358	77	3,439

(注)1 ストックオプション(新株予約権等を含む)の権利行使による増加であります。

2 自己株式の消却による減少であります。

3 2013年10月1日付で普通株式1株を100株に株式分割いたしました。

4 2016年4月1日から2016年5月31日までの間に新株予約権の行使により、発行済株式総数が70,300株、資本金が18百万円、資本準備金が18百万円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

2016年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の 状況 (株)
	政府および地方公 共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		58	56	551	585	128	126,778	128,156	
所有株式数 (単元)		3,091,878	246,350	24,544,141	26,597,751	1,371	2,471,184	56,952,675	23,900
所有株式数 の割合(%)		5.4	0.4	43.1	46.7	0.0	4.3	100.0	

(注)1 自己株式(当社保有分)2,800,000株(単元数28,000個)は、「個人その他」に含まれております。

2 上記「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が15,100株(単元数151個)含まれておりま  
す。

## (7) 【大株主の状況】

2016年3月31日現在

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ソフトバンクグループ(株)	東京都港区東新橋1丁目9番1号 4F	2,071,926,400	36.4
YAHOO INC. (常任代理人 大和証券(株))	701 FIRST AVENUE SUNNYVALE, CA 94089 U.S.A. (東京都千代田区丸の内1丁目9番1号)	2,021,540,800	35.5
SBBM(株)	東京都港区東新橋1丁目9番1号	373,560,900	6.6
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	東京都中央区晴海1丁目8-11	195,335,800	3.4
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	70,446,461	1.2
日本マスタートラスト信託銀行(株)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	61,238,200	1.1
JPMC OPPENHEIMER JASDEC LENDING ACCOUNT (常任代理人 (株)三菱東京UFJ銀行)	6803 S.TUCSON WAY CENTENNIAL, CO 80112, U.S.A. (東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決済事業 部)	47,605,900	0.8
資産管理サービス信託銀行(株)	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーZ棟	42,745,827	0.8
JPMORGANCHASEBANK 380634 (常任代理人 (株)みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都中央区月島4丁目16-13)	26,347,544	0.5
JPMORGANCHASEBANK 385632 (常任代理人 (株)みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都中央区月島4丁目16-13)	24,894,754	0.4
計		4,935,642,586	86.7

(注) 上記のうち、日本トラスティ・サービス信託銀行(株)、日本マスタートラスト信託銀行(株)、資産管理サービス信託銀行(株)の所有する株式数は、すべて信託業務に係るものです。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2016年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,800,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,692,467,500	56,924,675	
単元未満株式	普通株式 23,900		
発行済株式総数	5,695,291,400		
総株主の議決権		56,924,675	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が15,100株含まれております。また「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数151個が含まれております。

【自己株式等】

2016年3月31日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ヤフー(株)	東京都港区赤坂九丁目 7番1号	2,800,000		2,800,000	0.0
計		2,800,000		2,800,000	0.0

## (9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、会社法に基づくストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、会社法に基づき、2006年8月23日、2006年10月23日、2007年1月24日、2007年4月24日、2007年7月24日、2007年10月24日、2008年1月30日、2008年4月25日、2008年7月25日、2008年10月24日、2009年1月27日、2009年4月28日、2009年7月28日、2009年10月27日、2010年1月27日、2010年4月27日、2010年7月27日、2010年10月22日、2011年1月25日、2011年5月20日、2011年7月22日、2011年11月2日、2012年2月3日、2012年5月2日、2013年1月29日、2013年4月25日、2013年10月25日および2014年4月25日の取締役会において決議されたもの、ならびに会社法第361条の規定に基づき、当社取締役に対して新株予約権を発行することを2007年6月21日の定時株主総会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	2006年8月23日
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役および従業員78名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
決議年月日	2006年10月23日
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員23名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
決議年月日	2007年1月24日
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員38名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
決議年月日	2007年4月24日
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員41名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2007年7月24日
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役および従業員123名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2007年10月24日
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員86名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2008年1月30日
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員77名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2008年4月25日
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員146名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2008年7月25日
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役および従業員194名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2008年10月24日
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員68名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
決議年月日	2009年1月27日
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員74名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
決議年月日	2009年4月28日
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員58名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
決議年月日	2009年7月28日
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役および従業員265名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
決議年月日	2009年10月27日
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員34名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2010年1月27日
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員64名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2010年4月27日
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員114名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2010年7月27日
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役および従業員177名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2010年10月22日
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員75名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2011年1月25日
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員80名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2011年5月20日
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員130名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2011年7月22日
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役および従業員179名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2011年11月2日
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員219名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2012年2月3日
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員92名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2012年5月2日
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員36名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2013年1月29日
付与対象者の区分および人数(名)	当社および当社子会社の取締役および従業員50名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2013年4月25日
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員1,614名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2013年10月25日
付与対象者の区分および人数(名)	当社および当社子会社の取締役および従業員91名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	2014年4月25日
付与対象者の区分および人数(名)	当社従業員4名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の区分および人数につきましては、2016年5月31日現在の人数を記載しております。

決議年月日	2007年6月21日
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役 なお、人数等の詳細については、今後開催される新株予約権の募集事項を決定する取締役会において決定する。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	1,000,000株を各事業年度における総株数の上限とする。(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日の翌日から当該決議の日後10年間を経過する日までの範囲内で、当該取締役会決議の定めるところによる。
新株予約権の行使の条件	権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役および従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任した場合、または取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

- (注)1 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、その他株式数の変更をすることが適切な場合は、当社が必要と認める処理を行うものとする。
- 2 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額は、次により決定される1株当たりの価額に新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。  
1株当たりの価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は後者の価格とする。  
なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、その他1株当たりの価額の変更をすることが適切な場合は、当社が必要と認める処理を行うものとする。
- 3 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】  
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の 総額(円)	株式数 (株)	処分価額の 総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	2,800,000		2,800,000	

### 3 【配当政策】

当社の剰余金の配当の決定機関は取締役会であります。また、当社の剰余金の配当は期末配当による原則年1回の配当を基本としております。

当社は中長期的かつ持続的な企業価値の向上を目指しており、そのためには、将来の成長を見据えたサービスへの先行投資や設備投資、資本業務提携を積極的に行うことが重要だと認識しております。同時に、利益還元を通じて株主の皆さまに報いることが上場会社としての責務と捉えております。

上記方針のもと、当期の期末配当金につきましては、2016年5月18日開催の取締役会決議により、2015年3月期期末配当金と同額となる、1株当たり8.86円（配当金総額は504億円）といたしました。

当社はこれからも、将来の成長のための投資を継続しながら、株主の皆さまへの適切な利益還元を行うことにより、企業価値の向上を目指してまいります。

### 4 【株価の推移】

#### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	2012年3月	2013年3月	2014年3月	2015年3月	2016年3月
最高(円)	29,980	45,450	58,500 668	528	577
最低(円)	21,910	21,650	39,800 427	384	402

(注) 1 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

2 は、株式分割(2013年10月1日、1:100)による権利落ち後の株価であります。

#### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2015年 10月	11月	12月	2016年 1月	2月	3月
最高(円)	518	530	537	496	480	488
最低(円)	445	465	486	416	402	441

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

5 【役員 の 状 況】

(1) 2016年6月20日(有価証券報告書提出日)現在の役員 の 状 況 は、以下 の と お り で あ り ま す。  
男性8名 女性1名(役員のうち女性の比率11%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	社長 執行役員 最高経営 責任者	宮坂 学	1967年11月11日生	1991年4月 ㈱ユー・ビー・ユー入社 1997年6月 当社入社 2002年1月 当社メディア事業部長 2009年4月 当社執行役員 コンシューマ事業統括本部長 2012年4月 当社最高経営責任者 執行役員 2012年6月 当社代表取締役社長 2013年6月 ソフトバンク㈱(現ソフトバンクグループ㈱)取締役(現任) 2015年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 最高経営責任者(現任)	(注)5	109,900
取締役会長		ニケシュ・アローラ	1968年2月9日生	1992年5月 Fidelity Investments, Vice President Finance 1997年4月 Putnam Investments, Vice President 2000年4月 T-Motion, PLC, CEO 2001年7月 T-Mobile Europe, Chief Marketing Officer 2004年12月 Google Inc., President EMEA Sales, Marketing & Partnerships 2011年1月 同社Senior Vice President & Chief Business Officer 2013年2月 The Harlem Children's Zone, Board Member(現任) 2014年6月 Tipping Point Community, Board Member(現任) 2014年9月 ソフトバンク㈱(現ソフトバンクグループ㈱)バイスチェアマン 2014年9月 SoftBank Internet and Media, Inc.(現SB Group US, Inc.),CEO(現任) 2014年11月 Sprint Corporation, Director(現任) 2015年6月 当社取締役会長(現任) 2015年6月 ソフトバンク㈱(現ソフトバンクグループ㈱)代表取締役副社長(現任) 2016年3月 ソフトバンクグループインターナショナル合同会社 職務執行者(現任)	(注)5	
取締役		孫 正義	1957年8月11日生	1981年9月 ㈱日本ソフトバンク(現ソフトバンクグループ㈱)代表取締役社長 1983年4月 同社代表取締役会長 1986年2月 同社代表取締役社長(現任) 1996年1月 当社代表取締役社長 1996年7月 当社取締役会長 2005年10月 Alibaba Group Holding Limited, Director(現任) 2006年4月 ボーダフォン㈱(現ソフトバンク㈱)取締役会議長、代表執行役社長兼CEO 2007年6月 ソフトバンクモバイル㈱(現ソフトバンク㈱)代表取締役社長兼CEO 2013年7月 Sprint Corporation, Chairman of the Board(現任) 2015年4月 ソフトバンクモバイル㈱(現ソフトバンク㈱)代表取締役会長(現任) 2015年6月 当社取締役(現任) 2016年3月 ソフトバンクグループインターナショナル合同会社 職務執行者(現任)	(注)5	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		宮内 謙	1949年11月1日生	1977年2月 日本能率協会入職 1984年10月 (株)日本ソフトバンク(現ソフトバンクグループ(株))入社 1988年2月 同社取締役 2006年4月 ボーダフォン(株)(現ソフトバンク(株))取締役 執行役員副社長兼COO 2007年6月 ソフトバンクモバイル(株)(現ソフトバンク(株))代表取締役副社長兼COO 2012年6月 当社取締役(現任) 2013年4月 ソフトバンク(株)(現ソフトバンクグループ(株))代表取締役専務 2013年6月 同社代表取締役副社長 2014年1月 Brightstar Global Group Inc., Director 2015年4月 ソフトバンクモバイル(株)(現ソフトバンク(株))代表取締役社長兼CEO(現任) 2015年6月 ソフトバンク(株)(現ソフトバンクグループ(株))取締役(現任) 2016年3月 ソフトバンクグループジャパン合同会社職務執行者(現任)	(注)5	
取締役		ケネス・ゴールドマン	1949年6月20日生	1996年7月 Excite@Home, CFO 2000年8月 Siebel Systems, Inc., CFO 2004年7月 Cornell University, Board of Trustees 2006年11月 Dexterra, Inc., CFO 2007年9月 Fortinet Inc., CFO 2009年8月 TriNet, Board of Directors, Audit Committee (Chair)(現任) 2010年8月 NXP Semiconductors, A non-executive director, Audit Committee (Chair)(現任) 2012年10月 Yahoo! Inc., CFO(現任) 2013年6月 当社取締役(現任) 2013年12月 GoPro, Board of Directors(現任)	(注)5	
取締役		ロナルド・ベル	1966年1月6日生	1992年9月 The law firm of Sonnenschein Nath & Rosenthal, Associate 1997年6月 Apple Computer, Inc., Senior corporate counsel 1999年7月 Yahoo! Inc.入社 2001年6月 同社 Vice President, Deputy General Counsel, Transactions and Business Counseling 2008年1月 同社 Vice President, Deputy General Counsel, North America Region 2010年3月 同社 Vice President, Deputy General Counsel, Americas Region 2012年7月 同社 Vice President, Interim General Counsel, Secretary 2012年8月 同社 Vice President, General Counsel, Secretary(現任) 2015年6月 当社取締役(現任)	(注)5	
取締役 (常勤監査等委員)		吉井 伸吾	1947年8月23日生	1971年4月 住友商事(株)入社 2003年4月 同社執行役員メディア事業本部長兼ケーブルテレビ事業部長 2005年4月 同社常務執行役員兼情報産業事業部門長 2005年6月 同社代表取締役常務執行役員 2007年4月 同社代表取締役常務執行役員兼メディア・ライフスタイル事業部門長 2008年4月 同社代表取締役 社長付 2008年6月 当社常勤監査役 2015年6月 当社取締役(常勤監査等委員)(現任)	(注)6	
取締役 (常勤監査等委員)		鬼塚 ひろみ	1952年4月19日生	1976年4月 東京芝浦電気(株)(現株東芝)入社 2005年4月 東芝メディカルシステムズ(株)検体検査システム事業部長 2009年6月 同社常務執行役員マーケティング統括責任者兼検体検査システム事業部長 2010年4月 同社常務執行役員マーケティング統括責任者兼経営監査室長 2011年6月 同社非常勤嘱託 2012年6月 当社常勤監査役 2015年6月 当社取締役(常勤監査等委員)(現任)	(注)6	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)		藤原 和彦	1959年11月2日生	1982年4月 東洋工業(株)(現マツダ(株))入社	(注)6	10,400
				2001年4月 ソフトバンク(株)(現ソフトバンクグループ(株))入社		
				2004年11月 ソフトバンクBB(株)(現ソフトバンク(株))取締役CFO		
				2006年4月 ボードフォン(株)(現ソフトバンク(株))常務執行役 財務本部長(CFO)		
				2012年6月 ソフトバンクモバイル(株)(現ソフトバンク(株))取締役専務執行役員兼CFO		
				2014年4月 ソフトバンク(株)(現ソフトバンクグループ(株))常務執行役員 経営企画、海外シナジー推進統括兼経営企画部長		
				2014年6月 同社取締役		
				2014年8月 Brightstar Global Group Inc., Director(現任)		
2015年4月 ソフトバンクモバイル(株)(現ソフトバンク(株))専務取締役兼CFO(現任)						
2015年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)						
計						120,300

- (注) 1 当社は2015年6月18日開催の定時株主総会において定款一部変更が決議されたことにより、同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行しました。
- 2 取締役のケネス・ゴールドマンおよびロナルド・ベルは、社外取締役であります。
- 3 取締役(常勤監査等委員)の吉井伸吾および鬼塚ひろみは、社外取締役であります。
- 4 当社は、取締役(常勤監査等委員)の吉井伸吾および鬼塚ひろみを、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- 5 任期は、2015年3月期に係る定時株主総会終結の時から2016年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 6 任期は、2015年3月期に係る定時株主総会終結の時から2017年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 7 監査等委員会の体制は、以下の通りであります。  
委員長 吉井伸吾、委員 鬼塚ひろみ、委員 藤原和彦
- 8 所有株式数は、2016年3月31日現在のものであります。

(2) 当社は、2016年6月21日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件」を提案しており、当該議案が原案通り承認可決されますと、当社の役員の状況は、以下の通りとなる予定であります(当該定時株主総会の直後に開催予定の取締役会の決議事項(役職等)も含めて記載しております。)。なお、当該議案が原案通り承認可決された場合の役員の男女別人数と女性比率は、(1)に記載の状況と変更ありません(男性8名、女性1名(役員のうち女性の比率11%))。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	社長 執行役員 最高経営 責任者	宮坂 学	(1)に記載の通り	(1)に記載の通り	(注)4	109,900
取締役会長		ニケシュ・アローラ	(1)に記載の通り	(1)に記載の通り		
取締役		孫 正義	(1)に記載の通り	(1)に記載の通り		
		宮内 謙	(1)に記載の通り	(1)に記載の通り		
		ケネス・ゴールドマン	(1)に記載の通り	(1)に記載の通り		
		ロナルド・ベル	(1)に記載の通り	(1)に記載の通り		
取締役 (常勤監査等委員)		吉井 伸吾	(1)に記載の通り	(1)に記載の通り		(注)5
	鬼塚 ひろみ	(1)に記載の通り	(1)に記載の通り			
取締役 (監査等委員)		藤原 和彦	(1)に記載の通り	(1)に記載の通り		10,400
計						120,300

- (注) 1 取締役のケネス・ゴールドマンおよびロナルド・ベルは、社外取締役であります。
- 2 取締役(常勤監査等委員)の吉井伸吾および鬼塚ひろみは、社外取締役であります。
- 3 当社は、取締役(常勤監査等委員)の吉井伸吾および鬼塚ひろみを、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- 4 任期は、2016年3月期に係る定時株主総会終結の時から2017年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 任期は、2015年3月期に係る定時株主総会終結の時から2017年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 6 監査等委員会の体制は、以下の通りであります。  
委員長 吉井伸吾、委員 鬼塚ひろみ、委員 藤原和彦
- 7 所有株式数は、2016年3月31日現在のものであります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

以下は、本有価証券報告書提出日（2016年6月20日）現在の状況を記載したものであります。

#### 企業統治の体制

当社はコーポレート・ガバナンスを「中長期的な企業価値の増大」を図るために必要不可欠な機能と位置付け、以下の体制により、適正かつ効率的な企業経営を行っております。また当社ではインターネット業界においてスピード感を持った迅速な経営判断が行える「攻めのガバナンス」と、コーポレートガバナンス・コードが目指している「透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定」のための体制とを両立させるため、2015年6月より監査等委員会設置会社へ移行しております。監査等委員3名のうち2名を独立社外取締役としているほか、経営の意思決定・業務執行の監督（取締役会）と業務執行（執行役員）を分離するなど意思決定の迅速化と経営監視機能を確保した現在の体制が当社において最善であると判断しております。

#### イ．取締役会

取締役会は、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得および処分、重要な組織および人事に関する意思決定、ならびに当社および子会社の業務執行の監督を行っております。

当社では、取締役9名のうち、8名を非業務執行取締役とすることで経営の意思決定・業務執行の監督（取締役会）と、業務執行（執行役員）を分離し役割分担の明確化を図っております。

取締役会の意思決定を要する重要事項については、常勤役員会や各種会議で事前審議を行っております。また、常勤役員会は、社内規程に基づき当社およびグループ各社に関する重要事項の審議を行っております。

#### ロ．監査等委員会

監査等委員会は3名で構成され、委員長である吉井伸吾氏、および鬼塚ひろみ氏の2名が独立社外取締役かつ常勤取締役であります。また、藤原和彦氏はソフトバンクグループ(株)の子会社であるソフトバンク(株)の専務取締役兼CF0を務めており、財務・会計に関する知見を有しております。

監査等委員会は、業務活動の全般にわたり、方針・計画・手続きの妥当性や、業務実施の有効性、法律・法令遵守状況等につき、重要な書類の閲覧、子会社の調査などを通じた監査・監督を行います。また監査等委員会では、会計監査人から監査方法とその結果のほか、内部監査室より内部監査方法とその結果についても報告を受けます。これらに基づき、監査等委員会は定期的に監査等委員でない常勤取締役に対し、監査等委員会としての意見を表明してまいります。

#### ハ．監査法人等

当社は有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、同監査法人が会社法および金融商品取引法に基づく会計監査を実施しております。また、当社の法務部門に加え、経営の透明性とコンプライアンスの確立のため、法律顧問として4つの法律事務所と契約を結び、日常発生する法律問題全般に関して適切な助言と指導を適宜受けられる体制としております。

2016年3月期における財務諸表監査の体制は以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名、継続関与年数および所属する監査法人

公認会計士の氏名等		所属する監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員	中山 一郎	有限責任監査法人トーマツ
	大迫 孝史	
	朽木 利宏	

継続関与年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 12名            その他 25名

## 二．内部監査室

内部監査体制をより一層強化するため、社長直属の組織として設置しております内部監査室は、24名で構成されております。当室では、業務全体にわたる内部監査を継続的に実施し、業務の改善に向けた具体的な助言と勧告を行っております。また、当社および当社子会社の内部統制システムの構築と運用の徹底を主導し、内部統制の文書化を推進するとともに、職務の執行の適正性ならびに効率性に関して全社的な評価と改善指導を行います。実際の業務遂行は、被監査部門等の協力を得て広範な業務遂行が可能な仕組みを作っております。

なお内部監査室では、監査等委員会にて定期的に業務報告を行うほか、必要に応じて監査法人との連携を図っております。

## ホ．アドバイザリーボード

当社では、事業運営上の重要な検討課題が発生した場合において、大学教授、法曹実務家、メディア関係者など学界、経済界の有識者に委員として出席を依頼する「アドバイザリーボード」を必要に応じて開催し、広く社外の意見を経営に反映しております。

内部統制システムに関する基本的な考え方およびその整備状況

<業務の適正を確保するための体制>

当社は、取締役会において、内部統制基本方針を以下のように定めております。この基本方針にもとづき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制の体制を構築できるよう継続的な改善を図っていきます。

イ．当社の監査等委員の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項ならびに当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、ならびに監査等委員の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

「監査等委員の監査体制の確保に関する規程」に基づき、監査等委員業務室を設置し、監査等委員の職務を補助する使用人を専従させております。また監査等委員が希望する場合には監査等委員自らまたは監査等委員会が直接、監査等委員の職務を補助する者を雇用等する体制になっております。なお、監査等委員の職務を補助する使用人への指揮・命令は監査等委員が行うものとし、当該使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分は常勤の監査等委員の同意を得なければならないものとしております。

ロ．当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人ならびに子会社の取締役、監査等委員および使用人、またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

(1)当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人、またはこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員会に対して、次の事項を報告するものとしております。

(イ)当社グループに関する重要事項

(ロ)内部統制システムの構築・運用の状況

(ハ)当社または子会社に著しい損害、影響を及ぼすおそれのある事項

(ニ)法令・定款違反事項

(ホ)内部監査部門による監査結果

(ヘ)上記のほか、監査等委員がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

(2)常勤の監査等委員は、主要な子会社の監査役または監査等委員を兼務することにより、子会社の取締役、監査役および使用人、またはこれらの者から報告を受けた者から上記の事項につき報告を受ける体制をより確実なものとしております。

(3)当社の最高財務責任者および法務部門を管掌する執行役員は、定期的に常勤の監査等委員との間で情報共有のための会合を設け、業務上の重要な事項について報告を行っております。

(4)「リスク管理規程」において、当社の監査等委員は、当社のリスク管理を統括する「リスクマネジメント委員会」の構成員となっており、当社の重要度の高いリスクの分析および評価に関して報告を受けることとしております。また、当該規程において、常勤の監査等委員は、当社のコンプライアンスに係る課題を取り扱う「コンプライアンス委員会」の構成員となっており、当社および子会社におけるコンプライアンス体制の運用およびコンプライアンスホットライン通報状況等に関する報告を受けることとしております。

(5)投融資に関する手続きを定める「投融資規程」において、常勤の監査等委員は、規模の大きな投融資を検討する場合に、事前諮問機関である「投融資委員会」に出席することとなっており、当社における重要な投融資案件について事前の報告を受けられることとしております。また、規模の小さな投資案件であっても、担当部門が事前に常勤の監査等委員に報告することとしております。

(6)常勤の監査等委員は、報告を受けた上記の各事項に関して、監査等委員会において、非常勤の監査等委員に情報を共有しております。

(7)内部監査部門は、当社および子会社の事故等の発生状況に関して、監査等委員会において報告をすることとしております。

ハ．前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1)監査等委員会が定める「監査等委員会監査等基準」において、監査等委員は、その職務の遂行上知り得た情報の秘密保持に十分注意しなければならないこととされております。

(2)「コンプライアンスプログラム」および「コンプライアンスホットライン規程（内部通報規程）」において、コンプライアンスホットラインを使って報告・通報や相談をしたことを理由として不利益が生じることは一切ないと定めております。

ニ．当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

(1)当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部門において確認の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

(2)監査等委員会が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査等委員会のための顧問とすることを求めた場合、当社は、監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担することとしております。

ホ．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会または常勤の監査等委員が必要と認めた場合、取締役および使用人にヒヤリングを実施する機会を設けております。また、監査法人や重要な子会社の内部監査部門との定期的な会合を設けるとともに、常勤の監査等委員は「常勤役員会規程」に従い当社の取締役および執行役員等からなる「常勤役員会」に出席することとしており、その他のいかなる会議についても監査等委員が希望すれば出席できる体制になっております。

ヘ．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1)「文書保存管理規程」を定めており、これにより、株主総会議事録、取締役会議事録および稟議書等の会社の重要な意思決定にかかる文書、会計帳簿、計算書類および伝票等の業務執行に係る記録文書の保存期間、保存場所を定め、かつ、いつでも取締役が閲覧できるようになっております。

(2)いかなる事項がいかなる職位の者によって決裁されることになっているかについては「職務分掌・権限規程」によって明確化されており、さらに当該決裁がなされたことがいかなる証憑において記録されるべきかについても定められております。「稟議規程」では稟議に関するルールを明確にしており、稟議書フォーマットは、取締役が十分な情報をもとに適切な判断を行うことができるような記述を求める書式としております。

ト．当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)当社の事業に関するリスクの把握、管理および対応について体系的に定める「リスク管理規程」を定めております。また、リスクの把握状況、評価については定期的にリスク情報として開示しております。

(2)大規模災害が発生した場合を想定した事業継続のために非常災害対策指針を作成しております。

(3)リスクが顕在化し事故等が発生した場合に備えて事故ゼロ事務局が管理運営する事故報告システムが整備されており、これによって素早く報告、対応および再発防止等がなされることとされております。

(4)情報セキュリティ活動を主導するため、情報セキュリティ統括組織を設置し、あわせて最高セキュリティ責任者を任命しております。情報セキュリティ統括組織は、「情報セキュリティ規程群」を定め、情報資産の取扱基準を定めるとともにその周知、教育を行っております。また、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認定を取得しております。

チ．当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)「職務分掌・権限規程」に基づく、職務権限および意思決定ルールにより、業務遂行に必要な職務の範囲および権限と責任を明確にするとともに、「取締役会規程」「稟議規程」等の機関決定に関する規程を定め、決裁権限および手続を明確にしております。

(2)執行役員制度を採用し、柔軟かつ効率的な業務執行を図っております。

(3)取締役および執行役員等で構成される「常勤役員会」を開催し、「常勤役員会規程」に基づき重要事項について協議・検討を経たうえで適切な意思決定がなされる仕組みとしております。また、「常勤役員会」に付議される事項以外についても必要に応じて取締役および執行役員等を構成員とする各種会議を開催し、協議、検討や情報共有を行っております。

(4)事業計画や予算を策定し、全社および各部署の目標を定め、これに基づき管理しております。

(5)目標業績評価制度を通じて取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め浸透を図るとともに、目標達成に向けて各使用人が行うべき具体的な目標を定め、その達成度に応じた業績評価を行っております。

(6)内部監査部門を設置し、職務の執行の効率性、有効性に関する全社的評価や改善活動を継続的に実施しております。

リ．当社の取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

(1)「企業行動憲章」および「コンプライアンスプログラム」を定めており、法令遵守を企業活動の前提とすることを徹底しております。

(2)取締役の職務や責任等に関するトレーニングプログラムを整備し、必要に応じて、取締役に提供しております。

(3)コンプライアンスを統括する部門（コンプライアンス統括部門）において全社的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努め、コンプライアンス上の問題を発見した場合には速やかな是正措置を講ずることができるようになっております。また、コンプライアンスの状況について定期的に取締役に報告しております。

(4)「コンプライアンスホットライン規程（内部通報規程）」を定め、コンプライアンスホットラインにより、直接、取締役が報告・通報を受けたり、あるいは、匿名で社外の弁護士が報告・通報を受けることができる仕組みを用意して情報の確保に努めております。報告・通報を受けた場合、コンプライアンス統括部門がその内容を調査

し、法令・定款への不適合が認められる場合にはその改善を指導するとともに、再発防止策を担当部門と協議のうえ、決定し、全社的に再発防止策を実施させます。特に、取締役自身のコンプライアンスに関する事由等重要な問題は直ちに取締役に報告するとともに取締役会に付議し、審議を求めます。当該制度の運用状況は、定期的に取締役会に報告され、取締役会の監督を受けております。

(5)コンプライアンス統括部門、内部監査部門および監査等委員会は、日頃から連携のうえ、全社のコンプライアンス体制およびコンプライアンス上の問題の有無の調査に努め、これに基づきコンプライアンス統括部門および内部監査部門が、セミナーの実施等の社内の啓発活動を実施しております。

(6)使用人の法令・定款違反については法務部門を管掌する執行役員から賞罰委員会に報告のうえ処分を求め、役員  
の法令・定款違反については監査等委員に報告のうえ、取締役会に具体的な措置等を答申します。

(7)市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、取引の防止に努めております。

又、当社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社の機能や重要性等に応じた適切な報告制度を整備しております。上場をしていない子会社との間では、「関係会社管理規程」に基づき、「会社運営に関する協定書」を締結し、決算、中長期計画、人事、余資運用等について、当該子会社における意思決定に先立ち、当社の承認を求め、また月次の業績については、定期的に当社へ報告することを求めています。

(2)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ)「内部監査規程」を定め、内部監査部門は、当社の他、子会社の業務全般にわたっても監査を行うこととし、当社と子会社との間で締結する「会社運営に関する協定書」の中で、子会社は当社の監査を受け入れ、監査の実施に必要な協力をすることとしております。

(ロ)当社における各子会社の所管部門および担当者を明確にし、「関係会社管理規程」において、当該部門が子会社のリスクの認識、評価、分析および対応について、指導、支援または助言を行うこととし、また当社のグループ戦略の統括部門がこれらの取組みを横断的に支援することとしております。

(ハ)当社と子会社との間で締結する「会社運営に関する協定書」において、子会社に事故その他の事業遂行に支障を与えるような事情が発生した場合、子会社が当社の所管部門に報告をすることとしております。また、リスクが顕在化し事故等が発生した場合、当該子会社または当該子会社から報告を受けた当社の所管部門は、速やかに事故報告システムにて当該情報を当社の関係部門に共有することとしております。

(3)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ)子会社の経営方針、中長期経営計画の策定について、当社における当該子会社の所管部門が指導、支援または助言をしております。

(ロ)当社グループのCEOを構成員とするグループCEO会議を設置し、経営者間で情報交換を行っております。

(ハ)子会社の規模や業態等に応じてグループ共通で使用できる会計管理システム等を導入しております。

(ニ)規模や業態等に応じて子会社に対する間接業務（財務経理、人事管理等）を提供しております。

(ホ)間接業務を行っている各部門の担当者は子会社の各部門の担当者と適宜意見交換等を行っております。

(ヘ)子会社の資金の調達および運用について、当社のグループ戦略の統括部門が指導、支援または助言をしております。

(4)子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(イ)当社グループに共通の企業行動憲章を定め、取締役・使用人一体となった法令遵守意識の醸成を図っております。

(ロ)親子会社間の独立性の確保等のため「当社およびその親会社・子会社・関連会社間における取引および業務の適正に関する規程」を定めております。

(ハ)「コンプライアンスプログラム」については、当社グループの全役職員を適用の対象としております。

(ニ)グループ会社のコンプライアンス責任者を構成員とするグループCCO会議を設置しております。

(ホ)コンプライアンス統括部門の担当者は子会社のコンプライアンス担当者と適宜意見交換等を行っております。

(ヘ)当社グループの必要と認められる役職員を対象にコンプライアンス研修を実施しております。

(ト)当社グループ企業に監査役を派遣する等の方法により、内部統制体制に関する監査を実施しております。

(チ)当社グループ企業ごとに当社の採用する内部統制システムを模して内部統制環境を整備するよう当社の内部

監査部門が指導しております。

(リ)コンプライアンスホットラインにおいて、当社グループの役職員も社外の弁護士に直接通報できるようにしております。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

イ．監査等委員会に関する運用状況

(1)監査等委員会を7回開催し、常勤の監査等委員と非常勤の監査等委員間での情報共有を行っております。なお、2015年6月以前においては監査役会を2回開催し、常勤の監査等委員と非常勤の監査等委員間での情報共有を行っております。

(2)常勤の監査等委員は、以下のとおり会社の事項について、報告を受ける等しております。

(イ) 最高財務責任者および法務・リスクマネジメント部門を管掌する執行役員と毎月2回会合を開き、業務上の重要な事項の報告を受けております。

(ロ)年2回開催された「リスクマネジメント委員会」に出席し、当社において重要度の高いリスク事項について報告を受けております。

(ハ)年1回開催された「コンプライアンス委員会」に出席し、内部通報のあった事例など当社のコンプライアンスに係る事項について報告を受けております。

(ニ)社長の決裁に係る当社の重要事項に関する検討を行う「常勤役員会」に参加し、それらの重要事項につき共有を受け、職務執行の監督の観点から意見を述べております。また、その他の経営に関する重要事項に関しても、経営会議の議事録を通じて共有を受けたうえで、必要に応じ見解を伝える等しております。

(3)監査等委員は、以下のとおり会社の事項について、報告を受ける等しております。

(イ)監査等委員会等の機会を通じて、当社および子会社の事故の発生状況等に関し、当社の内部監査部門から定期的に報告を受けております。

(ロ)監査法人との会合を6回開催し、当社の財務状況に関する情報共有および意見交換を行っております。

(4)当社の常勤の監査等委員は、期中において新たに加わった子会社を含め、主要な子会社11社の監査役または監査等委員を兼務しております。また、子会社および関連会社の監査役とグループ監査役会を年1回開催し、監査事項に係る情報交換等を行っております。

(5)監査等委員会は、当社の費用の負担のもと外部の弁護士を顧問とし、当該弁護士より、監査等委員会の職務の執行について法的な観点から助言などを受けております。

ロ．リスクマネジメント体制に関する運用状況

(1)「リスク管理規程」に基づき当社のリスクの把握および管理を行い、決算短信等において四半期毎に開示しております。

(2)大規模災害が発生した場合を想定した事業継続のための「非常災害対策指針」を東日本大震災等での経験を踏まえ、より実効的な内容に改定し、全使用人への周知を行っております。

(3)当社の社長、最高執行責任者および最高財務責任者は、リスクマネジメント委員会の事務局によるリスクアセスメント結果に基づき、当社グループのリスク対応方針の見直しを年に1回実施しております。

(4)マイナンバー制度の開始に伴い、社長と最高情報セキュリティ責任者の承認を得たうえで「情報セキュリティ規程群」を改定しマイナンバーの取扱いについて明文化しております。また、情報セキュリティ統括組織が中心となり、当該改定内容の全使用人への周知・教育、改定内容に沿った体制の構築、およびそれらの状況の点検を行い、結果を社長と最高情報セキュリティ責任者に報告しております。

(5)年1回の情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の第三者による審査を受け、当該マネジメントシステムの認証を更新しております。

(6)会社として情報セキュリティに関する適切なリスクの判断ができるよう、当該リスクに係る社内外の課題の変化、残存するリスクの状況、およびリスクの軽減策の実施状況について社長が把握するためのマネジメントレビューを年1回行っております。

ハ．業務執行の効率性の向上に関する取組みの状況

(1)事業環境の変化等に応じて、職務権限および意思決定ルールを定める「職務分掌・権限規程」の改定を4回行い、組織変更や事業環境の変化に応じた適切な意思決定を支援する体制を遅滞なく整備すると共に、迅速な意思決定を促進するべく積極的に権限の委譲を行っております。

(2)経営に係る重要事項につき適切な意思決定を行うため、常勤役員会を14回開催したほか、原則として週1回経営会議を開催し、関係する執行役員間において意思決定に先立つ協議・検討を行っております。

(3)全社の利益目標を設定し、これを元に各部門の予算案を作成し、取締役会で全社予算を定め、達成状況を週次で管理することで、業績の向上を図っております。

(4)内部監査部門において、職務の執行の効率性、有効性に関する全社的評価や改善のため、年間を通じて部門別の監査を行ったほか、ネットワークの管理やシステムの品質などテーマごとの全社横断的な監査を5回行っております。

## ニ．コンプライアンスに対する取組みの状況

(1)「企業行動憲章」および「コンプライアンスプログラム」に基づくeラーニングを全使用人に対して4回実施し、コンプライアンスに関する社内啓発を行っております。

(2)新たな取引先との契約書においては、原則として反社会勢力ではないことを相互に表明する条件を組み込むことで、反社会勢力との取引を防止しております。

(3)内部通報のあった事項に関しては、コンプライアンス統括部門が調査をし、必要に応じた改善の指導等を行っております。また、当該事項のうち使用人に係る事項については、社長や常勤の監査等委員を構成員とするコンプライアンス委員会への報告を行うと共に、eラーニング等を通じて全使用人の理解の促進を図るなど、再発防止に努めております。

## ホ．企業集団の業務の適正性確保に関する取組みの状況

(1)新たに子会社となった非上場の会社4社との間で、「関係会社管理規程」に基づき「会社運営に関する協定書」を締結し、当該子会社における重要な事項について、当社の承認または当社への報告を求めることとしております。

(2)子会社の損失の危険の管理のため、当社の内部監査部門が子会社のうち11社に対して、監査を行っております。

(3)子会社の取締役等の業務執行の効率性向上、子会社間の連携・シナジーの強化のため、経営者間の情報交換の場としてグループCEO会議を2回開催しております。

(4)子会社のコンプライアンスに関する情報交換の場としてグループCCO会議を1回開催しております。

(5)子会社および関連会社の情報セキュリティに関する情報交換の場としてグループCISO会議を1回開催しております。また、複数の子会社に対し、当社と同様のマルウェア対策のシステムを導入し、当社の情報セキュリティ統括組織の担当者を出向させるなどして、グループ全体における情報セキュリティの水準の向上を図っております。

(6)当社グループの主要な子会社の役職員につき、当社使用人と同内容のeラーニングを実施しております。また、その他の主要なグループ会社については、当該eラーニングの内容を共有し、各社におけるコンプライアンス研修への活用を図っております。

## 監査等委員である取締役と監査等委員でない社外取締役

### イ．監査等委員である取締役との関係ならびに企業統治において果たす機能と役割

当社の監査等委員は3名であります。独立社外取締役2名と財務・会計に関する幅広い知見を有する取締役1名で構成しております。

当社では、過去に当社または子会社の取締役、会計参与もしくは執行役または支配人その他の使用人となったことがないことを監査等委員の選任基準としております。また、独立社外取締役の当社からの独立性に関しては、(株)東京証券取引所が定める独立役員の判断基準と同一のものを採用しております。

監査等委員に対しては、「監査等委員の監査体制の確保に関する規程」に基づき、監査等委員の職務を補助する監査等委員業務室を設置しております。

吉井伸吾氏は、商社のメディア事業などで要職を務めた経験を持ち、企業経営に関する幅広い知識と見識に基づき、監査等委員である取締役として職務を適切に遂行していただいております。また、一般株主との利益相反の生ずるおそれがある事項に該当しておらず、独立性を備えております。

鬼塚ひろみ氏は、医療用機器メーカーで要職を務めた経験を持ち、その職務を通じて培った豊富な経験と知識に基づき、監査等委員である取締役として職務を適切に遂行していただいております。また、一般株主との利益相反の生ずるおそれがある事項に該当しておらず、独立性を備えております。

藤原和彦氏は、親会社であるソフトバンクグループ(株)の子会社であるソフトバンク(株)における専務取締役兼CFOであり、かつ長年の財務部門での業務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見に基づき、経営判断の妥当性について監督し、監査等委員である取締役として職務を適切に遂行していただいております。

#### ロ．監査等委員でない社外取締役との関係および企業統治において果たす機能と役割

この有価証券報告書提出日現在において、当社の監査等委員でない社外取締役は2名であります。社外取締役の当社からの独立性に関しては、(株)東京証券取引所が定める独立役員の判断基準と同一のものを採用しております。

監査等委員ではない社外取締役には、当社事業の根幹に関わる重要なライセンスの提供元、かつ大株主であるヤフー・インクのCF0でありますケネス・ゴールドマン氏と、ヤフー・インクのVice President, General Counsel, Secretaryでありますロナルド・ベル氏を選任しております。ケネス・ゴールドマン氏とロナルド・ベル氏は米国在住で、電話会議システムまたはテレビ会議システムを利用して当社の取締役会に出席し、当社の事業その他の審議において助言を行い、決議に参加しております。ケネス・ゴールドマン氏とロナルド・ベル氏に対しては、英文の資料を準備するほか、適宜必要なサポートを行っております。また、ヤフー・インクとの間では取締役会以外の場合でも、事業環境の変化およびその根拠の確認や、事業の方向性の検討などを対面して行っております。

#### 株主その他利害関係者に関する施策の実施状況

##### イ．株主総会の活性化および議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

当社では、株主総会への株主の参加を容易にするため、創業以来一貫して、他社の開催が多く重なる集中日を避けて株主総会を開催しております。また、株主総会招集通知の発送に先立ち、当社ウェブサイト日本語版および英語版の招集通知を早期に掲載しております。加えて、招集通知のカラー化や非財務情報の掲載、株主の事業理解を深めるためのビジュアル化を推進するとともに、より多くの株主が議決権を行使できるように、インターネットによる議決権行使や機関投資家向け議決権プラットフォームの利用も可能にしております。

##### ロ．IRに関する活動状況

当社のIRに関しては、金融商品取引法および(株)東京証券取引所の定める規則に従って適時、正確かつ公平な情報開示を行っており、株主や投資家との対話は代表取締役社長が統括し、情報開示責任者として最高財務責任者を任命しております。

対話を補助する専門の担当部署としては、IR担当部門を設置しております。IR担当部門は、開示資料の適切な作成ならびに株主や投資家との建設的な対話の実現のため、財務、経理、法務のみならず、事業を推進する部門とも連携し、業務を行っております。

個人投資家向けには、株主総会において直近の経営状態、財務内容に加えて、中長期の成長戦略を、スライド等を使用して詳細に説明し、当社についての理解をより深めていただくようにしております。さらに、当日参加できなかった個人投資家に対しても株主総会の内容をご覧いただけるように、当日のライブ中継を行っているほか、後日、アーカイブでも動画を配信しております。上記に加えて、個人投資家説明会の開催や、当社ウェブサイトに掲載している「四半期業績レポート」を通して、当社に対する理解を深めていただけるよう努めております。

アナリスト、機関投資家向けには、四半期毎の決算説明会において、決算および事業の詳細について説明を行っております。その状況については、インターネットによるライブ中継でどなたでもご覧いただけるようにしているほか、説明会当日中にオンデマンド配信を開始するなど、より多くの人々に理解していただけるよう、積極的な開示を行っております。また、アナリストやファンドマネジャーとの個別面談や電話会議を年間約500件実施し、代表取締役社長をはじめとした経営陣幹部が積極的に会社の成長戦略や経営情報について説明をしております。

外国人投資家に対するIR活動としては、開示資料の大半を英文で作成しているほか、毎年、英語版アニュアルレポートを作成しております。さらに、海外在住の投資家を訪問する「海外ロードショー」を北米・英国・アジアを中心に実施し、海外の投資家と直接対話する機会を設けております。

IR資料に関しては、1997年の当社株式公開直後より、適時開示の観点から四半期財務情報の開示を実施しており、詳細な財務・業績の概況を開示しております。また、当社のリスクとなり得る情報をまとめ、四半期財務情報の開示にあわせて開示しております。これらの開示資料は、過去分も含め、当社ウェブサイトに掲載しております。

株主や投資家との対話において把握した株主・投資家の意見・提案等については、四半期ごとにレポートにまとめて取締役、経営陣幹部および社内関係部門にフィードバックする他、緊急時には即座に伝達することとしております。

当社では、インサイダー情報の取扱いについては、「インサイダー取引防止規程」に基づき、未公表の重要事実の管理を徹底し、適切に対応しております。決算情報に関しては、情報漏えいを防ぎ、公平性を確保するために、

クワイエットピリオド（沈黙期間）を設け、この期間中の決算にかかわるお問い合わせへの回答やコメントを控えさせていただきます。

#### ハ．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組状況

当社は、「企業行動憲章」として当社の行動規範を明確に規定しております。ステークホルダーの立場を尊重し、企業の社会的責任を果たすことによって企業価値を高めたいと考えております。

このような考えのもと、インターネット企業として、インターネット社会の健全な発展に貢献するため、様々な社会貢献活動に積極的に取り組んでおります。具体的な取組み内容についてはCSR報告書を作成しております。

また、当社は「ディスクロージャーポリシー」を制定しており、IRを「財務、コミュニケーション、マーケティングおよび適用対象となる各法律・規則へのコンプライアンスを統合して、企業と市場等との間に公平且つ適正な方法で双方向のコミュニケーションを効果的に行わせる戦略的な経営責務」と定義づけ、公平且つ詳細な開示を行うことに努めております。

#### その他コーポレート・ガバナンス体制に関する事項

##### イ．買収防衛に関する事項

当社は、株主構成上、大株主の保有比率が高く、現時点では敵対的買収の危険性は低いと考え、具体的な買収防衛策を講じておりませんが、敵対的買収に対する有効な対策およびその必要性については適宜検討してまいります。

##### ロ．親会社からの独立性確保に関する考え方

当社取締役のうち4名が親会社の出身者ですが、取締役は当社の企業価値向上を図るべく業務執行を監督する立場であり、具体的な業務執行は、執行役員判断のもと自主独立した意思決定を行い、事業を運営しております。また、当社の営業取引における親会社等のグループ会社への依存度は低く、そのほとんどは一般消費者もしくは当社と資本関係を有しない一般企業との取引となっております。また「当社及びその親会社・子会社・関連会社間における取引及び業務の適正に関する規程」を制定し、親会社等との取引において、第三者との取引または類似取引に比べて不当に有利または不利であることが明らかな取引の禁止や、利益または損失・リスクの移転を目的とする取引の禁止などを取って明確に定めております。

このような諸施策により、事業運営上当社の親会社等からの独立性は十分に確保されていると判断しております。

## 役員報酬等

当連結会計年度における当社の取締役および監査役に対する役員報酬等は以下のとおりであります。なお当社では、監査役は全員社外監査役であり、報酬のうち退職慰労金はございません。

### イ．役員区分ごとの報酬等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役(監査等委員を除く。) (内社外取締役)	144 ( )	64 ( )	0 ( )	80 ( )		9 (4)
取締役(監査等委員) (内社外取締役)	45 (45)	35 (35)	( )	10 (10)		3 (2)
監査役 (内社外監査役)	13 (13)	13 (13)	( )	( )		4 (4)
合計	204 (59)	113 (49)	0 ( )	90 (10)		16 (10)

### ロ．役員ごとの報酬等

氏名	報酬等の総額 (百万円)	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の総額(百万円)			
				基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金
宮坂 学	130	取締役	提出会社	50	0	80	

(注) 連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。

### ハ．役員報酬等の決定方針

当社は役員報酬等の決定方針等を社内規程にて定めております。監査等委員でない取締役の報酬につきましては、役位および担当職務に応じた基本額に各期の業績に対する貢献度等を勘案した業績評価を加算して決定しており、その決定は報酬委員会において、最高財務責任者が作成した取締役等の報酬等の案に基づいて、構成員の審議を経て決定しております。

#### 取締役の定数

当社は、取締役を9名以内とする旨を定款で定めております。

#### 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する旨、および、累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

#### 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等を機動的に実施するため、2007年6月21日開催の当社定時株主総会において、取締役会決議により会社法第459条第1項各号に掲げる剰余金の配当等ができる旨の定款変更を行っております。

#### 自己株式取得の決定機関

当社は、機動的な資本政策の遂行のため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議による自己株式の取得を可能とする旨を定款で定めております。また、上記のほか、2007年6月21日開催の当社定時株主総会において、会社法第459条第1項各号に関する取締役会決議ができる旨の定款変更を行っておりますので、これによる自己株式の取得も可能となっております。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決議を行う旨を定款で定めております。

#### 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各非業務執行取締役のいずれも100万円または法令に規定される最低責任限度額のいずれか高い額としております。

#### 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とのいかなる関係も排除し、不当要求等に対しては毅然と対応する方針であります。

この方針に基づき、「企業行動憲章」において反社会的勢力との隔絶を明記しているほか、「コンプライアンスプログラム」を制定し、反社会的勢力と少しでも関係したり、反社会的勢力の活動を助長してはならない旨を明確に定め、反社会的勢力との関係拒絶を徹底しております。また、マニュアルの整備やその周知徹底、教育研修等を行うほか、所管警察署等の諸官庁や弁護士等の外部専門機関との連携を図っております。さらに「特殊暴力防止対策連合会」に加盟し、不当要求等への適切な対応方法や反社会的勢力に関する情報の収集を行っており、万一に備えた体制の強化に努めております。

#### 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）および監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役および監査等委員が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

#### 株式の保有状況

イ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数	10銘柄
貸借対照表計上額の合計額	16,275百万円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、保有区分、株式数、貸借対照表計上額および保有目的

(前連結会計年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
CRITEO S.A.	620,844	2,946	出資を通じた協業によりヤフーのサービスを強化し、利益の最大化を目指すため
(株)オールアバウト	2,669,400	1,924	同上
(株)セプテーニ・ホールディングス	1,400,000	1,407	同上
(株)サイネックス	648,000	1,248	同上
(株)アイスタイル	1,461,600	1,179	同上
(株)セブン&アイ・ホールディングス	203,130	1,026	同上
(株)ベクター	1,351,100	899	同上
(株)クレオ	1,100,000	412	同上
アイティメディア(株)	261,600	359	同上
(株)ブロードバンドタワー	1,304,500	327	同上
オリコン(株)	87,900	28	同上

(注) 1 上記のうち、オリコン(株)を除く銘柄は貸借対照表計上額が当社資本金額の1%を超えております。

2 当社は、みなし保有株式を保有しておりません。

(当連結会計年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)アイスタイル	5,846,400	5,852	出資を通じた協業によりヤフーのサービスを強化し、利益の最大化を目指すため
(株)セプテーニ・ホールディングス	1,400,000	3,882	同上
CRITEO S.A.	620,844	2,897	同上
(株)オールアバウト	2,669,400	1,153	同上
アイティメディア(株)	784,800	786	同上
(株)サイネックス	648,000	563	同上
(株)ベクター	1,351,100	466	同上
(株)クレオ	1,100,000	418	同上
(株)ブロードバンドタワー	1,304,500	236	同上
オリコン(株)	87,900	19	同上

(注) 1 上記のうち、オリコン(株)を除く銘柄は貸借対照表計上額が当社資本金額の1%を超えております。

2 当社は、みなし保有株式を保有しておりません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	264		181	
連結子会社	92	2	101	1
合計	356	2	283	1

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定方針は定めておりません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 連結財務諸表および財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号。以下、連結財務諸表規則という。)第93条の規定により、国際会計基準(以下、IFRSという。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下、財務諸表等規則という。)に基づいて作成しております。
- また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2015年4月1日から2016年3月31日まで)の連結財務諸表および事業年度(2015年4月1日から2016年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

- (1) 当社は、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。また、各種研修に参加しております。
- (2) 当社は、IFRSに基づいて連結財務諸表を適正に作成することができる体制の整備を行っております。具体的には、IFRSに基づく適正な連結財務諸表を作成するために、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準に関する情報を把握するとともに、IFRSに準拠するための社内規程やマニュアル等を整備し、それらに基づいて会計処理を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結財政状態計算書】

(単位:百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (2015年3月31日)	当連結会計年度 (2016年3月31日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物	7	503,937	449,164
営業債権及びその他の債権	8,25	217,736	305,758
棚卸資産		419	14,902
その他の金融資産	9,25	15,901	30,118
その他の流動資産	10	3,832	6,436
流動資産合計		741,827	806,380
非流動資産			
有形固定資産	11	67,465	121,133
のれん	12	27,673	156,362
無形資産	12	32,382	128,711
持分法で会計処理されている投資	13	61,671	34,257
その他の金融資産	9,25	58,104	70,321
繰延税金資産	14	15,105	23,331
その他の非流動資産	10	3,372	2,300
非流動資産合計		265,774	536,419
資産合計		1,007,602	1,342,799

(単位:百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (2015年3月31日)	当連結会計年度 (2016年3月31日)
<b>負債及び資本</b>			
<b>負債</b>			
<b>流動負債</b>			
営業債務及びその他の債務	15,25	158,979	270,766
その他の金融負債	16,25	9,671	18,287
未払法人所得税	14	33,071	30,782
引当金	17	6,398	12,547
その他の流動負債	19	31,651	33,638
<b>流動負債合計</b>		<b>239,772</b>	<b>366,022</b>
<b>非流動負債</b>			
その他の金融負債	16,25	920	10,562
引当金	17	22,841	20,089
繰延税金負債	14	28	27,515
その他の非流動負債	19	3,485	5,844
<b>非流動負債合計</b>		<b>27,276</b>	<b>64,012</b>
<b>負債合計</b>		<b>267,048</b>	<b>430,035</b>
<b>資本</b>			
<b>親会社の所有者に帰属する持分</b>			
資本金	22	8,281	8,358
資本剰余金	22,24	1,235	3,081
利益剰余金	22	705,839	827,024
自己株式	22	1,316	1,316
その他の包括利益累計額		11,962	13,180
<b>親会社の所有者に帰属する 持分合計</b>		<b>726,002</b>	<b>844,165</b>
非支配持分		14,551	68,598
<b>資本合計</b>		<b>740,554</b>	<b>912,764</b>
<b>負債及び資本合計</b>		<b>1,007,602</b>	<b>1,342,799</b>

【連結損益計算書】

(単位:百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
売上高	28	428,487	652,327
売上原価	29	85,501	247,372
売上総利益		342,986	404,955
販売費及び一般管理費	29	145,774	239,653
企業結合に伴う再測定益	5		59,696
営業利益		197,212	224,997
その他の営業外収益	30	10,637	3,016
その他の営業外費用		1,224	2,746
持分法による投資損益(は損失)	13	1,672	1,317
税引前利益		208,298	226,585
法人所得税	14	74,365	54,092
当期利益		133,933	172,492
当期利益の帰属			
親会社の所有者		133,051	171,617
非支配持分		881	875
当期利益		133,933	172,492
親会社の所有者に帰属する 1株当たり当期利益			
基本的1株当たり当期利益(円)	32	23.37	30.15
希薄化後1株当たり当期利益(円)	32	23.37	30.14

【連結包括利益計算書】

(単位:百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
当期利益		133,933	172,492
その他の包括利益			
純損益にその後に振り替えられる 可能性のある項目			
売却可能金融資産	26,31	41	2,058
在外営業活動体の換算差額	26,31	927	810
持分法適用会社に対する 持分相当額	31	975	236
税引後その他の包括利益		1,944	1,011
当期包括利益		135,877	173,504
当期包括利益の帰属			
親会社の所有者		134,981	172,834
非支配持分		896	669
当期包括利益		135,877	173,504

## 【連結持分変動計算書】

前連結会計年度(自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)

(単位：百万円)

	注記 番号	親会社の所有者に帰属する持分					合計	非支配 持分	資本 合計
		資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己 株式	その他の 包括利益 累計額			
2014年4月1日		8,271	3,892	598,012	526	10,032	619,682	8,036	627,718
当期利益				133,051			133,051	881	133,933
その他の包括利益						1,929	1,929	15	1,944
当期包括利益				133,051		1,929	134,981	896	135,877
所有者との取引額等									
新株の発行	22	9	9				19		19
剰余金の配当	23			25,223			25,223	223	25,447
自己株式の取得及び処分			2		789		787		787
子会社の支配獲得及び 喪失に伴う変動								8,314	8,314
支配継続子会社に対する 持分変動			2,715				2,715	2,473	5,188
その他			45				45		45
所有者との取引額等合計		9	2,657	25,223	789		28,661	5,618	23,042
2015年3月31日		8,281	1,235	705,839	1,316	11,962	726,002	14,551	740,554

当連結会計年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(単位：百万円)

	注記 番号	親会社の所有者に帰属する持分					合計	非支配 持分	資本 合計
		資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己 株式	その他の 包括利益 累計額			
2015年4月1日		8,281	1,235	705,839	1,316	11,962	726,002	14,551	740,554
当期利益				171,617			171,617	875	172,492
その他の包括利益						1,217	1,217	205	1,011
当期包括利益				171,617		1,217	172,834	669	173,504
所有者との取引額等									
新株の発行	22	77	77				155		155
剰余金の配当	23			50,432			50,432	757	51,189
子会社の支配獲得及び 喪失に伴う変動								55,562	55,562
支配継続子会社に対する 持分変動			4,304				4,304	1,428	5,733
その他			89				89	0	88
所有者との取引額等合計		77	4,316	50,432			54,671	53,377	1,294
2016年3月31日		8,358	3,081	827,024	1,316	13,180	844,165	68,598	912,764

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前利益		208,298	226,585
減価償却費及び償却費		16,935	30,697
段階的に取得された関連会社投資の再測定益	30	6,249	
企業結合に伴う再測定益	5		59,696
営業債権及びその他の債権の増減額(は増加)		22,535	39,865
営業債務及びその他の債務の増減額(は減少)		15,800	40,522
未払消費税等の増減額(は減少)	2	8,425	9,383
その他の金融資産の増減額(は増加)	2	3,573	4,877
その他の金融負債の増減額(は減少)	2	3,961	5,323
その他		11,633	6,888
小計		209,430	171,771
法人所得税の支払額		83,190	66,361
営業活動によるキャッシュ・フロー		126,239	105,409
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		17,096	29,254
無形資産の取得による支出		7,284	9,088
投資の取得による支出		20,977	17,343
子会社の支配獲得による支出	5,33	21,761	92,831
子会社の支配獲得による収入	2,5	59	31,323
その他		804	6,657
投資活動によるキャッシュ・フロー		67,864	110,537
財務活動によるキャッシュ・フロー			
長期借入金の返済による支出		5,450	1,441
非支配持分からの子会社持分取得による支出		5,187	196
自己株式の取得による支出		794	
配当金の支払額		25,204	50,398
その他		530	2,678
財務活動によるキャッシュ・フロー		37,166	49,357
現金及び現金同等物に係る換算差額		391	286
現金及び現金同等物の増減額(は減少)		21,600	54,772
現金及び現金同等物の期首残高	7	482,336	503,937
現金及び現金同等物の期末残高	7	503,937	449,164

## 【連結財務諸表注記】

### 1. 報告企業

ヤフー(株)(以下、当社という。)は日本で設立され、同国に本社を置いており、ヤフー(株)および子会社(以下、当社グループという。)の最終的な親会社はソフトバンクグループ(株)であります。登記している本店の所在地は、東京都港区赤坂九丁目7番1号であります。

当社グループの主な事業内容は「6. セグメント情報」に記載しております。

### 2. 作成の基礎

#### (1) 準拠する会計基準

当社グループの連結財務諸表は連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、連結財務諸表規則第93条の規定により、IFRSに準拠して作成しております。

#### (2) 測定の基礎

連結財務諸表は、「3. 重要な会計方針」に記載しているとおり、公正価値で測定している金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しております。

#### (3) 表示通貨および単位

連結財務諸表は日本円を表示通貨としており、百万円未満を切捨てて表示しております。

#### (4) 表示方法の変更

##### (連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「未払消費税等の増減額」、「その他の金融資産の増減額」および「その他の金融負債の増減額」については、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度において営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました8,813百万円は、「未払消費税等の増減額」8,425百万円、「その他の金融資産の増減額」3,573百万円および「その他の金融負債の増減額」3,961百万円として組替えております。

前連結会計年度において、投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「子会社の支配獲得による収入」については、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度において投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました59百万円は、「子会社の支配獲得による収入」59百万円として組替えております。

#### (5) 未適用の公表済み基準書および解釈指針

本連結財務諸表の承認日までに公表されている主な基準書および解釈指針の新設または改訂は以下のとおりであります。当連結会計年度において当社グループはこれらを早期適用しておりません。

これらの適用による当社グループの連結財務諸表への影響については検討中であり、現時点では見積もることはできません。

IFRS		強制適用時期 (以後開始年度)	当社グループ 適用時期	新設・改訂の概要
IFRS第11号	共同支配の取決め	2016年1月1日	2017年3月期	共同支配事業の持分取得に関する会計処理の明確化
IAS第16号	有形固定資産	2016年1月1日	2017年3月期	減価償却の許容される方法の明確化
IAS第38号	無形資産	2016年1月1日	2017年3月期	償却の許容される方法の明確化
IAS第7号	キャッシュ・フロー計算書	2017年1月1日	2018年3月期	企業の財務活動にかかる負債に関する開示要求
IFRS第9号	金融商品	2018年1月1日	2019年3月期	金融商品の分類及び測定、減損会計、ヘッジ会計の処理および開示要求
IFRS第15号	顧客との契約から生じる収益	2018年1月1日	2019年3月期	収益の認識に関する会計処理および開示要求
IFRS第16号	リース	2019年1月1日	2020年3月期	すべてのリースについて、リース開始日に使用权資産とリース負債を認識する

### 3. 重要な会計方針

以下の会計方針は、他の記載がない限り、本連結財務諸表に記載されているすべての期間に適用しております。

#### (1) 連結の基礎

##### 連結の基本方針

連結財務諸表は、当社および当社が支配している企業（子会社）の財務諸表に基づき作成しております。支配とは、投資先に対するパワー、投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利、および投資者のリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを用いる能力のすべてを有している場合をいいます。当社による支配の有無は、議決権または類似の権利の保有割合や投資先に関する契約内容等の諸要素を勘案し総合的に判断しております。

子会社については、支配獲得日から支配喪失日までの期間を連結しております。子会社の包括利益は、たとえ非支配持分が負の残高になる場合でも、親会社の所有者と非支配持分に配分されます。

連結子会社が採用する会計方針が当社グループで採用した会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該連結子会社の財務諸表に調整を加えております。

当社グループ内部での債権債務残高、取引、および当社グループ内取引によって発生した未実現損益は、連結財務諸表作成にあたり消去しております。

##### 子会社として存続する場合における当社グループの所有持分の変動

子会社に対する当社グループの所有持分の変動で支配の喪失にならない取引は、資本取引として会計処理しております。当社グループの持分および非支配持分の帳簿価額は、子会社に対する相対的な持分の変動を反映して調整しております。非支配持分を調整した額と支払対価または受取対価の公正価値との差額は資本に直接認識し、親会社の所有者に帰属しております。

当社グループが子会社の支配を喪失する場合、処分損益は (i) 「受取対価の公正価値および残存持分の公正価値の合計」と ( ) 「子会社の資産（のれんを含む）、負債および非支配持分の従前の帳簿価額」との間の差額として算定され、それまで認識していたその他の包括利益累計額は、純損益に振り替えております。

## 企業結合

事業の取得は「取得法」で会計処理をしております。企業結合時に引き渡した対価は、当社グループが移転した資産、被取得企業の従前の所有者に対する当社グループの負債、そして被取得企業の支配と交換に当社グループが発行した資本持分の取得日の公正価値の合計として測定されます。取得関連費用は発生時に純損益で認識しております。

取得日において、識別可能な取得した資産および引受けた負債は、以下を除き、取得日における公正価値で認識されます。

- ・繰延税金資産（または繰延税金負債）および従業員給付契約に関連する資産（または負債）は、それぞれIAS第12号「法人所得税」およびIAS第19号「従業員給付」に従って認識し測定されます。
- ・「被取得企業の株式に基づく報酬契約」または「被取得企業の株式に基づく報酬制度を当社グループの制度に置換えるために発行された当社グループの株式に基づく報酬契約」に関する負債または資本性金融商品は、取得日にIFRS第2号「株式に基づく報酬」に従って測定されます。
- ・IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的保有に分類される資産または処分グループは、当該基準書に従って測定されます。

のれんは、移転された対価、被取得企業の非支配持分の金額、および取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計金額が、取得日における識別可能な取得した資産と引受けた負債の正味価額を上回る場合にその超過額として測定されます。この差額が負の金額である場合には、直ちに純損益で認識しております。

現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えている非支配持分は、当初認識時に公正価値、または被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する非支配持分の比例的な取り分相当額によって測定されます。上記以外の非支配持分は、公正価値、または該当する場合には、他の基準書に特定されている測定方法によって測定されます。

段階的に達成される企業結合の場合、当社グループが以前に保有していた被取得企業の資本持分は取得日（すなわち当社グループの支配獲得日）の公正価値で再評価され、発生した利得または損失があれば純損益に認識されます。取得日以前にその他の包括利益に計上されていた被取得企業の持分の金額は、取得企業がその持分を直接処分した場合と同じ方法で会計処理されます。

## のれん

事業の取得から生じるのれんは、事業の取得日に計上された取得原価から減損損失累積額を控除した金額で計上されます。

のれんが配分される資金生成単位については、のれんが内部報告目的で監視される単位に基づき決定し、集約前の事業セグメントの範囲内となっております。

のれんは償却を行わず、資金生成単位または資金生成単位グループに配分し、配分された資金生成単位については、毎年、またはその生成単位に減損の兆候がある場合は、より頻繁に減損テストを行っております。当該資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額未満の場合、まず減損損失を当資金生成単位に配分されたのれんに配分し、次に資金生成単位におけるその他の資産の帳簿価額の比例割合で各資産に配分しております。

のれんの減損損失は、純損益に直接認識され、以後の期間に戻入れは行いません。

なお、関連会社の取得により生じたのれんに関する当社グループの会計方針は、「関連会社への投資」に記載しております。

## 関連会社への投資

関連会社とは、当社グループが議決権の20%以上を所有し、投資先の財務および営業の方針決定に重要な影響力を行使し得ない反証が存在しない会社、もしくは20%未満の保有でも重要な影響力を行使し得る会社をいいます。

関連会社に対する投資は、投資先が関連会社になる日から持分法を適用して会計処理されます。関連会社に対する投資の取得時には、取得原価が、取得日に認識されている投資先の識別可能な資産および負債の正味の公正価値のうち当社グループの持分相当額を超過する額は、のれんとして認識し、投資の帳簿価額に含まれます。再評価後、識別可能な資産および負債の正味の公正価値の当社グループの持分相当額が取得原価を超過する場合は、超過差額を投資が実施された期間に純損益に直ちに認識しております。

持分法では、関連会社に対する投資額は、連結財政状態計算書において取得原価で当初認識し、その後、関連会社の純損益およびその他の包括利益の当社グループの持分を認識するために修正しております。関連会社の損失に対する当社グループの持分相当額が、当社グループの関連会社に対する持分（実質的に当社グループの関連会社に対する正味投資持分の一部を構成するいかなる長期持分を含む）を超過する場合、当社グループは追加的な損失について当社グループの持分相当額を認識しておりません。追加的な損失は、当社グループが関連会社に代わって法的債務または推定的債務を負う、または関連会社の代わりに支払いを行う範囲で認識しております。

当該投資が関連会社でなくなった日もしくは売却目的保有に分類された日から、当社グループは持分法の適用を中止しております。当社グループが以前の関連会社に対する残存持分を保持しており、残存持分が金融資産である場合には、当社グループは、残存持分をその日時点の公正価値で測定し、当該公正価値はIAS第39号「金融商品：認識及び測定」（以下、IAS第39号という。）に従って金融資産としての当初認識時の公正価値とみなされます。持分法適用が中止された日における関連会社の帳簿価額と、残存持分の公正価値および関連会社に対する一部持分の処分による収入との差額は、関連会社の処分損益の決定に含まれております。

当社グループの関連会社投資に関する減損損失を認識するかどうかを決定するため、IAS第39号の要求が適用されます。減損テストは、（のれんを含む）投資全体の帳簿価額に対し、IAS第36号「資産の減損」に従って行われております。

## (2) 外貨換算

### 外貨建取引

当社グループの財務諸表は、各社の機能通貨で作成しております。機能通貨以外の通貨（外貨）での取引は、取引日の為替レートで機能通貨に換算しております。外貨建貨幣性項目は、期末の為替レートで機能通貨に換算しております。公正価値で測定している外貨建非貨幣性項目は、測定日の為替レートで機能通貨に換算しております。

換算によって発生した為替換算差額は、「 在外営業活動体」を除いて、その期間の純損益で認識しております。

### 在外営業活動体

連結財務諸表を作成するために、在外営業活動体の資産および負債（取得により発生したのれんおよび公正価値の調整を含む）は、期末の為替レートで日本円に換算しております。収益および費用は、その各四半期中の平均為替レートで日本円に換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算によって生じた為替差額は、その他の包括利益で認識し、在外営業活動体の換算差額勘定に累積しております。

在外営業活動体の持分すべてまたは持分の一部処分を行った場合、当該在外営業活動体の換算差額は、処分損益の一部として純損益に振り替えております。

### (3) 金融商品

#### 認識

金融資産および金融負債は、当社グループが金融商品の契約上の当事者になった時点で認識しております。

金融資産および金融負債は当初認識時において公正価値で測定しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（以下、「FVTPLの金融資産」という。）および純損益を通じて公正価値で測定する金融負債（以下、「FVTPLの金融負債」という。）を除き、金融資産の取得および金融負債の発行に直接起因する取引コストは、当初認識時において、金融資産の公正価値に加算または金融負債の公正価値から減算しております。FVTPLの金融資産およびFVTPLの金融負債の取得に直接起因する取引コストは純損益で認識しております。

#### 分類

##### (a) 非デリバティブ金融資産

金融資産は、当初認識時にその性質と保有目的により（ ）FVTPLの金融資産、（ ）満期保有目的投資、（ ）貸付金及び債権、（ ）売却可能金融資産に分類されます。

##### ） FVTPLの金融資産

金融資産のうち売買目的で保有しているものについては、公正価値で当初測定し、その変動を純損益として認識しております。当初認識時の取引費用は発生時に純損益として認識しております。また、金融資産からの利息および配当金については、純損益として認識しております。

##### ） 満期保有目的投資

支払額が固定または決定可能であり、かつ満期日が確定しているデリバティブ以外の金融資産のうち、満期まで保有する明確な意図と能力を有するものは満期保有目的投資に分類されます。当初認識後、満期保有目的投資は実効金利法による償却原価から減損損失を控除した金額で測定しております。実効金利法による利息収益は純損益で認識しております。

##### ） 貸付金及び債権

支払額が固定または決定可能なデリバティブ以外の金融資産のうち、活発な市場での公表価格がないものは貸付金及び債権に分類されます。当初認識後、貸付金及び債権は実効金利法による償却原価から減損損失を控除した金額で測定しております。実効金利法による利息収益は純損益で認識しております。

##### ） 売却可能金融資産

デリバティブ以外の金融資産のうち、当初認識時に売却可能に指定されたもの、または他のいずれの分類にも該当しないものは売却可能金融資産に分類されます。当初認識後、売却可能金融資産は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益は、その他の包括利益で認識しております。ただし売却可能金融資産に減損の客観的証拠がある場合は、それまで認識していたその他の包括利益累計額を純損益に振り替えております。売却可能金融資産に分類された貨幣性金融資産から生じる為替差損益、売却可能金融資産に係る実効金利法による利息収益および受取配当金は、純損益で認識しております。売却可能金融資産の認識を中止した場合、その他の包括利益に計上されている累積損益は純損益に振り替えております。

##### (b) 非デリバティブ金融負債

当社グループはデリバティブ以外の金融負債として、営業債務及びその他の債務を有しており、当初認識後、実効金利法による償却原価で測定しております。

##### (c) デリバティブ金融資産および負債

デリバティブは、デリバティブ取引契約が締結された日の公正価値で当初認識しております。当初認識後は、期末の公正価値で測定しております。デリバティブの公正価値の変動額は、直ちに純損益で認識しております。デリバティブ金融資産は「FVTPLの金融資産」に、デリバティブ金融負債は「FVTPLの金融負債」にそれぞれ分類しております。

#### 認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または金融資産を譲渡し、その金融資産の所有に係るリスクと経済価値を実質的にすべて移転した場合に、当該金融資産の認識を中止し、発生した差額は純損益で認識しております。また当社グループは、金融負債が消滅した場合、つまり、契約上の義務が免責、取消しまたは失効となった場合に、金融負債の認識を中止し、発生した差額は純損益で認識しております。

#### 金融資産および金融負債の相殺

金融資産および金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的に強制可能な権利を現在有しており、かつ純額で決済するかまたは資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

#### 金融資産の減損

当社グループは減損の客観的な証拠が存在するかについての判定を四半期ごとに行っております。

FVTPLの金融資産以外の金融資産は、当初認識後に発生した損失事象の結果として減損の客観的な証拠があり、かつ、その損失事象がその金融資産の見積予想キャッシュ・フローに対して信頼性をもって見積もれるマイナスの影響を有している場合に減損損失を認識しております。売却可能金融資産に分類された資本性金融商品については、著しくまたは長期に公正価値が取得原価を下回る場合に、減損の客観的な証拠があると判断しております。

当社グループは満期保有目的投資、貸付金及び債権の減損を認識する場合は、減損を金融資産の帳簿価額から直接減額しております。

満期保有目的投資、貸付金及び債権の減損損失は、帳簿価額と当該金融資産の当初認識時の実効金利で割り引いた将来キャッシュ・フローの見積りの現在価値との差額として測定し、純損益で認識しております。減損を認識した資産に対する利息収益は、時の経過に伴う割引額の戻れを通じて引き続き認識しております。

売却可能金融資産の減損損失は帳簿価額と公正価値との差額として測定し、純損益で認識しております。

満期保有目的投資、貸付金及び債権について減損損失認識後に減損損失を減額する事象が発生した場合は、減損損失の減少額を、減損が認識されなかったとした場合の償却原価を超えない範囲で純損益に戻入れております。

売却可能の資本性金融商品について、以前に純損益を通じて認識された減損損失は、純損益を通じて戻入れされません。減損損失の認識後の公正価値の増加は、その他の包括利益で認識し、累積されます。売却可能の負債性金融商品について、公正価値が増加し、当該増加が減損損失を純損益に認識した後に発生した事象と客観的に関連付けることができる場合には、当該減損損失を戻入れ、純損益に認識します。

#### (4) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、現金、随時引出し可能な預金、および容易に換金可能でかつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から満期日までの期間が3ヶ月以内の短期投資で構成されております。

#### (5) 棚卸資産

棚卸資産は、原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定しております。原価は、主として移動平均法を用いて算定しており、正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積販売価格から、販売に要する見積費用を控除して算定しております。

また、棚卸資産の内訳は、主として商品であります。

(6) 有形固定資産

有形固定資産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で計上しております。取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、資産の解体・除去および土地の原状回復費用が含まれております。

減価償却費は、土地および建設仮勘定を除き、見積耐用年数にわたって定額法で計上しております。

主要な有形固定資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物および構築物 4年～62年
- ・工具、器具および備品 2年～20年
- ・機械装置および運搬具 8年～17年

減価償却方法、耐用年数および残存価額は、年度末に見直しを行い、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

ファイナンス・リースにより保有する資産は、リース期間の終了時までには所有権の移転が合理的に確実である場合には見積耐用年数で、合理的に確実でない場合にはリース期間とリース資産の見積耐用年数のいずれか短い期間にわたって減価償却を行っております。

(7) 無形資産

個別に取得した耐用年数を確定できる無形資産は、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で計上しております。個別に取得した耐用年数を確定できない無形資産は、取得原価から減損損失累計額を控除した額で計上しております。

企業結合により取得し、のれんとは区別して認識された無形資産は、取得日の公正価値で当初認識されます。当初認識後、企業結合により取得した無形資産は、個別に取得した無形資産と同様に、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で計上されます。

研究段階で発生した支出は、発生した期間の費用として計上しております。開発段階で発生した自己創設無形資産は、資産計上の要件をすべて満たした日から、開発完了までに発生した支出の合計額で認識しております。当初認識後、自己創設無形資産は、個別に取得した無形資産と同様に、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で計上しております。

償却費は、見積耐用年数にわたって定額法で計上しております。

耐用年数を確定できる主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・ソフトウェア 2年～5年
- ・顧客基盤 6年～24年

償却方法、耐用年数および残存価額は、年度末に見直しを行い、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

商標権の一部について、事業を継続する限り基本的に存続するため、耐用年数を確定できないと判断し、償却しておりません。

(8) リース

リース取引は、資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを借手に移転する場合、ファイナンス・リース取引に分類し、他のすべてのリース取引は、オペレーティング・リース取引に分類しております。

リース契約開始時に、その契約がリースであるか否か、またはその契約にリースが含まれているか否かを契約の実質をもとに判断しております。

ファイナンス・リース取引

(借手側)

リース資産およびリース債務は、リース開始日の公正価値または最低支払リース料総額の現在価値のいずれか低い金額で当初認識しております。

リース資産の当初認識後は、その資産に適用される会計方針に基づいて会計処理しております。リース料支払額は、各年度の債務残高に対する一定の期間利率となるよう、財務費用（その他の営業外費用）と各年度のリース債務残高の返済部分に按分しております。

オペレーティング・リース取引

(借手側)

オペレーティング・リースの総支払額は、リース期間にわたって定額法により費用として認識しております。

(9) のれんを除く有形固定資産および無形資産の減損

当社グループは、各四半期末に、有形固定資産および無形資産が減損損失に晒されている兆候の有無を判定するために、有形固定資産および無形資産の帳簿価額をレビューしております。

減損の兆候がある場合には、減損損失の程度を算定するために、回収可能価額の見積りを行っております。個別資産の回収可能価額を見積もることができない場合には、当社グループは、その資産の属する資金生成単位の回収可能価額を見積もっております。

耐用年数が確定できない無形資産および未だ利用可能でない無形資産は、減損の兆候がある場合、および減損の兆候の有無に関わらず各年度の一定時期に、減損テストを実施しています。

回収可能価額は、「処分コスト控除後の公正価値」と「使用価値」のいずれか高い方となります。

使用価値の評価に際しては、貨幣の時間的価値および当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率により見積もった将来キャッシュ・フローを、現在価値に割り引くことにより測定しております。

資産（または資金生成単位）の回収可能価額が帳簿価額を下回った場合、資産（または資金生成単位）の帳簿価額は回収可能価額まで減額されます。

減損損失を事後に戻入れる場合、当該資産（または資金生成単位）の帳簿価額は、過去の期間において当該資産（または資金生成単位）について認識した減損損失がなかったとした場合の資産（または資金生成単位）の帳簿価額を超えない範囲で、改訂後の見積回収可能価額まで増額しております。

(10) 引当金

引当金は、過去の事象から生じた現在の法的または推定的債務で、当該債務を決済するために経済的便益が流出する可能性が高く、当該債務について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。

引当金は、貨幣の時間的価値の影響が重要な場合、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値および当該負債に特有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて、現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは純損益で認識しております。

主な引当金の内容は以下のとおりであります。

利息返還損失引当金

利息制限法の上限金利を超過して支払った債務者等からの利息の返還請求に備えるため、将来における返還見込額を計上しております。なお、当該利息返還請求額は市場環境等の変化により変動する可能性があります。

#### 資産除去債務

賃借契約終了時に原状回復義務のある賃借事務所の原状回復費用見込額について、資産除去債務を計上しております。これらの費用の金額や支払時期の見積りは、現在の事業計画等に基づくものであり、将来の事業計画等により今後変更される可能性があります。

#### ポイント引当金

販売促進を目的とするポイント制度に基づき、会員へ付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額を計上しております。なお、当該ポイントの会員による利用には不確実性があります。

#### (11) 株式に基づく報酬

当社グループは、取締役および従業員等に対するインセンティブ制度として、持分決済型のストック・オプション制度を導入しております。ストック・オプションは付与日における資本性金融商品の公正価値で測定しております。公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、ブラック・ショールズモデルやモンテカルロ・シミュレーションなどを用いて算定しております。

ストック・オプションの付与日に決定した公正価値は、権利確定期間にわたって定額法により費用計上し、同額を資本の増加として認識しております。また、各四半期末において、最終的に権利が確定すると予想されるストック・オプション数の見積りを見直し、必要に応じて権利確定数の見積りを修正しております。

#### (12) 収益

当社グループにおける主要な売上高はサービスの提供及び物品の販売に関する収益であります。

当社グループにおけるサービスの提供は、主に検索連動型広告、ディスプレイ広告、「ヤフオク!」などのeコマース関連の手数料収入、「Yahoo!プレミアム」などの会員収入からなります。

物品の販売は、主に「ASKUL」におけるオフィス関連商品の販売による収入からなります。

サービスの提供に関する収益は原則として期末時点のその取引の進捗度に応じて認識しております。

検索連動型広告は、ウェブサイト閲覧者が検索連動型広告をクリックした時点で収益を認識しております。ディスプレイ広告は、プレミアム広告および「Yahoo!ディスプレイアドネットワーク(YDN)」等からなります。プレミアム広告は、ウェブサイト上に広告が掲載される期間にわたって収益を認識しております。「Yahoo!ディスプレイアドネットワーク(YDN)」は、ウェブサイト閲覧者がコンテンツページ上の広告をクリックした時点で収益を認識しております。

eコマース関連の手数料収入は、取引が発生した時点で収益を認識しております。

会員収入は、会員資格が有効な期間にわたって収益を認識しております。

物品の販売に関する収益は、物品の所有に伴う重要なリスクおよび経済価値が買手に移転し、販売した物品に対して継続的な関与および実質的な管理上の支配を保持せず、取引に関連した経済的便益が当社グループに流入する可能性が高く、取引に関連して発生した原価および収益の額が信頼性をもって測定できる場合に認識しております。

#### (13) 退職給付

当社グループでは主に確定拠出制度を採用しております。

確定拠出制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した基金に拠出し、その拠出額以上の支払いについて法的または推定的債務を負わない退職給付制度であります。

確定拠出制度への拠出は、従業員がサービスを提供した期間に費用として認識し、未払拠出額を債務として認識しております。

(14) 法人所得税

法人所得税は当期税金および繰延税金から構成され、企業結合から生じる税金、およびその他の包括利益または直接資本に認識する項目から生じる税金を除き、純損益で認識しております。

当期税金

当期税金は税務当局に対する納付または税務当局からの還付が予想される金額で測定し、税額の算定においては、期末に制定または実質的に制定されている税率および税法を使用しております。

繰延税金

繰延税金資産は、将来減算一時差異、繰越欠損金および繰越税額控除について、将来の課税所得により使用できる可能性が高い範囲内で認識しております。また、繰延税金資産は各四半期末に回収可能性の見直しを実施しております。繰延税金負債は、原則として将来加算一時差異について認識しております。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産または負債を認識しておりません。

- ・企業結合以外の取引で、かつ会計上の利益にも課税所得にも影響を及ぼさない取引における資産または負債の当初認識から生じる一時差異
- ・のれんの当初認識から生じる将来加算一時差異
- ・子会社および関連会社に対する投資に係る将来減算一時差異のうち、予測可能な将来に当該一時差異が解消する可能性が低い場合または当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が低い場合
- ・子会社および関連会社に対する投資に係る将来加算一時差異のうち、一時差異の解消時期をコントロールすることができ、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金資産および負債は、期末に制定または実質的に制定されている法律に基づいて、当該資産が実現されるまたは負債が決済される時点において適用されると予測される税率を用いて測定しております。

繰延税金資産および負債は、当期税金資産および負債を相殺する法律上強制力のある権利を有し、かつ、法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合に相殺しております。

(15) 自己株式

自己株式を取得した場合は、直接取引費用を含む税効果考慮後の支払対価を、資本の控除項目として認識しております。自己株式の購入、売却または消却において損益は認識しておりません。なお、帳簿価額と売却時の対価との差額は資本剰余金として認識しております。

(16) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の所有者に帰属する当期利益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して算定しております。

希薄化後1株当たり当期利益は、すべての希薄化効果のある潜在株式が転換されたと仮定して、親会社の所有者に帰属する当期利益および自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数を調整することにより算定しております。

#### 4. 見積り及び判断の利用

IFRSに準拠した連結財務諸表の作成において、経営者は会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積りおよび仮定を設定することが義務付けられております。実際の業績はこれらの見積りと異なる場合があります。

見積りおよびその基礎となる仮定は継続して見直しております。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間および将来の会計期間において認識しております。

会計方針の適用に際して行う判断のうち、連結財務諸表上で認識する金額に最も重要な影響を与える事項は以下のとおりであります。

- ・子会社および関連会社の範囲の決定（「3. 重要な会計方針(1)」）

当連結会計年度および翌連結会計年度において重要な修正をもたらすリスクのある将来に係る仮定および当連結会計期間末におけるその他の見積りの不確実性に関する事項は、主に以下のとおりであります。

- ・有形固定資産、のれんおよび無形資産の減損に関する見積り（「3. 重要な会計方針(1)(9)」、「12. のれんおよび無形資産」）
- ・関連会社株式の減損に関する見積り（「3. 重要な会計方針(1)」）
- ・金融商品の公正価値の測定方法（「3. 重要な会計方針(3)」、「26. 金融商品の公正価値」）
- ・有形固定資産、無形資産の耐用年数および残存価額の見積り（「3. 重要な会計方針(6)(7)」）
- ・引当金の認識・測定における判断および見積り（「3. 重要な会計方針(10)」、「17. 引当金」）
- ・ストック・オプションの公正価値（「3. 重要な会計方針(11)」、「24. 株式に基づく報酬」）
- ・繰延税金資産の回収可能性（「3. 重要な会計方針(14)」、「14. 法人所得税」）

## 5. 企業結合

前連結会計年度（自 2014年4月1日 至 2015年3月31日）

前連結会計年度に生じた主な企業結合は以下のとおりであります。

## ワイジェイカード

## (1) 企業結合の概要

当社は、eコマースの利便性の向上や、更なる取扱高の拡大に加えて、当社が保有する資産やノウハウとのシナジーが見込める決済金融領域を次の新たな事業の柱とするべく、クレジットカード事業を核とするワイジェイカード(株)（2015年1月5日付でケーシー(株)から商号変更）の株式をJトラスト(株)より取得（議決権所有比率：65.0%）いたしました。これにより、ワイジェイカード(株)は当連結会計年度の第4四半期連結会計期間より当社の連結子会社となりました。

## (2) 被取得企業の概要

名称	ワイジェイカード株式会社
事業内容	クレジット、カードローン、信用保証業務等

## (3) 支配獲得日

2015年1月5日

## (4) 支配獲得日現在における支払対価、取得資産および引受負債の公正価値

(単位：百万円)

支払対価の公正価値	
現金	23,228
取得資産および引受負債の公正価値	
流動資産（注）1	42,840
非流動資産	16,708
流動負債（注）1	7,305
非流動負債（注）1	29,438
純資産	22,805
非支配持分（注）2	7,981
のれん（注）3	8,404
合計	23,228

## (注) 1 取得資産および引受負債の詳細

取得資産のうち流動資産には、営業貸付金が32,849百万円含まれております。また、引受負債のうち流動負債および非流動負債には、利息返還損失引当金が24,081百万円含まれております。

## 2 非支配持分

非支配持分は、識別可能な被取得企業の純資産の公正価値に対する持分割合で測定しております。

## 3 のれん

のれんは、今後の事業展開や当社グループと被取得企業とのシナジーにより期待される将来の超過収益力を反映したものであります。

## (5) 企業結合に係る支配獲得日以降の損益情報

当該企業結合に係る支配獲得日以降の損益情報は、連結財務諸表に対する影響額に重要性がないため開示しておりません。

当連結会計年度（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）

当連結会計年度に生じた主な企業結合は以下のとおりであります。

## アスクル

### (1) 企業結合の概要

当社の関連会社であり主にオフィス用品通販サービスを行っているアスクル(株)は、2015年5月19日開催の同社取締役会において決議された自己株式取得の履践により、2015年8月27日（支配獲得日）より新たに当社の子会社となりました。アスクル(株)による自己株式取得の結果、当社の保有するアスクル(株)の議決権比率は41.7%（2015年5月20日現在）から44.4%（2015年8月27日現在）となり、議決権の過半数を保有していませんが、議決権の分散状況および過去の株主総会の投票パターン等を勘案した結果、当社がアスクル(株)を実質的に支配していると判断し、同社を連結子会社化しております。

また、当社が既に保有していたアスクル(株)に対する資本持分を支配獲得日の公正価値で再測定した結果、59,696百万円の段階取得による利益を認識しております。この利益は連結損益計算書上、「企業結合に伴う再測定益」に計上しております。

### (2) 被取得企業の概要

名称                   アスクル株式会社  
事業内容               文房具等およびサービスにおける通信販売事業

### (3) 支配獲得日

2015年8月27日

### (4) 支配獲得日現在における既保有持分、取得資産および引受負債の公正価値、非支配持分およびのれん

(単位：百万円)

既保有持分の公正価値	93,611
取得資産および引受負債の公正価値	
流動資産	90,115
現金及び現金同等物	31,291
営業債権及びその他の債権	45,365
その他	13,458
非流動資産	109,832
有形固定資産	32,314
無形資産	69,124
その他	8,393
流動負債	71,494
営業債務及びその他の債務	56,772
その他	14,722
非流動負債	34,585
純資産	93,868
非支配持分（注）2	54,036
のれん（注）3	53,779
合計	93,611

(注) 1 暫定的な金額の修正

取得対価は、支配獲得日における公正価値を基礎として、取得した資産および引き受けた負債に配分しております。第3四半期連結会計期間において、取得対価の配分が完了したことにより当初の暫定的な金額を修正しております。主な修正内容は次のとおりであります。アスクール(株)の公正価値に関して追加的な分析を行ったことにより、のれんが877百万円増加し、無形資産が2,820百万円、非支配持分が1,096百万円減少しております。

2 非支配持分

非支配持分は、識別可能な被取得企業の純資産の公正価値に対する持分割合で測定しております。

3 のれん

のれんは、今後の事業展開や当社グループと被取得企業とのシナジーにより期待される将来の超過収益力を反映したものであります。

(5) 企業結合に係る支配獲得日以降の損益情報

当連結損益計算書に認識している当該支配獲得日以降における被取得企業の売上高は189,013百万円、当期利益は2,970百万円であります。

なお、上記の当期利益には、支配獲得日に認識した無形資産の償却費等が含まれております。

一休

(1) 企業結合の概要

当社は、当社の戦略上重要な位置づけであるeコマース革命を通じた成長の実現を一層確実にすることを目的として、2015年12月15日開催の取締役会において決議された(株)一休の株式等に対する公開買付を実施してきましたが、2016年2月3日をもって終了し、(株)一休の普通株式27,480,682株を現金94,341百万円にて取得いたしました。これにより、当社の(株)一休に対する議決権割合は94.3%となり、同社を連結子会社化しております。

(2) 被取得企業の概要

名称 株式会社一休  
事業内容 ホテル・レストラン予約サイト等のインターネットサイト運営事業

(3) 支配獲得日

2016年2月3日

(4) 支配獲得日現在における既保有持分、取得資産および引受負債の公正価値、非支配持分およびのれん

(単位：百万円)

支払対価の公正価値	
現金	94,341
取得資産および引受負債の公正価値	
流動資産	8,934
非流動資産(注)1	27,313
流動負債	4,270
非流動負債	8,177
純資産	23,799
非支配持分(注)2	1,503
のれん(注)3	72,044
合計	94,341

(注) 1 取得資産の詳細

取得資産のうち非流動資産には、無形資産が26,183百万円含まれております。

2 非支配持分

非支配持分は、識別可能な被取得企業の純資産の公正価値に対する持分割合で測定しております。

3 のれん

のれんは、今後の事業展開や当社グループと被取得企業とのシナジーにより期待される将来の超過収益力を反映したものであります。

(5) 企業結合に係る支配獲得日以降の損益情報

当該企業結合に係る支配獲得日以降の損益情報は、連結財務諸表に対する影響額に重要性がないため開示しておりません。

(プロフォーマ情報(非監査情報))

上記の企業結合が前連結会計年度期首である2014年4月1日に完了したと仮定した場合のプロフォーマ情報は連結財務諸表に対する影響額に重要性がないため開示しておりません。また、当連結会計年度期首である2015年4月1日に完了したと仮定した場合のプロフォーマ情報は連結売上高776,974百万円、連結利益173,290百万円であります。

プロフォーマ情報には、実際の支配獲得日に認識した無形資産の償却費の増加等が反映されております。

## 6. セグメント情報

## (1) 報告セグメント

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、「マーケティングソリューション事業」および「コンシューマ事業」の2つを報告セグメントとしております。

「マーケティングソリューション事業」は、主に広告商品の企画・販売・掲載をするための各サービスの企画・運営、情報掲載サービスの提供およびその他法人向けサービスの提供をしております。

「コンシューマ事業」は、ショッピング、ヤフオク、パーソナルの3つの事業セグメントからなっております。これらの事業セグメントは、中小企業や個人向けにインターネットを介して商品の販売やサービスの企画・提供を行っており、類似した事業的特徴を共有しております。また、取扱高等の経済的指標を検討した結果、類似した経済的特徴を共有していると判断したため、これらの事業セグメントを集約して報告しております。なお、第2四半期連結会計期間からアスクル(株)を連結子会社化したことにより、「コンシューマ事業」にアスクル(株)の支配獲得日以降の業績および企業結合に伴う再測定益59,696百万円が含まれております。(「5. 企業結合」参照)

「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、決済金融関連サービスおよびクラウド関連サービス等を含んでおります。

各報告セグメントの会計方針は、「3. 重要な会計方針」に記載している当社グループの会計方針と同一であります。セグメント利益は連結損益計算書の営業利益と調整を行っており、セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。セグメント間の売上高は市場実勢価格に基づいております。

なお、2015年4月1日以降、サービスの効率的な提供に重点を置き、迅速に市場の変化に対応するため、一部のサービスおよび連結子会社をセグメント間で移管しております。

移管の主な内容は、以下のとおりであります。

第1四半期連結会計期間において、ゲームおよび不動産関連サービスを「マーケティングソリューション事業」から「コンシューマ事業」へ、連結子会社である(株)IDCフロンティアおよびファーストサーバ(株)を含むクラウド関連サービスを「マーケティングソリューション事業」から「その他」へ移管しております。

また、第3四半期連結会計期間より、連結子会社である(株)パリューコマースを「マーケティングソリューション事業」から「コンシューマ事業」へ移管しております。

これに伴い、前連結会計年度のセグメント情報を修正再表示しております。

当社グループのセグメント情報は以下のとおりであります。

前連結会計年度(自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	調整額	連結
	マーケティングソリューション事業	コンシューマ事業	合計			
売上高						
外部顧客への売上高	260,273	123,254	383,527	44,959		428,487
セグメント間の売上高	125	5,383	5,509	3,269	8,779	
合計	260,398	128,638	389,037	48,229	8,779	428,487
セグメント利益	143,714	68,837	212,552	15,760	31,100	197,212
その他の営業外収益						10,637
その他の営業外費用						1,224
持分法による投資損益(は損失)						1,672
税引前利益						208,298
その他の項目						
減価償却費及び償却費	2,818	2,134	4,952	5,105	6,876	16,935

当連結会計年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	調整額	連結
	マーケティング ソリューション事業	コンシューマ 事業	合計			
売上高						
外部顧客への売上高	274,953	320,892	595,845	56,481		652,327
セグメント間の売上高	2,375	5,464	7,839	3,744	11,584	
合計	277,329	326,356	603,685	60,226	11,584	652,327
セグメント利益	144,533	119,590	264,123	6,558	45,684	224,997
その他の営業外収益						3,016
その他の営業外費用						2,746
持分法による投資損益(は損失)						1,317
税引前利益						226,585
その他の項目						
減価償却費及び償却費	3,613	8,252	11,866	6,937	11,894	30,697

(2) サービス別情報

外部顧客への売上高

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
広告	249,828	266,911
ビジネス	70,107	251,530
パーソナル	108,551	133,885
合計	428,487	652,327

	主なサービス内容
広告	・ 検索連動型広告やディスプレイ広告などの広告関連サービス
ビジネス	・ データセンター関連などの法人向けサービス ・ 「Yahoo!不動産」などの情報掲載サービス ・ 「ASKUL」などの物品販売サービス
パーソナル	・ 「ヤフオク!」や「Yahoo!ショッピング」などのeコマース関連サービス ・ 「Yahoo!プレミアム」や「Yahoo! BB」などの会員向けサービス ・ 「LOHACO」などの物品販売サービス

## 7. 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年3月31日)	当連結会計年度 (2016年3月31日)
現金および要求払預金	156,755	214,381
定期預金(預入期間が3ヶ月以内)	347,181	230,784
その他		3,998
合計	503,937	449,164

## 8. 営業債権及びその他の債権

営業債権及びその他の債権の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年3月31日)	当連結会計年度 (2016年3月31日)
売掛金	67,261	123,442
営業貸付金	35,163	69,863
外国為替取引顧客預託金	90,402	78,560
その他	24,909	33,892
合計	217,736	305,758

## 9. その他の金融資産

その他の金融資産の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年3月31日)	当連結会計年度 (2016年3月31日)
株式	30,554	43,119
デリバティブ資産	17,030	21,072
敷金及び保証金	12,604	16,681
債券	9,360	9,347
その他	4,457	10,218
合計	74,006	100,439
流動資産	15,901	30,118
非流動資産	58,104	70,321

## 10. その他の資産

その他の流動資産およびその他の非流動資産の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年3月31日)	当連結会計年度 (2016年3月31日)
前払費用	5,287	7,395
投資不動産	1,488	
その他	428	1,341
合計	7,204	8,737
流動資産	3,832	6,436
非流動資産	3,372	2,300

## 11. 有形固定資産

有形固定資産の帳簿価額の増減および取得原価、減価償却累計額および減損損失累計額は、以下のとおりであります。

帳簿価額

(単位：百万円)

	建物および 構築物	工具、器具 および備品	機械装置 および 運搬具	土地	建設仮勘定	その他	合計
2014年4月1日	17,372	25,043	12,245	5,425	58		60,145
取得	893	12,426	1,107		1,233		15,660
企業結合	519	619		1,729	322		3,191
処分	84	310	35				430
減価償却費	1,699	7,524	1,626				10,850
科目振替		545	384		930		
その他	55	130	60		3		250
2015年3月31日	16,947	30,668	12,014	7,154	680		67,465
取得	3,956	21,815	2,267	297	6,961	1,131	36,428
企業結合	13,717	1,173	5,917	9,436	2,256		32,501
処分	56	866	82	0		50	1,055
減価償却費	4,766	10,053	2,173			128	17,122
科目振替	2,063	1,535	1,238		4,837		
その他	3,373	237	63		155		2,916
2016年3月31日	35,235	44,034	19,117	16,888	4,905	952	121,133

取得原価

(単位：百万円)

	建物および構築物	工具、器具および備品	機械装置および運搬具	土地	建設仮勘定	その他	合計
2014年4月1日	27,634	53,177	21,425	5,425	58		107,722
2015年3月31日	28,835	60,563	22,510	7,154	680		119,743
2016年3月31日	51,851	79,056	31,442	16,888	4,905	1,077	185,221

減価償却累計額および減損損失累計額

(単位：百万円)

	建物および構築物	工具、器具および備品	機械装置および運搬具	土地	建設仮勘定	その他	合計
2014年4月1日	10,261	28,134	9,180				47,576
2015年3月31日	11,888	29,894	10,495				52,277
2016年3月31日	16,616	35,021	12,325			125	64,087

12. のれんおよび無形資産

のれんおよび無形資産の帳簿価額の増減および取得原価、償却累計額および減損損失累計額は以下のとおりであります。

帳簿価額

(単位：百万円)

	のれん	耐用年数を確定 できない無形資産	耐用年数を確定 できる無形資産			合計
		商標権	ソフトウェア	顧客基盤	その他	
2014年4月1日	15,808		13,655	3,728	475	33,668
取得			5,358		2,010	7,369
内部開発			7,428			7,428
企業結合	11,864		2,615	4,650	41	19,171
処分			1,615		0	1,615
償却費			4,939	888	103	5,931
その他			35			35
2015年3月31日	27,673		22,468	7,490	2,423	60,055
取得			3,907		2,749	6,657
内部開発			9,147			9,147
企業結合	128,688	30,250	8,244	56,680	149	224,013
処分			1,506		0	1,506
償却費			9,500	3,414	443	13,358
その他			67		2	65
2016年3月31日	156,362	30,250	32,829	60,755	4,876	285,073

取得原価

(単位：百万円)

	のれん	耐用年数を確定 できない無形資産	耐用年数を確定 できる無形資産			合計
		商標権	ソフトウェア	顧客基盤	その他	
2014年4月1日	15,808		37,774	4,710	979	59,273
2015年3月31日	27,673		50,978	9,360	3,030	91,041
2016年3月31日	156,362	30,250	70,190	66,040	5,798	328,641

償却累計額および減損損失累計額

(単位：百万円)

	のれん	耐用年数を確定 できない無形資産	耐用年数を確定 できる無形資産			合計
		商標権	ソフトウェア	顧客基盤	その他	
2014年4月1日			24,119	981	504	25,604
2015年3月31日			28,509	1,869	606	30,985
2016年3月31日			37,360	5,284	922	43,568

商標権の一部について、事業を継続する限り基本的に存続するため、耐用年数を確定できないと判断し、償却しておりません。

顧客基盤は、被取得企業の企業結合時に存在した顧客から期待される将来の超過収益力を反映したものであります。

償却費は、連結損益計算書上、「売上原価」および「販売費及び一般管理費」に含めて表示しております。

前連結会計年度および当連結会計年度において費用として認識した研究開発費は、それぞれ275百万円、289百万円であります。

当連結会計年度における、ソフトウェアに関連する自己創設無形資産の帳簿価額は16,117百万円（前連結会計年度14,762百万円）であります。

のれんおよび耐用年数を確定できない無形資産の資金生成単位グループへの配分額は、以下のとおりであります。

のれん

(単位：百万円)

報告セグメント	資金生成単位グループ	2015年3月31日	2016年3月31日
マーケティングソリューション事業	マーケティングソリューション	10,905	10,904
コンシューマ事業	ショッピング	125	56,724
	一休		72,044
	その他	250	250
	決済金融	16,391	16,437
合計		27,673	156,362

耐用年数を確定できない無形資産

(単位：百万円)

報告セグメント	資金生成単位グループ	2015年3月31日	2016年3月31日
コンシューマ事業	ショッピング		20,130
	一休		10,120
合計			30,250

のれんおよび耐用年数を確定できない無形資産の減損テストにおける回収可能価額は使用価値に基づき算定しております。

使用価値は、経営者が承認した事業計画と成長率を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を現在価値に割り引いて算定しております。事業計画は原則として5年を限度としており、業界の将来の趨勢に関する経営者の評価と過去のデータを反映したものであり、外部情報および内部情報に基づき作成しております。永続成長率は資金生成単位が属する市場もしくは国の長期平均成長率を勘案して決定しております。前連結会計年度において使用した永続成長率は1.9%であり、当連結会計年度において使用した永続成長率は1.7%であります。また、使用価値の測定で使用した税引前割引率は、前連結会計年度においては8.3～11.8%、当連結会計年度においては8.1～13.8%であります。

使用価値は当該資金生成単位の帳簿価額を十分に上回っており、使用価値算定に用いた税引前割引率および永続成長率について合理的な範囲で変動があった場合にも、使用価値が帳簿価額を下回ることはないと考えております。

13. 他の企業への関与の開示

(1) 子会社

当社の主要な子会社の状況は、以下のとおりであります。

会社名	住 所	議決権所有割合(%)	
		前連結会計年度 (2015年3月31日)	当連結会計年度 (2016年3月31日)
ワイズ・スポーツ(株)	東京都港区	100.0	100.0
(株)ネットラスト	東京都港区	75.0	75.0
ワイズ・インシュアランス(株)	東京都港区	60.0	60.0
ファーストサーバ(株)	大阪府中央区	100.0	100.0
(株)IDCフロンティア	東京都新宿区	100.0	100.0
(株)GYAO	東京都港区	66.7	66.7
YJキャピタル(株)	東京都港区	100.0	100.0
YJ1号投資事業組合	東京都港区		
バリューコマース(株)	東京都港区	50.5	50.5
(株)カービュー	東京都港区	100.0	100.0
ワイジェイFX(株)	東京都港区	100.0	100.0
シナジーマーケティング(株)	大阪府北区	100.0	100.0
YJ2号投資事業組合	東京都港区		
ワイジェイカード(株)	福岡市博多区	65.0	65.0
アスクール(株) (注)1	東京都江東区	41.8	44.4
(株)エコ配	東京都港区		68.5 (68.5)
(株)一休 (注)2	東京都港区		100.0

- (注) 1 アスクール(株)は、2015年5月19日開催の同社取締役会において決議された自己株式取得の履践により、2015年8月27日(支配獲得日)より新たに当社の子会社となりました。アスクール(株)による自己株式取得の結果、当社の保有するアスクール(株)の議決権比率は41.7%(2015年5月20日現在)から44.4%(2015年8月27日現在)となり、議決権の過半数を保有していませんが、議決権の分散状況および過去の株主総会の投票パターン等を勘案した結果、当社がアスクール(株)を実質的に支配していると判断し、同社を子会社化しております。(「5. 企業結合」参照)
- 2 当社は、2016年2月3日に(株)一休の普通株式を取得し、同社を連結子会社化しております。(「5. 企業結合」参照)その後、当社は、(株)一休の完全子会社化の手続きを実行し、当連結会計年度末において完了しております。
- 3 「議決権所有割合」欄の(内書)は間接所有割合であります。

(2)当社にとって重要な非支配持分がある子会社の要約連結財務情報等

a. アスクル(アスクル(株)およびその傘下の会社)

(a) 一般的情報

	当連結会計年度 (2016年3月31日)
非支配持分が保有する所有持分の割合(%)	55.6
子会社グループの非支配持分の累積額(百万円)	55,250

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (自2015年4月1日 至2016年3月31日)
子会社グループの非支配持分に配分された純損益	1,567

(b) 要約連結財務情報

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (2016年3月31日)
流動資産	100,355
非流動資産	117,437
流動負債	86,349
非流動負債	32,835
資本	98,608

上記の非流動資産には、企業結合により取得したのれん53,779百万円を含めておりません。

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (自2015年4月1日 至2016年3月31日)
売上高	189,013
当期利益	2,970
包括利益	2,642

上記は、アスクルの支配獲得日以降の売上高、当期利益および包括利益です。

アスクルの支配獲得日以降、アスクルから非支配持分に支払われた配当金は432百万円です。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2015年 4月 1日 至 2016年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー(純額)	8,709
投資活動によるキャッシュ・フロー(純額)	8,250
財務活動によるキャッシュ・フロー(純額)	5,629
現金及び現金同等物に係る換算差額	1
現金及び現金同等物の増減額(は減少額)	5,171

上記は、アスクルの支配獲得日以降のキャッシュ・フローです。

(3)持分法で会計処理されている投資

個々に重要性のない持分法で会計処理されている投資の帳簿価額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年 3月31日)	当連結会計年度 (2016年 3月31日)
帳簿価額	61,671	34,257

個々に重要性のない持分法で会計処理されている投資に関する財務情報は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2014年 4月 1日 至 2015年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2015年 4月 1日 至 2016年 3月31日)
当期利益の当社グループ持分	1,672	1,317
その他の包括利益の当社グループ持分	975	236
当期包括利益の当社グループ持分	2,648	1,080

(4)ストラクチャード・エンティティ

当社グループは、国内外での投資活動を行うため、投資事業組合等を通じて投資活動を行っております。投資事業組合は、組合員たる投資家から資金を集め、出資先企業に対し主として出資の形で資金を供給する組合であり、支配しているかを決定する際の決定的要因が議決権でないように組成されております。

また、非連結のストラクチャード・エンティティとして、投資先の選定等の経営方針について支配していない投資事業組合等への投資を行っております。非連結のストラクチャード・エンティティについては、資産および負債に対して財務的支援を提供する取り決め等は行っておりません。

そのため、当社グループが非連結のストラクチャード・エンティティへの関与により晒されている損失の最大エクスポージャーは、帳簿価額に限定されており、それらの内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年 3月31日)	当連結会計年度 (2016年 3月31日)
その他の金融資産(非流動)	3,534	5,989

なお、当該最大エクスポージャーは、生じ得る最大の損失額を示すものであり、その発生可能性を示すものではありません。

14. 法人所得税

(1) 繰延税金

繰延税金資産および繰延税金負債の変動の内訳は以下のとおりであります。  
前連結会計年度(2015年3月31日)

(単位：百万円)

	2014年 3月31日	当期利益の 認識額	その他の包括利 益の認識額	その他 (注) 1	2015年 3月31日
繰延税金資産					
未払法人所得税	3,039	676		7	2,370
有形固定資産および無形資産	3,929	1,657		35	5,622
繰越欠損金	173	11			162
従業員給付に係る負債 (注) 2	3,674	253		5	3,426
売却可能金融資産	5,463	4,461		3	1,005
利息返還損失引当金		687		8,885	8,198
その他	2,877	635		2,121	4,362
相殺前 繰延税金資産合計	19,156	5,068		11,059	25,148
資産・負債の相殺	6,688				10,042
相殺後 繰延税金資産合計	12,468				15,105
繰延税金負債					
有形固定資産および無形資産	1,534	481		1,547	2,601
売却可能金融資産	5,191		722	59	4,528
その他		696		3,638	2,942
相殺前 繰延税金負債合計	6,725	1,177	722	5,245	10,071
資産・負債の相殺	6,688				10,042
相殺後 繰延税金負債合計	37				28

(注) 1 主に、ワイジェイカード(株)を子会社化したことによるものであります。

2 従業員給付に係る負債には、賞与および有給休暇にかかる負債が含まれております。

当連結会計年度(2016年3月31日)

(単位：百万円)

	2015年 3月31日	当期利益の 認識額	その他の包括利 益の認識額	その他 (注) 1	2016年 3月31日
繰延税金資産					
未払法人所得税	2,370	495		88	1,962
有形固定資産および無形資産	5,622	2,805		450	8,877
繰越欠損金	162	3,361		1,226	4,750
従業員給付に係る負債(注) 2	3,426	623		242	4,292
売却可能金融資産	1,005	661		0	1,667
利息返還損失引当金	8,198	1,230			6,968
その他	4,362	766		1,246	6,375
相殺前 繰延税金資産合計	25,148	6,491		3,253	34,893
資産・負債の相殺	10,042				11,562
相殺後 繰延税金資産合計	15,105				23,331
繰延税金負債					
有形固定資産および無形資産	2,601	2,840		30,769	30,530
売却可能金融資産	4,528	180	604	144	5,457
その他	2,942	147			3,090
相殺前 繰延税金負債合計	10,071	2,512	604	30,913	39,078
資産・負債の相殺	10,042				11,562
相殺後 繰延税金負債合計	28				27,515

(注) 1 主に、アスクル(株)および(株)一休を子会社化したことによるものであります。

2 従業員給付に係る負債には、賞与および有給休暇にかかる負債が含まれております。

当社グループにおいて、損失が生じている納税主体に帰属している繰延税金資産は前連結会計年度(2015年3月31日)6,673百万円、当連結会計年度(2016年3月31日)8,961百万円であります。これらの繰延税金資産については、将来の課税所得により使用できる可能性が高い範囲で認識しております。

繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異および繰越欠損金(繰越期限別内訳)は以下のとおりであります。なお、将来減算一時差異および繰越欠損金は税額ベースであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年3月31日)	当連結会計年度 (2016年3月31日)
将来減算一時差異	644	1,592
繰越欠損金		
繰越期限1年以内		
繰越期限1年超5年以内		654
繰越期限5年超	354	1,564
繰越欠損金合計	354	2,218

繰延税金負債を認識していない子会社等に対する持分に係る将来加算一時差異の総額(所得ベース)は、前連結会計年度(2015年3月31日)22,704百万円、当連結会計年度(2016年3月31日)27,689百万円であります。

## (2) 法人所得税

法人所得税の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自2014年4月1日 至2015年3月31日)	当連結会計年度 (自2015年4月1日 至2016年3月31日)
当期税金	70,475	63,096
繰延税金	3,890	9,003
合計	74,365	54,092

### 前連結会計年度(2015年3月31日)

「所得税法等の一部を改正する法律」(2015年法律第9号)、および「地方税法等の一部を改正する法律」(2015年法律第2号)が2015年3月31日に国会で成立し、2015年4月1日以降開始する事業年度より法人税率等が変更されることになりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、前連結会計年度の35.64%から、回収又は支払いが見込まれる期間が2015年4月1日から2016年3月31日までのものは33.26%、2016年4月1日以降のものについては32.35%へ変更しております。この変更により、法人所得税が2,140百万円増加しております。

### 当連結会計年度(2016年3月31日)

「所得税法等の一部を改正する法律」(2016年法律第15号)、および「地方税法等の一部を改正する等の法律」(2016年法律第13号)が2016年3月29日に国会で成立し、2016年4月1日以降開始する事業年度より法人税率等が変更されることになりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、前連結会計年度の33.26%から、回収又は支払いが見込まれる期間が2016年4月1日から2018年3月31日までのものは30.86%、2018年4月1日以降のものについては30.62%へ変更しております。なお、この変更による影響額は軽微であります。

各年度の法定実効税率と実際負担税率との調整は以下のとおりであります。実際負担税率は税引前利益に対する法人所得税の負担割合を表示しております。

(単位：%)

	前連結会計年度 (自 2014年 4月 1日 至 2015年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2015年 4月 1日 至 2016年 3月31日)
法定実効税率	35.64	33.06
税率変更による影響	1.06	0.11
段階的に取得された関連会社投資の再測定益	1.07	
企業結合に伴う再測定益		8.71
関連会社投資の負ののれん発生益	0.56	
その他	0.63	0.59
実際負担税率	35.70	23.87

#### 15. 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年 3月31日)	当連結会計年度 (2016年 3月31日)
買掛金	14,820	69,819
外国為替取引顧客預り証拠金	97,177	95,285
未払金	35,789	74,589
その他	11,190	31,073
合計	158,979	270,766

#### 16. その他の金融負債

その他の金融負債の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年 3月31日)	当連結会計年度 (2016年 3月31日)
借入金(注)	700	20,151
デリバティブ負債	9,070	3,752
その他	821	4,946
合計	10,591	28,850
流動負債	9,671	18,287
非流動負債	920	10,562

(注) 借入金のうち1年内返済予定のものは前連結会計年度600百万円、当連結会計年度14,538百万円であります。

17. 引当金

引当金の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年3月31日)	当連結会計年度 (2016年3月31日)
利息返還損失引当金(注)1、2	23,357	20,280
資産除去債務(注)1	2,738	7,374
その他(注)1、3	3,144	4,981
合計	29,240	32,636
流動負債	6,398	12,547
非流動負債	22,841	20,089

(注) 1 各引当金の詳細は「3. 重要な会計方針(10) 引当金」に記載のとおりであります。

2 利息返還損失引当金は、過去のリスク総額に対する返還実績率および時効到来率等に基づいて、将来、利息返還請求を受けることが見込まれる期間にわたって、返還見込額を算定しております。

3 「その他」の引当金は、主にポイント引当金であります。

引当金の増減内容は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	利息返還損失引当金	資産除去債務	その他	合計
2015年4月1日	23,357	2,738	3,144	29,240
期中増加額(繰入)		3,548	4,817	8,365
期中増加額(企業結合)		1,100	451	1,551
時の経過による増加額		72		72
期中減少額(目的使用)	3,076	69	503	3,650
その他		16	2,927	2,943
2016年3月31日	20,280	7,374	4,981	32,636

18. 購入コミットメント

当連結会計年度の財・サービスの購入に関するコミットメントは、19,576百万円(前連結会計年度12,233百万円)であります。

主としてデータセンターや新オフィスに係る資産の購入に関する未履行の契約によるものであります。

19. その他の負債

その他の流動負債およびその他の非流動負債の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年3月31日)	当連結会計年度 (2016年3月31日)
前受金	9,296	10,914
未払賞与	5,215	6,371
未払有給休暇	4,036	5,907
未払消費税等	11,063	2,908
その他	5,524	13,380
合計	35,136	39,483
流動負債	31,651	33,638
非流動負債	3,485	5,844

20. 退職給付

当社および一部の連結子会社は、主に確定拠出年金制度を採用しております。

確定拠出制度に係る退職給付費用は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
確定拠出年金への掛金支払額	497	860

なお、当社および一部の連結子会社は、総合設立型の厚生年金基金である関東ITソフトウェア厚生年金基金に加入していましたが2015年4月1日付で同基金を脱退いたしました。これによる影響は軽微であります。

21. リース取引

1. ファイナンス・リース取引

(1) 借主側

当社グループはファイナンス・リースに分類される機械装置、ソフトウェアおよびシステム関連機器等の賃借を行っております。また、変動リース料、購入選択権、エスカラーション条項およびリース契約によって課された制限（配当、追加借入および追加リースに関する制限など）はありません。

前連結会計年度および当連結会計年度におけるリース資産の減価償却累計額および減損損失累計額控除後の帳簿価額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年3月31日)	当連結会計年度 (2016年3月31日)
ソフトウェア	438	336
機械装置および運搬具		3,967
工具、器具および備品	377	424
合計	815	4,728

ファイナンス・リースに基づく期日別の将来最低支払リース料及び将来最低支払リース料の現在価値の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	将来最低支払リース料総額		将来最低支払リース料総額の現在価値	
	前連結会計年度 (2015年3月31日)	当連結会計年度 (2016年3月31日)	前連結会計年度 (2015年3月31日)	当連結会計年度 (2016年3月31日)
1年以内	220	978	201	895
1年超5年以内	549	2,633	528	2,432
5年超		1,776		1,709
合計	770	5,388	730	5,037
控除：将来財務費用	39	350		
将来最低支払リース料総額の現在価値	730	5,037		

## 2. オペレーティング・リース取引

### (1) 借主側

当社グループはオペレーティング・リースに分類されるオフィスビルおよびデータセンター用の建物等の貸借を行っており、一部のオペレーティング・リース契約には、自動更新オプションが付されております。また、変動リース料、購入選択権、エスカレーション条項およびリース契約によって課された制限（配当、追加借入および追加リースに関する制限など）はありません。当連結会計年度に費用として認識した支払リース料は11,733百万円（前連結会計年度9,863百万円）であります。

#### 解約不能オペレーティング・リース

解約不能オペレーティング・リースに基づく将来の最低支払リース料の支払期日別の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年3月31日)	当連結会計年度 (2016年3月31日)
1年以内	8,206	11,302
1年超5年以内	5,724	37,464
5年超	585	15,741
合計	14,516	64,508

### (2) 貸主側

#### 解約不能オペレーティング・リース

当社グループはオペレーティング・リースに分類されるサーバ等のデータセンターサービスの貸借を行っております。解約不能オペレーティング・リースに基づく将来の最低受取リース料の受取期日別の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年3月31日)	当連結会計年度 (2016年3月31日)
1年以内	2,242	2,383
1年超5年以内	736	675
合計	2,979	3,058

## 22. 資本金およびその他の資本項目

## (1) 資本金および自己株式

当社の授権株式数および発行済株式数は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
授権株式数		
普通株式	24,160,000,000	24,160,000,000
発行済株式数		
期首	5,694,900,600	5,694,945,000
期中増加	(注) 44,400	(注) 346,400
期中減少		
期末	5,694,945,000	5,695,291,400

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

上記の発行済株式数に含まれる自己株式数は、それぞれ前連結会計年度2,800,000株、当連結会計年度2,800,000株であります。

## (2) 剰余金

## 資本剰余金

会社法では、株式の発行に対しての払込み又は給付に係る額の2分の1以上を資本金に組み入れ、残りは資本剰余金に含まれる資本準備金に組み入れることが規定されております。資本準備金は株主総会の決議により、資本金に組み入れることができます。

## 利益剰余金

会社法では、剰余金の配当により減少する剰余金の額の10分の1を、資本準備金および利益剰余金に含まれる利益準備金の合計額が資本金の4分の1に達するまで、資本準備金または利益準備金として積み立てることが規定されております。積み立てられた利益準備金は、欠損填補に充当できます。また、株主総会の決議をもって、利益準備金を取り崩すことができます。

23. 配当金

配当金の総額は以下のとおりであります。

決議	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
前連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日) 2014年5月16日 取締役会	25,223	4.43	2014年3月31日	2014年6月5日
当連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日) 2015年5月21日 取締役会	50,432	8.86	2015年3月31日	2015年6月4日

また、配当の効力発生日が翌年度となるものは以下のとおりであります。

決議	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2016年5月18日 取締役会	50,435	8.86	2016年3月31日	2016年6月7日

## 24. 株式に基づく報酬

当社および一部の子会社は、株式に基づく報酬として、ストック・オプション制度を導入しております。

株式に基づく報酬は、各社の株主総会・取締役会において承認された内容に基づき、各社の役員および従業員に付与しております。

株式に基づく報酬は、持分決済型株式報酬として会計処理しており、持分決済型株式報酬に関する費用を、当連結会計年度において10百万円（前連結会計年度30百万円）計上しております。

## (1) スtock・オプション制度の内容

前連結会計年度および当連結会計年度において存在する当社のストック・オプション制度は、以下のとおりであります。なお、一部の子会社の発行するストック・オプションは重要性が乏しいため、開示を省略しております。

当社は役員および従業員に対し、ストック・オプションを付与しております。ストック・オプションの行使により付与される株式は、当社が発行する株式であります。

発行年度・名称	付与日	行使期限
2005年度（注）1	2006年5月2日	2015年6月17日
2006年度（注）1	自2006年9月6日 至2007年2月7日	自2016年8月23日 至2017年1月24日
2007年度（注）1	自2007年5月8日 至2008年2月13日	自2017年4月24日 至2018年1月30日
2008年度（注）1	自2008年5月9日 至2009年2月10日	自2018年4月25日 至2019年1月27日
2009年度（注）1	自2009年5月12日 至2010年2月10日	自2019年4月28日 至2020年1月27日
2010年度（注）1	自2010年5月11日 至2011年2月8日	自2020年4月27日 至2021年1月25日
2011年度（注）1	自2011年6月3日 至2012年2月17日	自2021年5月20日 至2022年2月3日
2012年度 第1回（注）1 第2回（注）2	2012年5月16日 2013年3月1日	2022年5月2日 2023年2月28日
2013年度 第1回（注）3 第2回（注）4	2013年5月17日 2013年11月19日	2023年5月16日 2023年11月18日
2014年度 第1回（注）4	2014年5月26日	2024年5月25日

## (注) 1 権利確定条件

主に付与日から2年経過後段階的に権利が確定します。段階的な権利確定は付与日から2年後に全体の付与数の2分の1が、その後の2年間で各年ごとに全体の付与数の4分の1ずつ確定します。

権利確定に際し、付与日から権利確定日まで在籍していることが求められ、権利確定後であっても退職した場合は権利を失効します。

## 2 権利確定条件

2014年3月期から2019年3月期までのいずれかの期の営業利益が下記(a)または(b)に掲げる各金額を超過した場合、営業利益の水準を最初に充たした期に応じて、それぞれ定められた割合の個数が確定します。

### (a) 営業利益が2,500億円を超過した場合

達成期：2016年3月期まで 行使可能割合：20%

達成期：2017年3月期 行使可能割合：14%

達成期：2018年3月期 行使可能割合：8%

達成期：2019年3月期 行使可能割合：2%

### (b) 営業利益が3,300億円を超過した場合

達成期：2016年3月期まで 行使可能割合：80%

達成期：2017年3月期 行使可能割合：56%

達成期：2018年3月期 行使可能割合：32%

達成期：2019年3月期 行使可能割合：8%

権利確定に際し、付与日から権利確定日まで在籍していることが求められ、権利確定後であっても退職した場合は権利を失効します。

## 3 権利確定条件

2014年3月期から2019年3月期までのいずれかの期の営業利益が下記(a)または(b)に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数を行使できます。

(a) 営業利益が2,500億円を超過した場合 行使可能割合：20%

(b) 営業利益が3,300億円を超過した場合 行使可能割合：80%

権利確定に際し、付与日から権利確定日まで在籍していることが求められ、権利確定後であっても退職した場合は権利を失効します。

## 4 権利確定条件

2015年3月期から2019年3月期までのいずれかの期において、営業利益が3,300億円を超過した場合に行使することができます。

権利確定に際し、付与日から権利確定日まで在籍していることが求められ、権利確定後であっても退職した場合は権利を失効します。

## (2) 期中に付与したストック・オプションの公正価値

該当事項はありません。

(3) 期中におけるストック・オプションの増減および期末におけるストック・オプションの状況

期中におけるストック・オプションの増減および期末におけるストック・オプションの状況は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)		当連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	
	株式数 (株)	加重平均 行使価格 (円)	株式数 (株)	加重平均 行使価格 (円)
期首未行使残高	64,012,500	427	65,586,700	429
期中付与	1,950,000	492		
期中失効	331,400	475	1,260,700	450
期中行使	44,400	325	346,400	331
期中満期到来			6,100	680
期末未行使残高	65,586,700	429	63,973,500	429
期末行使可能残高	3,583,700	366	3,522,500	360

なお、2016年3月31日における未行使残高の状況は以下のとおりであります。

行使価格帯 (円)	株式数 (株)	加重平均 行使価格 (円)	加重平均 残存契約年数 (年)
201～300	943,400	270	5.4
301～400	25,537,700	324	6.8
401～500	12,256,300	486	6.7
501～600	25,236,100	514	7.6
合計	63,973,500	429	7.1

(4) 期中に権利が行使されたストック・オプション

期中に権利が行使されたストック・オプションの権利行使時の加重平均株価は、以下のとおりであります。

発行年度・名称	前連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)		発行年度・名称	当連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	
	行使株数 (株)	権利行使時の 加重平均株価 (円)		行使株数 (株)	権利行使時の 加重平均株価 (円)
2006年度	200	436	2006年度	9,900	550
2007年度	7,600	465	2007年度	34,400	530
2008年度	3,000	458	2008年度	49,900	523
2009年度	15,500	455	2009年度	46,000	505
2010年度	8,200	441	2010年度	80,500	508
2011年度	9,400	448	2011年度	116,500	504
2012年度	500	446	2012年度	9,200	500

## 25. 金融商品

### (1) 資本管理

当社グループは、中長期に持続的成長を続け企業価値を最大化するために、最適な資本構成を実現し維持することを資本管理の基本方針としております。

なお、当社グループの子会社は金融商品取引法等に基づく資本規制の対象となっており、一定水準以上の自己資本規制比率や純資産の額を維持しております。

当社グループの子会社が適用を受ける重要な資本規制は以下のとおりであります。

#### ワイジェイFX(株)

ワイジェイFX(株)は金融商品取引法およびその他関連する法令諸規則に基づき、固定化されていない自己資本（流動性資産）の額を次に掲げる3つのリスク相当額の合計額で除した比率が120%以上となるよう維持する義務があります。

- ）市場リスク（株価や金利、為替相場の変動などにより保有する資産に対して発生するリスク）相当額
- ）取引先リスク（金融商品取引を行う相手方に起因して生じることが想定されるリスク）相当額
- ）基礎的リスク（事務処理の誤りなど日常業務を遂行する上で発生するリスク）相当額

#### ワイジェイカード(株)

ワイジェイカード(株)は貸金業法および割賦販売法その他関連する法令諸規則に基づき、純資産の額（資産の合計額から負債の合計額を控除した額）を一定水準以上に保つことが義務付けられております。具体的には、次の2つの金額が最低限満たすべき純資産の額となります。

- ）50百万円
- ）資本金または出資の額の100分の90に相当する額

前連結会計年度および当連結会計年度において、資本規制の計算に重要な影響を及ぼすような法令の変更は行われておりません。

### (2) 財務リスク管理

当社グループは、事業を営む上で様々な財務上のリスク（為替リスク、価格リスク、金利リスク、信用リスクおよび流動性リスク）が発生します。当社グループは、当該財務上のリスクの防止および低減のために、一定の方針に従いリスク管理を行っております。

また、当社グループの方針として、デリバティブは、実需取引のリスク緩和を目的とした取引に限定しており、投機目的やトレーディング目的の取引は行っておりません。

## a. 市場リスク

## (a) 為替リスク

当社グループは外貨建取引を行っているため、主に米ドルレートの変動により生じる為替リスクに晒されておりますが、当該リスクを回避する目的で為替予約取引を利用しております。また、外国為替証拠金取引における為替変動リスクに対しては、顧客等との間の取引により生じる為替ポジションをカウンターパーティとの間で行うカバー取引によってリスクを回避しております。

## (為替感応度分析)

当社グループが保有する外貨建金融商品について、他のすべての変数が一定であると仮定した上で、日本円が米ドルに対して1%高くなった場合の連結損益計算書の税引前利益および連結包括利益計算書のその他の包括利益(税効果考慮前)に与える影響は、以下のとおりであります。なお、当該分析には在外営業活動体の資産および負債の表示通貨への換算による影響額は含まれておりません。

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2014年 4月 1日 至 2015年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2015年 4月 1日 至 2016年 3月 31日)
税引前利益への影響額(は減少額)	3	2
その他の包括利益(税効果考慮前)への影響額(は減少額)	75	91

## (b) 価格リスク

当社グループは、事業戦略上の目的で上場株式などの資本性金融商品を保有しており、市場価格の変動リスクに晒されております。また、市場価格の変動リスクを管理するため、発行体の財務状況や市場価格の継続的モニタリングを行っております。

## (価格感応度分析)

当社グループが保有する資本性金融商品について、他のすべての変数が一定であると仮定した上で、市場価格が10%下落した場合の連結包括利益計算書のその他の包括利益(税効果考慮前)に与える影響は、以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2014年 4月 1日 至 2015年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2015年 4月 1日 至 2016年 3月 31日)
その他の包括利益(税効果考慮前)への影響額(は減少額)	1,437	1,965

## (c) 金利リスク

当社グループは、主に投資活動に伴う資金の運用において金利変動リスクに晒されております。また、金利変動リスクの未然防止または低減するため、固定金利と変動金利の有利子負債の適切な組み合わせを維持し、変動金利の有利子負債について、金利変動の継続的モニタリングを行っております。

## (金利感応度分析)

当社グループが保有する金利変動の影響を受ける金融商品について、他のすべての変数が一定であると仮定した上で、金利が1%上昇した場合の連結損益計算書の税引前利益および連結包括利益計算書のその他の包括利益(税効果考慮前)に与える影響は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2014年 4月 1日 至 2015年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2015年 4月 1日 至 2016年 3月 31日)
税引前利益への影響額(は減少額)	3	52
その他の包括利益(税効果考慮前)への影響額(は減少額)	724	533

#### b. 信用リスク

当社グループは、事業を営む上で、営業債権及びその他の債権ならびにその他の金融資産（株式およびデリバティブなど）において、取引先の信用リスクがあります。

当社グループは、当該リスクの未然防止または低減のため、過度に集中した信用リスクのエクスポージャーを有しておりません。また当該リスク管理のため、当社グループの債権管理規程に従い、取引先毎に与信調査および与信極度額を設定し、取引先の信用状態に応じて必要な担保・保証などの取り付けを行っているほか、取引先ごとに期日管理および残高管理を行い、信用状況を定期的にモニタリングしております。

外国為替証拠金取引については、顧客との取引を行うほか、顧客との取引により生じるリスクを回避するためにカウンターパーティとの相対によるカバー取引を行っており、顧客が預け入れた証拠金等以上に損失を被ることにより発生する顧客の信用リスクおよびカウンターパーティに対する信用リスクを有しております。顧客の信用リスクに対しては、自動ロスカット制度を採用しているため、信用リスクに対するエクスポージャーは限定的であります。カウンターパーティの信用リスクに対しては、信用力の高い金融機関とのみ行っており、契約不履行になる可能性は僅少であります。また、カバー取引の実施にあたっては、社内管理規程に基づき為替ポジションや売買損益についてチェックを行う管理体制を整えております。

当社グループは、取引先の信用状態に応じて営業債権等の回収可能性を検討し、減損損失を認識しておりますが、過去に重要な減損損失を計上した実績はありません。また、期日が経過しておらず減損もしていない営業債権等について、債務者が債務を履行できないという兆候は報告日現在発生しておりません。

連結財政状態計算書で表示している金融資産の減損後の帳簿価額および貸出コミットメントは、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値です。なお、保有する担保の評価およびその他の信用補完は考慮しておりません。貸出コミットメントについては、「35. 偶発事象」をご参照ください。

なお、営業債権及びその他の債権については、信用補完として受け入れた保証金（前連結会計年度 918百万円、当連結会計年度 1,233百万円）を、外国為替証拠金取引については、顧客が預け入れた証拠金（前連結会計年度 97,177百万円、当連結会計年度 95,285百万円）を保有しております。

#### c. 流動性リスク

当社グループは、主に営業取引および投資活動に伴う資金の調達・運用や返済支払において、流動性リスクに晒されております。当該リスクの未然防止または低減のため、資金運用については原則として1年超の運用は行わないこととしており、1年以内で資金運用を行う場合は、流動性があり元本欠損リスクが極めて小さいものに限って行っております。資金調達については、銀行借入による間接金融とし、その返済期間は市場の状況や長期、短期のバランスを調整して決定しております。

(3) 金融商品の分類

金融商品（現金及び現金同等物を除く）の分類別内訳は、以下のとおりであります。

前連結会計年度(2015年3月31日)

(単位：百万円)

金融資産	FVTPLの 金融資産	売却可能 金融資産	貸付金及び 債権	合計
流動資産				
営業債権及びその他の債権			217,736	217,736
その他の金融資産	15,886		15	15,901
非流動資産				
その他の金融資産	1,143	43,510	13,450	58,104
合計	17,030	43,510	231,201	291,742

金融負債	FVTPLの 金融負債	償却原価で測定 する金融負債	合計
流動負債			
営業債務及びその他の債務		158,979	158,979
その他の金融負債	9,070	601	9,671
非流動負債			
その他の金融負債		920	920
合計	9,070	160,501	169,571

当連結会計年度(2016年3月31日)

(単位：百万円)

金融資産	FVTPLの 金融資産	売却可能 金融資産	貸付金及び 債権	合計
流動資産				
営業債権及びその他の債権			305,758	305,758
その他の金融資産	20,765	1,760	7,591	30,118
非流動資産				
その他の金融資産	306	57,599	12,415	70,321
合計	21,072	59,359	325,766	406,198

金融負債	FVTPLの 金融負債	償却原価で測定 する金融負債	合計
流動負債			
営業債務及びその他の債務		270,766	270,766
その他の金融負債	3,746	14,541	18,287
非流動負債			
その他の金融負債	6	10,556	10,562
合計	3,752	295,864	299,617

## 26. 金融商品の公正価値

## (1) 公正価値ヒエラルキーのレベル別分類

当初認識後に経常的に公正価値で測定する金融商品は、測定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、公正価値ヒエラルキーの3つのレベルに分類しております。

レベル1 - 同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により測定した公正価値

レベル2 - レベル1以外の直接または間接的に観察可能なインプットを使用して測定した公正価値

レベル3 - 重要な観察可能でないインプットを使用して測定した公正価値

公正価値測定に複数のインプットを使用している場合には、その公正価値測定の全体において重要な最も低いレベルのインプットに基づいて公正価値のレベルを決定しております。

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、各四半期の期首時点で発生したものと認識しております。

なお、前連結会計年度および当連結会計年度において、レベル1とレベル2の間における振替はありません。

本連結財政状態計算書上、経常的に公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーに基づくレベル別分類は、以下のとおりであります。

前連結会計年度(2015年3月31日)

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
FVTPLの金融資産				
外国為替証拠金取引		15,886		15,886
その他			1,143	1,143
売却可能金融資産				
株式	14,569		15,984	30,554
債券		7,554	1,805	9,360
その他		61	3,534	3,596
資産合計	14,569	23,502	22,469	60,541
FVTPLの金融負債				
外国為替証拠金取引		9,070		9,070
負債合計		9,070		9,070

当連結会計年度(2016年3月31日)

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
FVTPLの金融資産				
外国為替証拠金取引		20,765		20,765
その他			306	306
売却可能金融資産				
株式	19,922		23,197	43,119
債券		8,020	1,327	9,347
その他		89	6,803	6,892
資産合計	19,922	28,875	31,634	80,431
FVTPLの金融負債				
外国為替証拠金取引		3,746		3,746
その他		6		6
負債合計		3,752		3,752

(2) 公正価値の測定方法

FVTPLの金融資産および金融負債は、主に外国為替証拠金取引であり、公正価値は類似契約の相場価格に基づき測定しているため、レベル2に分類しております。

売却可能金融資産のうち、上場株式の公正価値については期末の市場の終値、非上場株式の公正価値については割引キャッシュ・フロー法および類似会社の相場価格などを使用して測定しております。測定に使用する相場価格および将来キャッシュ・フローに係る永久成長率などのインプットのうち、すべての重要なインプットが観察可能である場合はレベル2に分類し、重要な観察可能でないインプットを含む場合はレベル3に分類しております。

債券の公正価値は、主にリスクフリーレートや信用スプレッドを加味した割引率のインプットを用いて、割引キャッシュ・フロー法で測定しており、インプットの観察可能性および重要性に応じてレベル2またはレベル3に分類しております。

本連結財政状態計算書上の金融商品の公正価値は帳簿価額と一致または合理的に近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

(3) レベル3に分類した金融商品の公正価値測定

(a) 公正価値の評価技法およびインプット

レベル3に分類した金融商品の評価技法および重要な観察可能でないインプットは以下のとおりであります。

	評価技法	観察可能でないインプット	観察可能でないインプットの範囲	
			2015年3月31日	2016年3月31日
売却可能金融資産(株式)	割引キャッシュ・フロー法	資本コスト	12.6%	12.4%
		永久成長率	2.0%	1.2%
FVTPLの金融資産(その他)	モンテカルロ・シミュレーション	営業利益の正規分布の期待値	1,500百万円	150百万円

売却可能金融資産のうち株式の公正価値は、永久成長率が上昇（低下）した場合は増加（減少）し、資本コストが上昇（低下）した場合は減少（増加）いたします。

FVTPLの金融資産のうちその他の公正価値は、業績達成確率が上昇（低下）した場合、増加（減少）する関係にあります。

上表の評価技法以外に、取引事例法を使用している銘柄があります。

## (b) レベル3に分類した金融商品の調整表

レベル3に分類した金融商品の調整表は、以下のとおりであります。

前連結会計年度(自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)

(単位：百万円)

	FVTPLの金融資産	売却可能金融資産		
	その他	株式	債券	その他
2014年4月1日	719	26,715	1,476	1,843
利得および損失				
当期利益(注)1、3	118	5,408	75	201
その他の包括利益(注)2、3		3,032	254	342
購入	305	8,919		1,260
レベル3からレベル1への振替 (注)4		1,065		
その他(注)3		20,960		112
2015年3月31日	1,143	15,984	1,805	3,534

- (注) 1 当期利益に含まれている利得および損失は、連結損益計算書の「その他の営業外収益」および「その他の営業外費用」に含まれております。
- 2 その他の包括利益に含まれている利得および損失は、連結包括利益計算書の「売却可能金融資産」および「在外営業活動体の換算差額」に含まれております。
- 3 当連結会計年度において、売却可能金融資産に含まれていた(株)ジャパンネット銀行の株式は、無議決権株式を普通株式へ転換したことにより、売却可能金融資産から関連会社株式となりました。これに伴い、売却可能金融資産に分類されていた既存持分を公正価値で再測定の上、処分するように会計処理し、当該時点で連結財政状態計算書の「その他の包括利益累計額」に計上されていた同社株式の評価差額6,249百万円を、連結損益計算書の「その他の営業外収益」に振り替えております。(「30.その他の営業外収益」参照)
- 4 保有銘柄の上場によるものであります。

当連結会計年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(単位：百万円)

	FVTPLの金融資産	売却可能金融資産		
	その他	株式	債券	その他
2015年4月1日	1,143	15,984	1,805	3,534
利得および損失				
当期利益(注)1	51	1,362	1,037	147
その他の包括利益(注)2		1,750	2	198
企業結合による増加(注)3		1,166	1,660	10
購入	0	7,169	1,072	3,627
レベル3からレベル1への振替 (注)4		300		
科目振替(注)5	786	2,701	1,770	
その他		412	399	24
2016年3月31日	306	23,197	1,327	6,803

(注) 1 当期利益に含まれている利得および損失は、連結損益計算書の「その他の営業外収益」および「その他の営業外費用」に含まれております。

2 その他の包括利益に含まれている利得および損失は、連結包括利益計算書の「売却可能金融資産」および「在外営業活動体の換算差額」に含まれております。

3 主にアスクル(株)を連結子会社化したことによる増加であります。

4 保有銘柄の上場によるものであります。

5 主にSignal Digital, Inc.発行の新株予約権付社債を、2016年2月に株式に転換したことによるものであります。

#### (c) 感応度分析

レベル3に分類した金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の増減は見込まれておりません。

#### (d) 評価プロセス

レベル3に分類した金融商品について、当社の投資管理部門担当者は、外部の評価専門家の助言を得ながら公正価値測定の対象となる金融商品の性質、特徴およびリスクを適切に反映できる評価技法およびインプットを用いて公正価値を測定しております。実施した金融商品の公正価値の測定結果は、外部専門家の評価結果を含めて部門管理者によりレビューされ、当社副社長 執行役員 最高財務責任者が承認しております。

## 27. 金融資産の譲渡

当社グループは、営業債権およびその他の債権の一部について流動化取引を行っております。

しかし、当該流動化債権の中には、債務者が支払を行わない場合に、当社グループに遡求的に支払義務が発生するものがあり、このような流動化債権については、金融資産の認識の中止の要件を満たさないことから、認識の中止を行っておりません。

当連結会計年度末において、このような譲渡資産を「営業債権及びその他の債権」7,497百万円計上しており、また、当該資産の譲渡時に生じた入金額を関連する負債として「その他の金融負債」7,499百万円計上しております。当該負債は、譲渡資産に対して支払が行われた場合に決済されることとなりますが、その間、当社グループが当該譲渡資産を利用することはできません。

## 28. 売上高

売上高の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
サービスの提供	428,487	470,846
物品の販売(注)		181,480
合計	428,487	652,327

(注) 企業結合により子会社化したアスクル(株)の支配獲得日以降の業績が含まれております。  
この企業結合取引の内容は、「5. 企業結合」をご参照ください。

## 29. 売上原価および販売費及び一般管理費

売上原価および販売費及び一般管理費の性質別内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
商品売上原価		143,695
人件費	48,874	66,031
業務委託費	52,747	57,036
販売促進費	15,267	41,483
販売手数料	35,158	37,372
減価償却費及び償却費	16,935	30,697
情報提供料	17,696	30,685
その他	44,595	80,023
合計	231,275	487,026

30. その他の営業外収益

その他の営業外収益の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
段階的に取得された関連会社投資の再測定益(注)1	6,249	
関連会社投資の負ののれん発生益(注)2	2,480	
株式売却益	652	1,532
その他	1,255	1,484
合計	10,637	3,016

(注) 1 段階的に取得された関連会社投資の再測定益は、(株)ジャパンネット銀行の関連会社化に伴い、売却可能金融資産に分類されていた既存持分を公正価値で再測定の上、処分するように会計処理し、当該時点で連結財政状態計算書に計上されていた「その他の包括利益累計額」を、純損益に振り替えたことにより発生した利益であります。(「26.金融商品の公正価値」(3)(b)参照)

2 関連会社投資の負ののれん発生益は、主に(株)ジャパンネット銀行の関連会社化に伴い、同社の識別可能な資産および負債の正味の公正価値に対する当社グループの持分が取得原価を上回った超過額であります。

31. その他の包括利益に係る組替調整額および税効果額

その他の包括利益の項目別の当期発生額および組替調整額、ならびに税効果の影響は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2014年 4月 1日 至 2015年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2015年 4月 1日 至 2016年 3月 31日)
純損益にその後に振り替えられる可能性のある項目		
売却可能金融資産		
当期発生額	5,641	4,170
組替調整額	6,321	1,507
税効果調整前	680	2,663
税効果額	722	604
売却可能金融資産	41	2,058
在外営業活動体の換算差額		
当期発生額	927	810
組替調整額		
税効果調整前	927	810
税効果額		
在外営業活動体の換算差額	927	810
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	975	236
税効果額		
持分法適用会社に対する持分相当額	975	236
税引後その他の包括利益	1,944	1,011

32. 1株当たり利益

親会社の所有者に帰属する基本的1株当たり当期利益および希薄化後1株当たり当期利益の算定基礎は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
基本的1株当たり当期利益	23.37	30.15
親会社の所有者に帰属する当期利益(百万円)	133,051	171,617
親会社の普通株主に帰属しない利益(百万円)		
基本的1株当たり当期利益の計算に使用する利益 (百万円)	133,051	171,617
普通株式の期中平均株式数(千株)	5,692,890	5,692,340
希薄化後1株当たり当期利益	23.37	30.14
当期利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)	811	1,030
希薄化効果を有しないため、希薄化後1株当たり当期利益の算定に含まれなかった潜在株式	2005年度第1回、第2回、第3回、第4回、2006年度第1回、第2回、第3回、2007年度第1回、第3回、第4回、2008年度第1回、2012年度第2回、2013年度第1回、第2回、2014年度第1回新株予約権。これらの詳細は「24.株式に基づく報酬」に記載のとおりであります。	2007年度第3回、2008年度第1回、2012年度第2回、2013年度第1回、第2回、2014年度第1回新株予約権。これらの詳細は「24.株式に基づく報酬」に記載のとおりであります。

## 33. 連結キャッシュ・フロー計算書の補足情報

## (1)重要な非資金取引の内容

重要な非資金取引（現金及び現金同等物を使用しない投資および財務取引）は、以下のとおりであります。

前連結会計年度において、(株)ジャパンネット銀行の株式は、無議決権株式を普通株式に転換したことにより、売却可能金融資産から関連会社株式となりました。転換時点の帳簿価額は、同社の識別可能な資産および負債の正味の公正価値に対する当社グループ持分を反映した結果、23,167百万円となっております。

当連結会計年度において、アスクル(株)は、自己株式を取得したことにより、当社の子会社となりました。企業結合時の取得資産および引受負債の公正価値、非支配持分およびのれんは、「5. 企業結合」をご参照ください。

## (2)子会社の支配獲得による支出

前連結会計年度および当連結会計年度において、株式の取得により新たに子会社となった会社に関する支配獲得時の資産および負債ならびに支払対価と取得による収支の関係は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年3月31日)	当連結会計年度 (2016年3月31日)
取得資産	67,128	38,409
引受負債	38,224	13,492
子会社の純資産 (取得時の現金受入額控除前)	28,904	24,916
のれん	11,558	74,820
非支配持分	8,314	1,686
支払対価の公正価値	32,147	98,051
取得時の現金受入額	10,386	5,219
子会社の支配獲得による支出 (取得時の現金受入額控除後)	21,761	92,831

34. 関連当事者

当社グループの最終的な親会社はソフトバンクグループ株式会社（日本企業）であります。

当社および当社連結子会社と当社の関連当事者である連結子会社との間の取引は、連結上消去されており、注記には開示されておりません。当社グループとその他の関連当事者との取引高および債権債務残高の総額は以下のとおりであります。

(1) 関連当事者間取引および未決済残高

前連結会計年度（自 2014年4月1日 至 2015年3月31日）

(単位：百万円)

関係の内容	名称	取引内容	取引金額	未決済残高
その他の関係会社	ヤフー・インク	ロイヤルティの支払 (注) 1	11,606	3,187
当社取締役会長の近親者が議決権の過半数を所有している会社	MOVIDA JAPAN(株) (注) 2	新規事業育成/促進に関する業務委託 (注) 1	35	2
当社取締役会長の近親者が議決権の過半数を所有している会社	(株)クリエイティブ・リンク (注) 2	ニュースコンテンツ編成入稿委託(注) 1	55	10

(注) 1 取引条件の決定については、市場価格および委託内容を勘案し、交渉の上決定しております。

2 当社の取締役会長である孫正義氏の近親者、孫泰蔵氏が議決権の過半数を所有しております。

3 取引金額には消費税等を含めておりません。未決済残高には消費税等を含めております。

4 未決済残高は担保が設定されておらず、現金で決済されております。保証は付与しておらず、また、付与されておられません。

当連結会計年度（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）

(単位：百万円)

関係の内容	名称	取引内容	取引金額	未決済残高
その他の関係会社	ヤフー・インク	ロイヤルティの支払 (注) 1	12,651	3,349
当社取締役の近親者が議決権の過半数を所有している会社	MOVIDA JAPAN(株) (注) 2	新規事業育成/促進に関する業務委託 (注) 1	21	
当社取締役の近親者が議決権の過半数を所有している会社	(株)クリエイティブ・リンク (注) 2	ニュースコンテンツ編成入稿委託(注) 1	58	10
		パートナーサイトへの広告掲載(注) 1	15	2
		ニュースコンテンツ誘導サービス(注) 1	19	1

(注) 1 取引条件の決定については、市場価格および業務内容を勘案し、交渉の上決定しております。

2 当社の取締役である孫正義氏の近親者、孫泰蔵氏が議決権の過半数を所有しております。

3 取引金額には消費税等を含めておりません。未決済残高には消費税等を含めております。

4 未決済残高は担保が設定されておらず、現金で決済されております。保証は付与しておらず、また、付与されておられません。

(2) 主要な経営幹部に対する報酬

役員およびその他の経営幹部の報酬は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
短期報酬	283	406
退職給付	1	0
株式報酬	1	0
合計	286	407

(注) 主要な経営幹部に対する報酬は、ヤフー(株)の取締役(社外取締役を含む)およびその他の経営幹部に対する報酬であります。

35. 偶発事象

(1) 貸出コミットメント

当社グループの貸出コミットメントは、主にクレジットカードに付帯するキャッシング業務によるものであり、貸出未実行残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年3月31日)	当連結会計年度 (2016年3月31日)
貸出コミットメントの総額	259,736	194,619
貸出実行残高	8,689	6,638
差引額	251,046	187,981

(2) 保証債務

当社グループは、主に信用保証業務において、提携先金融機関が個人に融資する際の債務保証を以下のとおり行っております。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年3月31日)	当連結会計年度 (2016年3月31日)
保証契約の総額	13,446	13,822
保証残高	10,427	10,418

36. 連結財務諸表の承認

本連結財務諸表は、2016年6月7日に当社代表取締役社長 宮坂学 および当社副社長 執行役員 最高財務責任者 大矢俊樹 によって承認されました。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	110,576	248,871	445,298	652,327
税引前四半期(当期)利益(百万円)	50,541	155,370	198,480	226,585
親会社の所有者に帰属する四半期(当期)利益(百万円)	33,380	124,747	153,531	171,617
基本的1株当たり四半期(当期)利益(円)	5.86	21.92	26.97	30.15

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
基本的1株当たり四半期利益(円)	5.86	16.05	5.06	3.18

## 2 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2015年3月31日)	当事業年度 (2016年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	418,325	326,742
売掛金	63,277	68,062
たな卸資産	2 143	2 881
前渡金	2	11
前払費用	2,891	3,403
繰延税金資産	5,851	5,984
決済事業未収入金	12,433	53,352
その他	20,733	45,235
貸倒引当金	1,143	1,818
流動資産合計	522,515	501,855
固定資産		
有形固定資産		
建物	13,526	13,414
構築物	751	692
機械及び装置	11,780	11,657
工具、器具及び備品	22,940	32,287
土地	5,424	5,722
建設仮勘定	149	1,962
有形固定資産合計	54,573	65,736
無形固定資産		
のれん	1,753	1,167
商標権	7	9
特許権	2,004	1,856
ソフトウェア	16,828	19,035
その他	325	230
無形固定資産合計	20,919	22,298
投資その他の資産		
投資有価証券	24,595	31,937
関係会社株式	146,044	256,272
関係会社社債	7,700	7,700
その他の関係会社有価証券	24,530	24,164
関係会社長期貸付金	95	55
破産更生債権等	7	14
長期前払費用	1,275	1,572
繰延税金資産	8,586	9,976
その他	12,155	5,971
貸倒引当金	8	14
投資その他の資産合計	224,982	337,650
固定資産合計	300,475	425,685
資産合計	822,990	927,541

(単位：百万円)

	前事業年度 (2015年3月31日)	当事業年度 (2016年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	13,695	13,658
未払金	35,348	73,195
未払費用	1,943	1,553
未払法人税等	30,458	26,825
前受金	8,617	10,084
預り金	4,021	7,592
前受収益	52	27
役員賞与引当金	96	90
ポイント引当金	2,813	4,325
資産除去債務		4,365
その他	16,141	9,870
流動負債合計	113,187	151,588
固定負債		
資産除去債務	2,351	1,516
その他	3,991	2,987
固定負債合計	6,342	4,504
負債合計	119,530	156,092
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,281	8,358
資本剰余金		
資本準備金	3,362	3,439
資本剰余金合計	3,362	3,439
利益剰余金		
利益準備金	27	27
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	684,842	749,366
利益剰余金合計	684,870	749,394
自己株式	1,316	1,316
株主資本合計	695,197	759,877
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	7,565	10,908
評価・換算差額等合計	7,565	10,908
新株予約権	697	662
純資産合計	703,460	771,448
負債純資産合計	822,990	927,541

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2014年 4月 1日 至 2015年 3月 31日)	当事業年度 (自 2015年 4月 1日 至 2016年 3月 31日)
売上高	353,579	376,050
売上原価	44,932	49,250
売上総利益	308,647	326,800
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	23,681	24,770
業務委託費	20,468	22,321
販売促進費	2 14,310	2 35,102
減価償却費	10,574	17,713
その他	56,868	63,791
販売費及び一般管理費合計	125,905	163,700
営業利益	182,742	163,099
営業外収益		
受取利息	380	510
受取配当金	1,125	1,706
負ののれん償却額	984	1,189
その他	942	828
営業外収益合計	3,432	4,235
営業外費用		
投資事業組合損失	104	281
損失補填金	269	187
消費税等調整額	77	161
その他	51	180
営業外費用合計	502	810
経常利益	185,671	166,523
特別利益		
投資有価証券売却益	130	1,234
関係会社株式売却益	529	
抱合せ株式消滅差益	1,150	5,949
その他	1	8
特別利益合計	1,811	7,191
特別損失		
減損損失	1,251	1,477
抱合せ株式消滅差損	1,062	
関係会社株式評価損	87	781
関係会社社債評価損		1,004
解約精算金		1,770
その他	588	806
特別損失合計	2,989	5,840
税引前当期純利益	184,493	167,875
法人税、住民税及び事業税	63,916	55,694
法人税等調整額	1,676	2,776
法人税等合計	65,593	52,918
当期純利益	118,900	114,956

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)		当事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
事業費					
1 外注費		168	0.4	105	0.2
2 業務委託費		33,910	75.5	37,079	75.3
3 その他		10,852	24.2	12,065	24.5
計		44,932	100.0	49,250	100.0
期首仕掛品たな卸高					
合計		44,932		49,250	
期末仕掛品たな卸高					
売上原価		44,932		49,250	

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、総合原価計算による実際原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2014年 4月 1日 至 2015年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	8,271	3,352	3,352
当期変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）	9	9	9
自己株式の取得			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			
当期変動額合計	9	9	9
当期末残高	8,281	3,362	3,362

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
繰越利益剰余金					
当期首残高	27	591,165	591,193	521	602,295
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）					19
自己株式の取得				794	794
剰余金の配当		25,223	25,223		25,223
当期純利益		118,900	118,900		118,900
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計		93,676	93,676	794	92,901
当期末残高	27	684,842	684,870	1,316	695,197

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	5,593	5,593	676	608,565
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				19
自己株式の取得				794
剰余金の配当				25,223
当期純利益				118,900
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,972	1,972	20	1,992
当期変動額合計	1,972	1,972	20	94,894
当期末残高	7,565	7,565	697	703,460

当事業年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	8,281	3,362	3,362
当期変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）	77	77	77
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			
当期変動額合計	77	77	77
当期末残高	8,358	3,439	3,439

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
繰越利益剰余金					
当期首残高	27	684,842	684,870	1,316	695,197
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）					155
剰余金の配当		50,432	50,432		50,432
当期純利益		114,956	114,956		114,956
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計		64,524	64,524		64,679
当期末残高	27	749,366	749,394	1,316	759,877

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	7,565	7,565	697	703,460
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				155
剰余金の配当				50,432
当期純利益				114,956
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,343	3,343	34	3,308
当期変動額合計	3,343	3,343	34	67,988
当期末残高	10,908	10,908	662	771,448

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準および評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法

(2) 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

(3) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2 デリバティブ等の評価基準および評価方法

デリバティブ

時価法（振当処理をした為替予約を除く）

3 たな卸資産の評価基準および評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

貯蔵品

主に個別法

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## 5 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### (2) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

### (3) ポイント引当金

販売促進を目的とするポイント制度に基づき、顧客へ付与したポイントの利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

## 6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### (1) のれんの償却方法および償却期間

のれんおよび2010年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、発生年度より実質的判断による年数の見積が可能なものは、その見積年数で、その他については5年間の定額法により償却しております。但し、金額が僅少な場合には、発生年度にその全額を償却しております。

### (2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産および負債

	前事業年度 (2015年3月31日)	当事業年度 (2016年3月31日)
短期金銭債権	13,303百万円	68,293百万円
長期金銭債権	512	
短期金銭債務	8,205	13,193

2 たな卸資産

	前事業年度 (2015年3月31日)	当事業年度 (2016年3月31日)
貯蔵品	143百万円	881百万円

3 貸出コミットメント

(1) クレジットカードに附帯するキャッシング業務

当該業務における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2015年3月31日)	当事業年度 (2016年3月31日)
貸出コミットメントの総額	1,693百万円	百万円
貸出実行残高	610	
差引額	1,082	

(2) 関係会社に対する貸出コミットメント契約

関係会社に対する貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2015年3月31日)	当事業年度 (2016年3月31日)
貸出コミットメントの総額	15,500百万円	45,500百万円
貸出実行残高		21,000
差引額	15,500	24,500

4 保証債務

当社は、連結子会社が行っている信用保証業務における債務保証に対し、以下のとおり連帯保証を行っておりません。

	前事業年度 (2015年3月31日)	当事業年度 (2016年3月31日)
金融保証契約の総額	9,200百万円	9,200百万円
金融保証残高	7,397	7,273

## (損益計算書関係)

## 1 関係会社との営業取引および営業取引以外の取引の取引高の総額

	前事業年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	27,884百万円	29,859百万円
売上原価	10,101	7,746
販売費及び一般管理費	20,495	22,441
営業取引以外の取引による取引高		
営業外収益	1,244百万円	1,804百万円
営業外費用	5	133
資産の購入高	2,015	184
資産の売却高	284	15

## 2 販売促進費に含まれるポイント費用の額

	前事業年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
ポイント費用	1,764百万円	12,728百万円

## (表示方法の変更)

## (貸借対照表関係)

前事業年度において、流動資産の「その他」に含めていた「決済事業未収入金」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。なお、前事業年度における流動資産の「その他」に含まれる「決済事業未収入金」の金額は12,433百万円であります。

## (損益計算書関係)

前事業年度において、特別利益の「その他」に含めていた「投資有価証券売却益」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。なお、前事業年度における特別利益の「その他」に含まれる「投資有価証券売却益」の金額は130百万円であります。

前事業年度において、特別損失の「その他」に含めていた「関係会社株式評価損」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。なお、前事業年度における特別損失の「その他」に含まれる「関係会社株式評価損」の金額は87百万円であります。

(有価証券関係)

前事業年度(2015年3月31日)

子会社株式および関連会社株式

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	1,217	9,569	8,351
関連会社株式	35,240	67,873	32,633
合計	36,458	77,442	40,984

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式および関連会社株式

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	82,670
関連会社株式	26,915
合計	109,586

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

当事業年度(2016年3月31日)

子会社株式および関連会社株式

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	1,217	6,547	5,329
関連会社株式	35,240	108,236	72,996
合計	36,458	114,783	78,325

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式および関連会社株式

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	189,533
関連会社株式	30,280
合計	219,813

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2015年3月31日)	当事業年度 (2016年3月31日)
(繰延税金資産)		
減価償却費	6,350百万円	7,978百万円
投資有価証券評価損	5,043	5,394
未払費用	2,086	2,361
未払事業税	2,116	1,616
その他	2,457	3,479
繰延税金資産合計	18,053	20,830
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金	3,616百万円	4,869百万円
繰延税金負債合計	3,616	4,869
差引：繰延税金資産純額	14,437百万円	15,961百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度（2015年3月31日）および当事業年度（2016年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

前事業年度（2015年3月31日）

「所得税法等の一部を改正する法律」（2015年法律第9号）、および「地方税法等の一部を改正する法律」（2015年法律第2号）が2015年3月31日に公布され、2015年4月1日以降開始する事業年度より法人税率等が変更されることになりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、前事業年度の35.64%から、回収又は支払いが見込まれる期間が2015年4月1日から2016年3月31日までのものは33.10%、2016年4月1日以降のものについては32.34%へ変更しております。

この変更により、繰延税金資産の金額が1,669百万円減少し、法人税等調整額が1,669百万円増加しております。

当事業年度（2016年3月31日）

「所得税法等の一部を改正する法律」（2016年法律第15号）、および「地方税法等の一部を改正する等の法律」（2016年法律第13号）が2016年3月29日に国会で成立し、2016年4月1日以降開始する事業年度より法人税率等が変更されることになりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、前事業年度の33.26%から、回収又は支払いが見込まれる期間が2016年4月1日から2018年3月31日までのものは30.86%、2018年4月1日以降のものについては30.62%へ変更しております。

この変更により、繰延税金資産の金額が879百万円減少し、法人税等調整額が1,100百万円増加しております。

(企業結合等関係)

「1 連結財務諸表等 連結財務諸表注記 5 . 企業結合」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形固定資産	建物	13,526	3,632	35	3,709	13,414	11,753	25,167
	構築物	751	0		59	692	269	961
	機械及び装置	11,780	1,646	106	1,663	11,657	9,968	21,625
	工具、器具及び備品(注) 1	22,940	17,180	243	7,590	32,287	33,267	65,554
	土地	5,424	297			5,722		5,722
	建設仮勘定	149	2,958	1,144		1,962		1,962
	合計	54,573	25,716	1,531	13,022	65,736	55,258	120,994
無形固定資産	のれん	1,753			586	1,167		
	商標権	7	3		1	9		
	特許権	2,004	5		152	1,856		
	ソフトウェア(注) 2	16,828	16,115	7,627	6,281	19,035		
	その他	325			95	230		
	合計	20,919	16,123	7,627	7,116	22,298		

(注) 1 工具、器具及び備品の主な増加

サーバー等の購入

13,215 百万円

ネットワーク関連機器の購入

2,966

2 ソフトウェアの主な増加

コンシューマ事業に関する開発

3,467 百万円

マーケティングソリューション事業に関する開発

1,636

【引当金明細表】

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金(注)	1,151	1,833	449	702	1,833
役員賞与引当金	96	90	96		90
ポイント引当金(注)	2,813	4,325		2,813	4,325

(注) 貸倒引当金およびポイント引当金の当期減少額(その他)は、洗替えによる取崩額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行(株)
取次所	
買取・買増手数料	1. 当会社の株式の取扱いに関する手数料は、無料とする。 2. 株主等が証券会社等または機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。
買増請求受付停止期間	毎年次に掲げる日から起算して10営業日前から当該日までの間 (1) 3月31日 (2) 9月30日 (3) その他機構が定める株主確定日等
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 <a href="http://ir.yahoo.co.jp/">http://ir.yahoo.co.jp/</a>
株主に対する特典	

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利、単元未満株式の買増しに関する権利以外の権利を有していません。

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

有価証券報告書	事業年度	自	2014年4月1日	2015年6月17日
(1) およびその添付書類並びに確認書	(第20期)	至	2015年3月31日	関東財務局長に提出
(2) 内部統制報告書およびその添付書類	事業年度 (第20期)	自	2014年4月1日	2015年6月17日
		至	2015年3月31日	関東財務局長に提出
(3) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づくもの(議決権行使結果)			2015年6月23日 関東財務局長に提出
(4) 四半期報告書および確認書	第21期第1四半期	自	2015年4月1日	2015年8月10日
		至	2015年6月30日	関東財務局長に提出
(5) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づくもの(特定子会社の異動)、ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づくもの(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)			2015年8月31日 関東財務局長に提出
(6) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づくもの(特定子会社の異動)			2015年9月15日 関東財務局長に提出
(7) 四半期報告書および確認書	第21期第2四半期	自	2015年7月1日	2015年11月12日
		至	2015年9月30日	関東財務局長に提出
(8) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づくもの(特定子会社の異動)			2016年2月4日 関東財務局長に提出
(9) 四半期報告書および確認書	第21期第3四半期	自	2015年10月1日	2016年2月12日
		至	2015年12月31日	関東財務局長に提出
(10) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づくもの(特定子会社の異動)			2016年5月17日 関東財務局長に提出

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2016年6月7日

ヤフー株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	山	一	郎	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大	迫	孝	史	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	朽	木	利	宏	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているヤフー株式会社の2015年4月1日から2016年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、国際会計基準に準拠して、ヤフー株式会社及び連結子会社の2016年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

企業結合の注記に記載されているとおり、会社は、2015年8月27日付でアスクル株式会社を子会社化した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ヤフー株式会社の2016年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、ヤフー株式会社が2016年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ( ) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2016年6月7日

ヤフー株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中山 一郎 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大迫 孝史 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 朽木 利宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているヤフー株式会社の2015年4月1日から2016年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヤフー株式会社の2016年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ( ) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。